

法、古稱當五百年命世者出、是其定數與、

【真盛上人往生傳記】

○上略、長享二年越前
ニ下ルコトニ係ル

一其後於一乘谷安養寺說法時、守護朝倉孫次郎貞景十六才、雖為青年、有聽聞法談、合信心掌、低歸敬頭、遂隨勸誘、同八月廿八日於圓頓戒場、被放祕藏大小鷹并一物鶯、數多鳥籠以黃金為儼飾、如山積上、并鷹共經緒唐紅絲如塚束置、一時為灰燼畢、于時空中紫雲聳、忽然有三尊來迎、參詣貴賤上下悉奉拜之、發心出家者不知數、然間朝倉方一門家子被官不申及、其外國人上下萬人各奉飯伏、成所化、於剃髮輩不足說、乍俗人成弟子者、各々隨分斷惡事、面々放鷹鶯、停運水也關役橋賃、悉入念佛門、同廿九日早旦、昨日所被放鷹一本飛來安養寺棟間、授十念、同日上洛路次、自一乘隔二里、片上坂峠暫有休息時、去廿八日朝倉方所被放一物大鷹、奉慕上人來御前間、授十念、如此靈瑞不遑委曲記云々、

【圓戒國師繪詞傳】

(繪)

鳥山右金吾、上人の化導の殊勝なる事を聞及給ひ、河州え奉請、念佛の法門聽聞申されん由を申されけるに、其御返事に、御使恐入存候、御惡行の様體連々承及候間、以參教訓申度候折節に候條、可參事は安き事に候、然間、愚僧參候はん付ては、其以前に國中の召人并鷓鷹其外飼鳥等悉被放候へし、さやうに候はずは參間敷候由仰られければ、申入らるゝにつるては、子細に不及とて、悉被放畢、其由上人え申し入、則御迎を被遣ければ、其上はとて、上人河州え發向あり、即義就對面あつて、御下向忝候の由申させ給ふ、然は七日御說法あるへきにて、

則談義はしめんとし給ふ處に、或人參て密に申けるは、御説の事候間、召人飼鳥等、何も被放候、雖然逸物鷹深くかくしをかれ候よし申ければ、打ちうなつかせ給ひて、則座にのほり、先一番にの給ふ、抑鳥山の御家は、天下に何れか肩をならふへき人候、雖然御心中は臆病第一の人とこそ存候へ、其故は、愚僧を召れ候時、召人飼鳥の事申て候へは、不及是非御放の由候間、參て候處、御逸物鷹をは隠しをかれたる由承候、御家に取は、か様の御儀、一段御比興と存候、此心中にては打死になとめされ候共、疵はうしろにあるへしとの給ひければ、家中の人群集の諸人色を赤め、胸さはきし、此屋形無法人にてをわすれば、いかなる振舞かあるへきとおもひけるに、さはなくして、鷹を取寄せて、御前にて被放畢、略中

(繪)

當國の守護朝倉方、上人に向顔申度由、懇望の間、一乘の谷に赴給ふ、則於安養寺御說法、並圓頓大乘戒執行あるに、戒の御布施には、國中の關役所末代是を停止せらる、如此歸依尊重の餘に、祕藏の逸物鷹とも皆放たる、並鳥籠鷹の道具悉上人の前に積重たる、然上は、一族若黨我にも如此せらるゝ條、如山如岡積重、一時に灰燼となし訖、時に空中に紫雲聳き、三尊影向の儀式、諸人はを拜み奉る、貴賤信仰の餘に、發心出家する者不知數、彌隨一教利物偏増の道理思合られ不思議と侍り、

(繪)

翌日の早旦に昨日はなつ所の鷹一もと、安養寺の棟にとひ來る間、十念をさづけ給ふ、

(繪)

又其日府中へ歸給ふに、片上坂の峠に暫休息あるに、又放つ所の鷹、上人をしたひ奉り、御前に來る間、十念をさつけたまふ、誠に不思議と申もをろかなり、

後柏原天皇、永正二年是歲、伊勢慶光院尼守悦、同國宇治橋ヲ架ス、

【河崎氏年代記】

一文明九、丁酉、内宮大橋斷、

一明應六、丁巳、内宮大橋事始、本願は守悦也、

一永正二、乙丑、内宮大橋カ、ル、本願守悦也、子細有テ無供養、半日ノ稜有也、

【慶光院古記】 飛鳥井雅俊卿ヨリ御書物

新春之佳慶珍重珍重、更不可有休期候、抑舊冬は預芳札候、略中兼又内宮大橋成就、御神忠不可過之候哉、略中

正月十三日

雅俊

守悦上人御報

【神廷紀年】五 後柏原 永正二年

此年宇治大橋成、尼守悦所造進也、河崎氏年代記、略舊記曰、守悦不知其産、嘗任紀州而遷勢州、乃創慶光院、一曰紀州人鹿人也、

【勢陽五鈴遺響】十一 度會郡 宇治橋及橋姫祠

宇治郷今在家ト館町ノ間五十鈴河ニ架スル處ナリ、略中又永正二年慶光院第二世守悦上人本願トシテ架ス、寛正六略カヨリ四十一年後ニシテ、其廢絶スルニ至、又天文十四年、尼本願ト載ルルハ、或云同第三世清順上人ナルヘシ、

永正二年ヨリ天文十四年ニ至リ、又四十一年ヲ歷テ修架ニ至レリ、略下

十四年八月二十四日丁卯、僧智源、十方ニ勸進シテ、山城四條橋ヲ再興セントス、是日、幕府之ヲ許ス、

【祇園古文書】○都のにぎはひ所載

洛陽四條橋事、令斷絶之處、進一紙半錢、結縁ニ奉加、有再興志之旨、言上之段、被聞食訖、然略カ以勸進可遂其節之由、所被仰下也、仍執達如件、

永正十四年八月廿四日

美濃守

上野介

勸進聖智源

【都のにぎはひ】 勸進聖智源は、祇園の社僧にや、猶考ふべし、

永正年中、大和薬師寺僧高定、醫術ニ長ジ、普ク施療ス、

【本朝醫考】中 薬師寺圓俊高定和尚

高定和尚、曾於南都般若寺慈心和尚塔下、剃染、就西大寺之寶塔院、受具足戒、又入寶生護國院、受灌頂、每以密爲專攻、内行佛教、外施醫術、無貴無賤、普施藥以救濟之、蓋考其族譜、竹田快翁之子、而定怡之弟、月海之兄也、宜哉、有醫術之妙也、一入釋門雖不繼家系、醫名彰聞、依之後土御門院弗豫日、應勅獻藥、時有大驗、特賜帝觴以賞之、又後柏原院御宇、常令侍御榻之畔、治療有効、寵眷之餘、辱賜寶劍、年及七十餘、震良平安、是

又依自養之術乎、弟子圓盛、定本、預製壽像、請贊於東山月舟、載在幻雲葉、

○高定寂スルコト年月未ダ詳ナラズ、今後柏原院御宇云々トアルニ據リテ、姑ク茲ニ掲グ、

大永五年十一月是月、瘡病流行ス、天皇宸筆ヲ染メ、般若心經ヲ書寫シテ、仁和寺及ビ延曆寺ニ納メ、其ノ終熄ヲ祈リ給フ、

【宸翰集】 宸翰心經御發願文案

頃年小瘡流布、都鄙愁苦日久矣、依之爲利蒼生、聊凝丹棘、書寫般若之眞文、瞻爾仁和之靈寺、仰冀三寶知見、萬民安樂、乃至法界平等利益、

大永五年十一月、日

山上分

延曆之靈寺

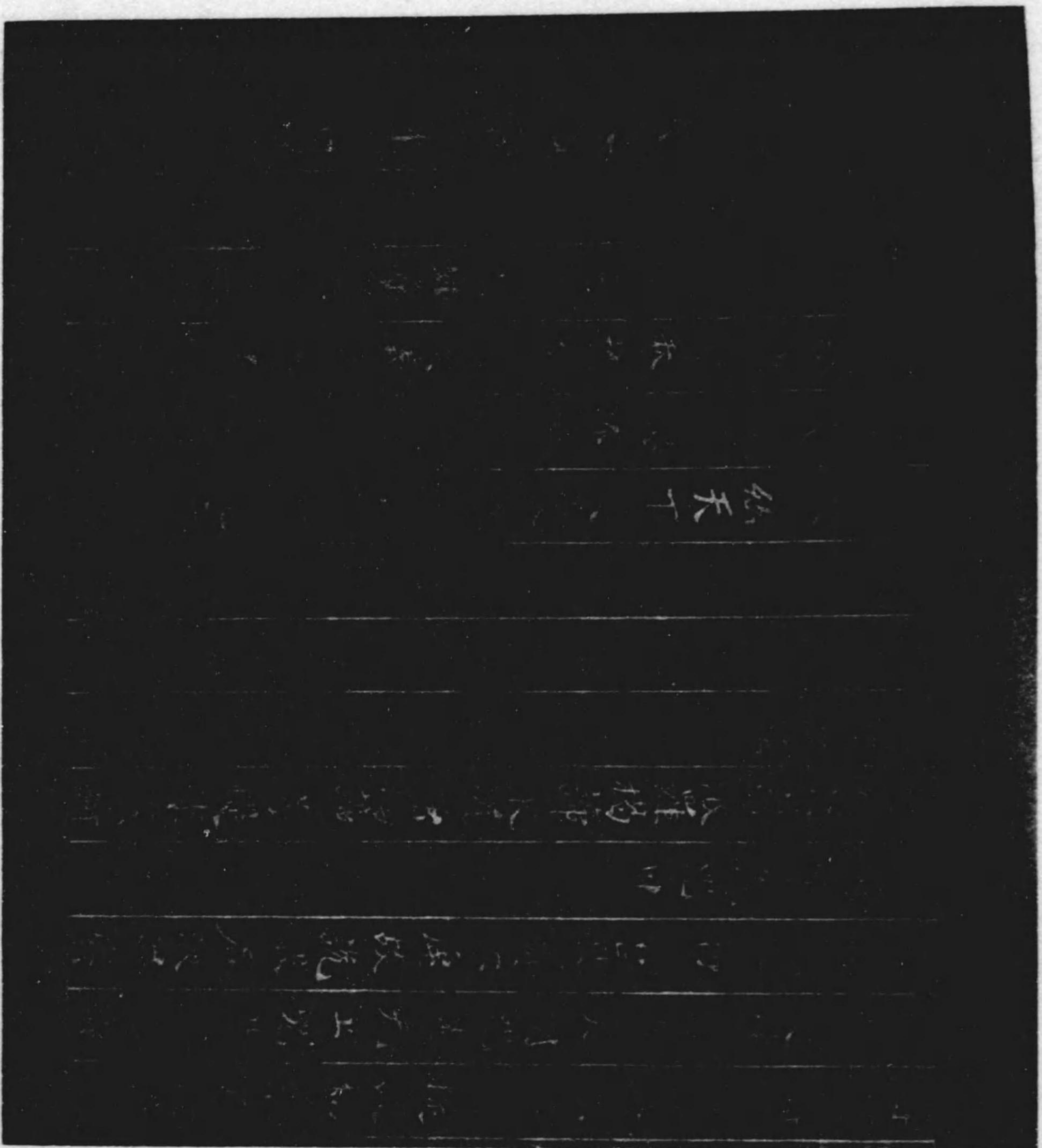
銘

般若心經弘法大師筆者只心經二字計候歟、兩樣共以不可有子細哉、

後奈良天皇、天文三年五月是月、疾疫流行ス、天皇宸筆ヲ染メ、般若心經ヲ書寫シテ、其ノ終熄ヲ祈リ給フ、

【後奈良天皇宸筆般若心經】 ○大覺寺所藏

(與書)頃者疾疫流行、民庶憂患、朕願不徳、寤寐無聊、因追弘仁明時之遺塵、奉寫般若心經之妙典、仰願天感丹誠之懇



後奈良天皇宸筆般若心經

龍澤川教院所藏

篤、國蘇蒼生之多難、乃至法界平等利益、

于時天文第三曆仲夏中旬候

九年六月十七日^丑天下大ニ疫シ、萬民多ク死亡ス、是日、天皇、宸筆ヲ染メテ般若心經ヲ書
寫シ、三寶院義堯ヲシテ、之ヲ供養セシメ、以テ疫疾ノ終熄ヲ祈リ給フ、

【後奈良天皇宸筆般若心經】

○醍醐寺所藏

（奥書）今茲天下大疫、萬民多汚於死亡、朕爲民父母、德不能覆、甚自痛焉、竊寫般若心經一卷於金字、使義堯僧正供養之、庶幾瘳爲疾病之妙藥矣、

于時天文九年六月十七日

○宸筆般若心經ヲ諸國ニ頒テ給フコト、便宜左ニ合敘ス、

【後奈良天皇宸筆紺紙金泥般若心經】

○甲斐淺間神社所藏

（奥書）甲斐國 國土安穩萬民和樂、

（奥書）勅筆

奉納神前般若心經 一卷

天文十九年^{庚戌}卯月廿日 大膳太夫晴信

人皇百五代後柏原天皇第一王子今上皇帝宸筆

（奥書）○包紙ハ晴信ノ
（花押）自筆ニカ、ル、

天文九年

信門擴多羅三藏三菩薩行 般若啟羅
多是大神咒是大明咒是無量阿僧祇劫
死能除一切苦真實不誑 能除老病雜
多死即說咒曰 揭諦揭諦 揭諦揭諦
揭若心經
每讀此大咒乃氏至化境聖賢服若
氏之母後不能履地身痛甚高雷城居
之經一卷於金字中寫念經百遍
廣衛厚為末病之藥矣

于時天父九靈降書曰

【曼殊院文書】

五〇山城

心經國々被遣内

河内 傳譽	伊勢 惟房	尾張 准后
參河 右府	遠江 長淳	駿河 宣治
陸奥 伊豐	越前 季遠	加賀 白山
但馬 右府	備前 伊豐	出雲 准后
周防 光康	豐前 資持	肥前 光康
肥後 光康	日向 季遠	近江 勳大
已上十八ヶ國	天文十四年二月廿一日までは此分也	かいの國 正二
信乃 三條	越後 勳大	下野 勳大
伊豆 正二	上野 稱名	
安房國 水本僧	正申出	

廿四國申出也、各書也、

御立願心經御書寫始日次

今月廿二日丙子

廿三日丁丑

八月十九日

從二位賀茂朝臣在富

以一書令申候、能々被記可給候、此外不申候、

先年不慮之儀依有之、關東^江下向候、其題目其國^江震筆之金紙金泥心經^お可有奉納之由候、爲其勅使可罷下由候、路次雖相尋候、不自在之由候間、其間ニ上洛候、則御經返納進申候處、彼國一向御無案内候間、可被下仁體無之預^判申、不罷下者、可傳進候由、被仰出候間、先預り申候、御經之奥仁^お阿房國^お被遊候、諸國^{六十六ヶ國}御經大都^おと御奉納候、以此次其國之領主御禮被申候様辨者、其處之機根次第候、下向難成候者、可然仁躰被上、渡申度候、爲其態此仁召下候、能々有分別而、御報可承候、恐々謹言、

五月

前法務權僧正源雅^判

寶殊院^お

繪旨之趣謹以致拜見候、抑宸筆之御經一卷、可令安置當國之由、畏承候訖、令存其旨之由、宜預御奏聞候、恐惶謹言、

七月廿八日

遠江守平盛舜(花押)

謹上 右中辨殿

天文九年

○後奈良天皇宸筆般若心經ハ、右ノ外三河、伊豆、越後、周防、肥後等ノ分現存セリ、

十二年十一月三十日^{乙丑}僧十穀、近江勢多橋ヲ再興セントシテ、十方ニ勸進ス、是日、十穀宗牧ヲ訪フ、

【東國紀行】^(天文十三年)十一月晦日、^(牧月書)この家は依藤太秀郷の末孫にて、彼龍宮より褒美の太刀所持せられたり、毎月朔日には同名衆出仕、三日潔齋して供具をそなへ、三獻の儀式嚴重なり、此太刀拜見のため、昨日は逗留の事なれば、未明におきて、行水看經などし侍りし、勢田橋再興勸進十穀、これもけふを待えて、早天より尋ね來れり、奇特の事なり、

十六年十二月一日^{戊申}河内觀心寺、功德風呂ヲ定置ス、是日、衆議ヲ以テ、張行ノ日時ヲ定ム、

【觀心寺文書】^{○河内}

就功德風呂定置事、

正月四日、同晦日、二月晦日、三月晦日、五月五日、九月八日、十二月之年越、同晦日迄者雖爲結縁、四七日迄者不可燒、五七日ニハ可燒、此外功德風呂在之者、番之風呂相述、功德風呂可燒者也、

天文十六年未十二月朔日衆儀

二十年八月二十日^{丙子}伊勢慶光院尼清順、同國御裳濯橋ヲ造替ス、是日、繪旨ヲ下シテ之ヲ褒ス、

【慶光院文書】 二

^(慶光院第三卷)清順居住室、號慶光院之由被聞食訖、殊至太神宮御裳濯橋造畢、供養成其功之由、叡感無極、而今度造替之事、應一社之請、同可遂其沙汰旨、神妙之由、天氣所候也、悉之以狀、

天文廿年八月廿日

右中將(花押)

慶光院

天文年中、僧恩岡、和泉堺ノ十萬寺ニ住シテ、貧病者ヲ救フ、世ニ其寺ヲ悲田院ト稱ス、

【鎮流祖傳】^五 泉州悲田院恩岡上人傳

釋恩岡、姓佐佐木、江州甲賀之人、性善頭陀、周旋五畿七道、勸誘念佛、天文年中、游泉州堺、因緣所應掛錫精修、一日依熊野權現示諭、書寫彌陀經十萬卷、世譽呼樓止之字稱十萬、師健忍深悲、常出巷路、保義貧者病人、以故又曰悲田院、後關白秀吉公賜齋田五十石、終焉向佛伸供養、念佛而寂、時紫鷲園龜、報命八十有二、

【堺鑑】^{寺觀} 悲田院法護山

開基ハ恩計上人、諱衆德也、俗姓ハ源氏、江州ノ佐々木家ノ侍某方家ノ子也、相傳熊野權現ノ再誕也トカヤ、長成テ出家、學文シ、念佛ノ宗旨ヲ尊、天文年中ニ此津ニ當寺ヲ建立シテ、惠心ノ眞作ノ阿彌陀如來ノ尊像ヲ安置シ玉フ、其後十方ノ衆ヲ勸テ、淨財ヲ拋シメ、上人自十萬卷ノ彌陀經ヲ書寫シ、讀誦シ玉フ、一夕熊野權現靈夢有テ、此寺ヲ十萬ト號スベシト宣シヨリ、今ニ至迄寺ノ別號トス、又上人市ニ出テ乞食シ、貧人ヲ助玉フ、故ニ悲田院ト申也、秀吉公ノ御時采地五十石ノ許ヲ下シ玉フ、當御代ニ至迄、相違ナク御朱印ヲ頂戴シ奉ル、鎮守辯財天ハ弘法大師ノ彫刻也、靈驗アゲテカゾヘガタシ、

天文年中

永祿八年

三三〇

正親町天皇、永祿八年是歲、山城醍醐寺、功德風呂ヲ張行ス、尋テ、屢之ヲ張行ス、

【三寶院文書】 六十二 惣寺公物算用狀

永祿八年乙丑年十二月ヨリ、略中

六十文 功德風呂三ヶ度請取之、

本宮仕方 永祿十一年納分略中

下行略中

三斗 風呂タキノ方へ下行之、

功德風呂以下ニ此分也、略中

永祿十一辰年納 年預戒光院江當納分略中

風呂 小野野阿彌寄進、

一反五斗代作職 皆未進 百姓小野玄周略中

海真 風呂へ寄進代壹貫文

二升 光臺院ヨリ出ル、略下

納 天正元癸酉年略中

四斗一升 功德湯分、順良 安藝 了清 乘圓 了仙 順良略中

三斗 風呂タキ道珍年取物ニ遺ス、

四斗 風呂四ヶ度ノ分道珍ニ渡ス、

三斗六升 同道珍ニ渡ス、光臺院年取時ノ分、未進ニ渡ス、略中

此遺足

三升二合 風呂釘ノ代五月日、略中

七升五合 風呂ノ入口クツヌキ造作ノ時入用、

仙能 順賢 道珍等也、

壹斗七升二合 同時釘代五連六連也、略中

九升 風呂ノ桶ユイノテマ、

五升 同食、道珍迄二人分也、

天正元酉年納 年預 寶幢院江當納分、略中

六升 十二月十二日 風呂桶結ノ食鹽噲以下、

四升 同輪竹、

九升 同桶ユイ手間一日分、略中

永祿八年

三三一

永祿八年

四斗 四ヶ度風呂ノ下行、
三斗 風呂タキ年取物、略中

三三二

此遺足

壹斗 六月廿日 風呂ヲカ引人雇以下飯料、

六升 同時酒三升代米、

二升 同時鹽噌、

二斗八升二合 風呂大工六人人雇三日之間

五人之分 飯料、

五升 同時鹽噌以下、

二斗七升八合 同釘之代米六れんヲ八れん、

四寸六れん五れんヲ二れん、

六斗 十一月十七日 同大工六人手間、略中

九升 三月十日 風呂ノ桶結一日分手間、

四升二合 同輪竹之代、

六升 同風呂桶ユイ食 道珍分也、

天正三年六月二十六日癸巳織田信長、美濃山中ノ賤民ヲ憐ミテ、之ヲ救フ、

【原本信長記】 天正三年乙亥五月廿五日、略中略、信長岐阜歸、去程に哀成事有、美濃と近江之境に山中と云所

有、道之ほとりに頑者雨露ウツクシにうたれ乞食して居たり、京都御上下に御覽し、餘に不便に思食、惣別乞食は住所不定、此者は何もかはらず爰に有、如何様可有子細と、或時御不審被立、在所之者に御尋有、所の者罷出、由來を申上候、昔當所山中之宿にて、常樂トクガク御前を奉殺候、其因果に依て、先祖之者代々頑者ウツクシと生れて、あの如く乞食仕候、山中之猿とは此者之事也と申上候、

六月廿六日、頓に御上洛、御取紛半山中猿事思食被出、木綿甘端御手つから取出し持させられ、山中之宿に而御馬をひかへさせられ、此所之男女によらず、何れも罷出候へ、物を被仰付候はんと御詫候、如何成事をか可被仰出と、難儀ながら罷出候處、木綿甘端乞食之猿に被下候、所之者共請取、此半分を以て、隣家に小屋をさし、不餓死様に情を懸て置候へと上意候、其上此隣郷之者共、麥出來之時と、秋後には心落に少つとらせ候は、信長可被成御祝着と被仰出候、忝さ之餘に、山中町中之男女、袖をしほらぬ者もなし、御伴之上下不及申、皆落涙なされ候也、か様候間、御家臣之御衆被加御扶持忝次第也、御慈悲深き故に、諸天之有御冥利而、御家門さかへさせ給ふと感し敬申也、

十一年四月二十一日癸酉柴田勝家ノ臣毛受勝介、貧ヲ憐ミ、旅人ヲ惠ム、是日、近江賤ヶ嶽ニ於テ、主勝家二代リテ戰死ス、

【太閤記】十八 諸士之傳記 毛受勝介

天正三年 十一年

三三三

毛受勝介は、尾州春日井郡稻葉村人也、柴田修理亮勝家に、十二歳の比より事へ、後は小姓頭に任し、領一萬石地、素性信篤く、古風を事とし、母に孝有、勝家敗北の折節、舍兄茂左衛門尉諸共に忠死を快くし、其名尤かうはし、凡て朋友に信愛厚く、貧士を憐愍し、旅人等に恵み深く有し也、無比類忠死六之卷に委し、

【柴田勝家始末記】 家臣

高壹萬石

近習 毛受勝助勝輝或吉

天正十一癸未年、志津嶽合戦ノ時、勝家公就敗軍、四月廿三日ニ至テ舍兄照景ト牒シ合、敵方小川佐平治、木下半右衛門ト一生懸命ノ及對戰、終ニ兩人ヲ討取ノ後、兄弟差違自殺ス、○勝助、勝家ニ代リテ討死スルコト、豐鑑、太閤記、淨信寺文書、賤嶽合戦記ニモ見ユ。十四年正月十一日丁未是ヨリ先、僧全宗ヲ施藥院使ニ補ス、是日、又全宗ノ養子丹波秀隆ヲ施藥院使ニ補ス、此後、其ノ子孫相承ケテ之ニ任ゼラル、

【天台霞標】 三ノ三 藥樹全宗法印

台宗藥樹院法印全宗上人行狀銘并序

夫古之高賢碩德、出世入世、或懷利濟之方、必行賢忍之行、雖隱顯有時、期必克成、而後已、此非才德雙稱卓識過人者、孰能與焉、予近閱台宗施藥院全宗公行錄、而知其爲人也、公字全宗、別號德運軒、近江州甲賀郡丹波氏子、幼而聰敏、性好慈濟、禮叡山橫川檢校繁度、適元龜間、平信長兵起、而叡山佛刹一皆遭焚、緇徒星散、公尋反初服、乃隱於醫、與豐臣秀吉公爲布衣交、名聞藉藉、由斯而著焉、及秀吉公正位帥府、即起宗爲大醫院、位正四品、而恩遇特隆於衆、朝野重之、宗嘗謁伊勢太神宮、見郡吏追取田地歲課甚酷神民苦之、乃爲上聞、而免

其吏、神官以金爲謝、宗曰、吾所以奏陳者、爲敬神明也、非有饑寒之迫、諸君豈不知哉、竟却之、尋偵京師疾疫、宗施藥餌十旬、以濟得活者莫計其數、起死回生之功、不減藥王大士在世時也、人皆德之、○中略、全宗、叡山トニカ一日覺報緣將盡、乃謂門弟子曰、吾平生、惟以濟人爲懷、興復茲山爲念、今願酬夙志、可無遺恨、死復不願汝等列百味之珍饈、作萬善之追嚴、惟用一簣之土、以覆遺骸、一杯之水、以胎靈鑑、附於當山足矣、言訖化去、時慶長元年十二月十日也、世壽六十有九、○中其宗孫凌雲院僧正胤海大德、念祖之恩不忘、以行狀請老僧爲銘、孝行可嘉、不獲以辭、乃爲之銘曰、

台岳降靈	爰生哲人	教門重振	藥樹回春	真俗兩融	我人一致
起死回生	仁慈廣施	果滿功成	蓮國標名	幻緣覺破	頓入無聲
六十九年	有如彈指	身後無餘	一杯秋水	潔己清心	衆所加欽
勒銘金石	永鎮藥林				

延寶己未無射月霜降 黃檗木菴瑤老和南書

【皇國名醫傳】 上 施藥院全宗 子宗伯

施藥院全宗近江人、丹波康賴之後、以全宗父子爲施藥院使、因以爲氏、全宗初入叡山爲僧、後舍去學醫於曲直瀬正度、仕豐臣太閤、有寵、常侍左右、天正中任施藥院使、敘法印、孝謙帝時勅置施藥院、普濟良賤疾苦、後廢久矣、至此太閤奏興之、全宗子秀隆亦獲太閤恩遇、賜偏名、授藤原姓、敘從四位、任少將、聚樂之宴亦與焉、先卒、全宗乃養宗伯爲嗣、

天正十四年

三三六

宗伯亦近江人三雲資隆子、幼育于一鷗宗虎、傳出因學醫、全宗乞而子之、慶長四年繼爲施藥院使、被法印、下

【施藥院文書】一 京都帝國大學所藏文書

口宣案

上冊 廿四日大書
天正十三年三月十日、 宣旨

從五位下藤原秀隆

宜令任施藥院使主典、

藏人頭左近衛權中將藤原慶親 奉

口宣案

上冊 廿七日大書
天正十四年正月十一日、 宣旨

施藥院主典丹波秀隆

宜令轉使、

藏人頭左近衛權中將藤原廣親 奉

口宣案

上冊 廿七日大書
天正十四年正月十一日、 宣旨

從五位下丹波秀隆

宜令任施藥院使、

藏人頭左近衛權中將藤原慶親 奉

【施藥院文書】二

京都帝國大學所藏文書

三雲氏系圖姓藤原

施藥院○後漢靈帝ヨリ忠明ニ至ル十四人略ス

雅忠、典藥頭、施藥院、主稅介、昇殿聽禁色、雜袍、正四位下二位、○次重康略ス

重賴、侍醫、圖書頭、施藥院使、從四位下、○次基康略ス

賴基、正四位下、侍從、二位、典藥、施藥院使

長基、典藥頭、施藥院、內匠頭、正四位下、右兵衛府生、○次季康ヨリ宗忠ニ至ル十一人略ス

全宗、施藥院使、元刺髮、故被法印、昇殿

秀隆、施藥院使主典、從五位、侍從、始賜藤原姓、昇殿、早世

宗伯、施藥院、依刺髮、被法印、昇殿

宗雅、施藥院、法印、昇殿、○次宗屋略ス

宗國、施藥院

安宗、施藥院、元宗屋元子、宗國爲嫡子

宗策、施藥院、元宗國實子、安宗爲嫡子、早世

天正十四年

三三七

宗寅、施藥院、法印、昇殿、元

宗眞、施藥院、法印、昇殿、元宗寅甥、爲嫡子

宗維、施藥院、早世

宗隆、施藥院、法印、昇殿、元宗維弟、爲嫡子

宗顯、宗顯未タ子ナシ、依テ分部若狭守四男宗篤ヲ養子トシ、家名相續人ト定ム、然後宗顯ニ一子誕生ス、二男ト爲ス、三雲中務是ナリ

宗孝、^{三雲中務}宗孝事蹟略ス

三雲將監、施藥院役吏無人ニ付、吉田右内ト普代家臣ノ姓名ヲ以テ代官ヲ勤ム、時ニ御所御延燒ト同時ニ、施藥院モ燒失ス、其後一棟ヲ新築ス、折柄將軍御上洛有之ニ付、大目付ヨリ見合ト相成ル、然ルニ間敷無之テハ御用ニ相立タス、速ニ臺所(八十坪)奥座敷(百坪)餘ヲ八十日間ニ建築シ、御用ニ充ツ、御所騒動ニ付、奔走シテ主従一同加茂岡本甲斐守ヘ立退ク、後維新トナリ、普用金ヲ賜リ、百官名ヲ廢セラレ、是ニ於テ吉田仙次ト改ム

^{分部若狭守四男}宗篤、^{三雲中務}宗篤事蹟略ス

宗順、^{三雲中務}宗順事蹟略ス、三雲治部卿トナル、後剃髮シテ百日間萬民ニ施藥ス、家名相續、後西洋醫術其頃蘭學ト云フ物ヲ學ブ、然ルニ漢醫學盛ノ折柄故、天脈拜診不相叶事トナル、又將軍御上洛ノ際、御中座ノ席及ビ萬端無滞相勤ム、其後維新トナリ、施藥院廢セラレ

【大德寺文書】^{○山城}

請取申藥院田勘料錢之事、

合貳百文者、

右所請取申如件、

永正酉十年正月廿一日

如意庵弁

吉富藤左衛門(花押)

次郎兵衛(略押)



請取 藥院田本役之事、

合伍百文此外地口貳百文者、

右所納如件、

紫野大得寺之内

如意庵弁

——(花押)

大永參年卯月日

【施藥院高札】

一來ル六月朔日ヨリ九月十日迄、百日之内、藥を施し候間、貧賤孤獨、婦人小兒を論せず、病症によつて可令治療之條、所望之旁は可被申來者也、

一大病にて來る事難成仁は、たとひ洛外たりとも行て可令診脉者也、

一病人并藥所望之人々、明六つ時より日中迄に可被來者也、

五月吉辰

施藥院

○コノ高札年次未ダ詳ナラズ、書跡等ニ依ルニ江戸時代初期ノモノナラン、丹波雅忠ヲ以テ施藥院使ニ補シ、其ノ子孫相承ケテ之ニ任ゼラル、コト、康平二年三月二十日ノ條ニ見ユ、

後陽成天皇、慶長二年六月十二日丙寅、阿波徳島城主蜂須賀家政、同國長谷寺以下六寺ニ寺領ヲ寄セ、驛路寺トナシテ、旅人ノ宿泊ニ充ツ、

慶長三年



請取 藥院田本役之事、

合伍百文此外地口貳百文者、

右所納如件、

紫野大得寺之内

如意庵弁

(花押)

大永參年卯月日

【施藥院高札】

一來ル六月朔日ハ九月十日迄、百日之内、藥を施し候間、貧賤孤獨、婦人小兒を論せず、病症によつて可令治療之條、所望之旁は可被申來者也、

一大病にて來る事難成仁は、たとひ洛外たりとも行て可令診脈者也、

一病人并藥所望之人々、明六つ時より日中迄に可被來者也、

五月吉辰

施藥院

○コノ高札年次未ダ詳ナラズ、書躰等ニ依ルニ江戸時代初期ノモノナラン、丹波雅忠ヲ以テ施藥院使ニ補シ、其ノ子孫相承ケテ之ニ任ゼラル、コト、康平二年三月二十日ノ條ニ見ユ、

後陽成天皇、慶長三年六月十二日丙寅阿波徳島城主蜂須賀家政、同國長谷寺以下六寺ニ寺領ヲ寄セ、驛路寺トナシテ、旅人ノ宿泊ニ充ツ、

慶長三年

【阿波國社寺文書】 坤

定條々

- 一當寺往來之諸人、うへ木うへ竹に少も手指不可有之事、
- 一當谷へ水くみに來る者共、いそぎ不罷歸、緩々と致逗留在之段可爲曲事事、
- 付り、佛前之水波へからさる事、
- 一籠り人にて無之、行衛不知者來り令滯留候は、不寄俗出家相改、此方へ可被申告事、
- 一於當寺生物殺生事不可有之事、
- 一寺山井屋敷堺目等相定間、爲寺中堅政道可有之事、
- 右條々往還人等爲坊中堅爲申觸、其上に而相背者有之者、則其身見る所にて書注所、此方へ於披見者、速にこれを可申付也、仍如件、

文祿三年三月十日

- 御判
- 板野郡水津村 長谷寺
 - 同 郡川野村 瑞運寺
 - 三好郡佐野村 青色寺
 - 同 郡中庄村 長善寺
 - 麻植郡西川田村 福生寺

右之寺御建立、於寺廻高拾石宛被下、驛路寺に被仰付、御定書被出、

定

驛路山 何寺

- 一當寺之儀、往還旅人爲一宿令建立候之條、專慈悲可爲肝要、或邊路之輩、或不寄出家、侍、百姓等、行暮一宿於相望者、可有似合之馳走之事、
- 一不寄自他國者、山賊盜賊等之道、其外諸惡之企有之輩時々來、宿をかる族可有之候、勿論兼而事之由被令承知候者歟、不然者不審に被存族有之者、宿之儀可遂斟酌、萬一押而一宿可仕由申者有之者、偏可爲狼藉、即地下之庄屋政所へ告知せ可被行曲事事、
- 一地下人并他所他郷之者、當寺へ相集、或者國之褒貶、或者對代官給人企訴訟以下、其外諸之惡事相たくらむ族、其面々は不及沙汰、宿等致候は、隣家迄可爲曲事、如此族於相催者勿論不可能許容事、
- 右定置所、常住被守此旨、不可有油斷之狀如件、

慶長三戊戌年六月十二日

阿波守

(家政) 茂成

【川田村誌】

○寛政年中山本本平著 歴史地理第五十八卷第二號、田所市太氏「蜂須賀家の入部と阿波國驛路寺」所載

慶長三年

本尊觀世音菩薩、惠心僧都作と申傳候、開基大仙僧都、

但當寺の儀、往古は麻植郡飯尾村に御座候由申傳候處、慶長三年に、當村へ蓬庵様御引移御建立被爲仰付、寺廻りに拾石被下置、並御掟書一通渡被遊候而、唯今に至、御代々様時々御建立御修覆被爲仰付奉候、右寺領の御判物並御掟書寫左の通にて御座候、

御判物之寫

當寺爲堪忍分、以寺廻拾石令附與所務之狀如件、

慶長三年六月十二日

川田之内 福生寺

【阿波國徵古雜抄】 五 板野郡木津村長谷寺所藏文書

定

一當寺之儀、爲往還旅人之一宿、雖被令建立、此節從公儀、きりしたん之族御制禁之條、不依何者、疑敷者一宿被仕義、堅停止之事、

一金毘羅分、新町之儀、如有來諸役令免許事、

一地下人并他所他郷之者、當寺へ相集、或國之衰貶、又者對代官給人、企非道之訴訟輩敷、惣而乍知惡黨、於寺内令許容者、住寺可爲越度事、

右條々可被相守者也、仍如件、

寛永十八年三月廿八日

忠英(花押)

長谷寺 有胤法印

【福生寺記録】

○阿波西川田字川田市驛路山寂蓮院福生寺所藏 歴史地理第五十八卷第二號、田所市太氏「蜂須賀家の入部と阿波國驛路寺」所載

寛永二十年麻植郡西川田村御藏入分政所百姓棟百姓人數之御帳

棟三間 邊路屋 福生寺 年四拾五

是は高拾石被遺、邊路屋仕、御ほたい所、

しんぼち 兩存 同十四

下人 久八 同二十九

符箋子 宮右衛門 四ツ

同 をそ 一ツ

弟 長へ 同十九

右二人の下人にさぬき者住寺をい□

牛二疋 馬壹疋

高貳石二斗

棟貳間 邊路屋 いんきよ寺 年七十一

右棟合 五間

人數合 五人

慶長三年

三四三

内壹疋は馬、同一疋は牛、

文化五辰歲麻植郡西川田棟附人數御改帳

一、壹ヶ 眞言宗福生寺 快惠 歳三拾四

此福生寺儀、以寺廻拾石、慶長三年御先代様御判物を以頂戴仕居申候、明和四亥年寺廻を以、地方御寄附被遊、嵯峨直末寺に而、於御國中門主門下無之壹寺に而、諸敷御建立之所に相成居中、

右寺格を以、郡御奉行直御支配之儀願上候、御當職様は御伺之上、向後諸願紙面に御役人奥書無之、郡御奉行様御直當被仰付旨、御當職様御下知御趣、郡御奉行津田勘兵衛様より御證文頂戴居申候、

豊人 隠居 快通 同八拾三

【阿波志】

三 板野郡 佛刹

長谷寺 在木津山麓、舊稱木津江寺、山號豐山、有大悲閣、石燈可三百級、三好氏捨十三貫地、一町七段文明中置、慶長三年命爲路室、管金尾羅河、○下略

九年八月十五日^{癸巳}、豐國社臨時祭、京都大佛殿ニ於テ、乞食、非人等ニ施行アリ、

【梵舜日記】

十

八月十五日癸巳、天晴、上京下京町人五人、躍衆、金銀花餅出達、百人ニ笠鉾一本ツ、アリ、六番、非人之施行、於大佛執行、一千疋許可有之敷、次騎馬乘料鳥目千貫文相渡、但一人充十貫文也、則悉於大河請取了、片桐市正奉行、但公方様依仰予罷出、神事也、片桐市正ヨリ依申來、切々伏見へ罷越、得御意相濟事、

【義演准后日記】

九

八月十五日、屬晴、寅刻法住寺ヨリ祇園參詣、夜中之間神前ニ徘徊、天明ノ後、智恩院本望^(堂)作事見物、日出時分法住寺へ歸、齋受用了、棧敷へ向了、文殊院樽進上、又明神樓門ノ前ノ棧敷、可有御成之由、頻申入間罷向了、巳半刻、上下京風流、笠ホコ一本ツ、構之、踏衆五百人云々、紅ノ生絹ニ金薄^(帯)、或龜ノコウ、或雲立涌、或カコ、或段々ノ體也、笠ハ金銀ニ皆タミ、結花ニテカサリ、扇金銀、帶、草鞋ニ至マテ、紅金銀也、僮僕五人十人ツ、召具、思々出立、是モ金銀ノダミ物著用、一物ニハ四天王、或唐人、或大黒エヒス、高野聖ノライ、アラユル一興ノ體也、鼓太鼓以下、笛ハヤシノ體也、難^(筆)筆舌、大佛廻廊ニテ施行在之、二千貫云々、北政所御棧敷樓門ノ北方ニ在之、其外公家、門跡、大名不知其數、昨日馬渡了、四座御能^{今度新作之能也}、一番宛致之、最初金春也、次觀世也、金剛、次寶生也、何モ新作也、大臣八九人モ出了、大夫四人モ一度ニ出了、廣大難單言詞耳、大坂ヘフトウ一折、今日之體珍重之由申下了、

十六日、天快晴、文殊院棧敷以下馳走禮トノ、袷、并帷子送遣之、

【豐國大明神臨時祭日記】 八月十五日

十六日、大佛にて施行を行せられ、

御奉行 片桐市正

乞食、非人、鉢拱、唱門師、猿つかひ、盲人、居去、腰引、物不云、穢多、皮刺、諸勸進ノ聖、異類異形、有雜無雜馳集、不知員幾何、御慈悲ハ上より下ル、難有忝なしと、聲々に呼はり、哀成有様、不被當目も様體ナリ、古語ニ曰、施非身一人、如功德大地と有、誠ニ御祈禱にも結縁にも、是に過たる事あらし、^{FO上}

十二年十月一日^{卯乙}、僧應其^木、諸國ヲ遍歴シ、諸將ヲ和セシメテ戰亂ヲ歇メ、士民ノ苦ヲ除キ、又池溝ヲ掘リ、橋梁ヲ架シテ民利ヲ圖ル、是日寂ス、

【高野山總分方風土記】^七 興山官寺、^{號文殊院、稱三千貫主、}

^{○中略、開祖興山應其上人は、近江國佐々木氏の産なり、通念集及諸傳記には、身の長六尺餘、神機淵鑑にして儀貌堂々たり、學を好み、和歌を詠し、篤く内教を信欽し、時々桑門に遊ぶ、三十七歳の時、「よしや世にいはねの小松年經とも逢見むもたゝこからの風」と吟詠し、頓に世實の塵累を脱し、超然として當山に陟り、天正元年十一月五日、千手院谷瀧城院に寄宿し、日々高祖大師の廟前に拜參し、地主の社頭を瞻禮し、日域の靈場たるを感じ、明師を詢求するに、文殊院^{千手院谷にあり、後見樹院と改む、}勢譽師は博識俊邁なりと聞て、迺其室に入り、稽首して薙染受戒し、名を應其と改む、譽師も其凡ならざるを察し、速に瑜伽の大法を瀉瓶す、爾しより常に鹽穀を斷ち、木食して精修苦行し、求聞持の法を修する事三箇度、專野澤の奥秘を探り、採葉汲水の功を経る事歳あり、嘗仁和寺任助法親王の尊室に入りて、三部の大法を稟けて、阿闍梨位を嗣紹す、^{○中略、天正十三年、一山ノ使トナリテ秀吉ノ許ニ至ムコト等ニ、}慶長十三年十月朔日、遮那の秘印を結び、奄然として化す、豐太閤、上人の勳蹟を優重する事深く、一時王公卿士の列席の時左右に語て曰、高野山の木食上人と視る事なかれ、木食上人の高野山なりと示さる、一座均く其恩遇の渥きに感ず、此時に當りて、天下鬪兵戰陣を事とする事累年、戰死天亡擧て計るへからず、上人是を憫む事自傷つくより甚し、是を救ひて、菩薩の大悲行に擬せんと欲し、諸國に緩頰して、忿を解き和を通し、戰鬪を歇め、萬民死亡の苦を免るゝ事幾許なるを知らず、實に國家太平の化を開きしといふへし、上人祕密超旨}

の微妙を究め、大徳洪業も又絶世の法標なり、夫三寶の闡衍は、伽藍道場を以て基とす、宜なる哉、上人造興を事とせらる、略其功作を擧れば、當山にては大塔、金堂、奥院、祖廟、鎮守神殿、同拜殿、御影堂、荒川經藏大門、及二王像、中門の修葺、興山、青巖兩大寺、文殊院、智莊嚴院等、總て大小二十五箇所、麓にては天野大明神四殿、末社回廊、透廊、持所、護摩所、管内にては池隄、橋梁、修築造功甚多し、橋本の川梁は特に其大營なりしといふ、皇都にては大佛殿、一十六丈廬遮那佛、二層の中門、二天の像及廻廊、四方の門關、大石壁、東寺五重塔、金堂、四方築屏、醍醐山の金堂、安祥寺の清瀧權現の社殿、淨土門の誓願寺、清水寺の子易塔、嵯峨の釋迦堂、洛外宇治の平等院、石山の觀音堂等、諸國に於て造營凡て八十一箇所、天下に擧げて行基大聖の再世し給ふといへり、

【續寶簡集】^{五十四} 高野山文書四十二

諸寺諸社等御造營目錄 遍照院

大事廣大心以可行之、中事中心道心任可勤之、少事微少心轉可補之、大中少相應心變改執行、成功可遂名、隨其事不轉心、心緒亂身體破、如此任覺悟、是可謂悉地成就、萬事無望、即心成佛有此中、

此目錄首尾披見、依令滿足當座書之、

應其

慶長三年八月廿二日の御供養也、
一大佛殿 御供養入用迄、都合八萬三千石

同

一善光寺如來寶塔 都合貳千八百廿三石九斗貳升八合

慶長五年十月

一大佛殿 御本尊 都合四千參百七拾三石四斗五升三合

文祿五年六月十六日

一同中門 都合八千八百拾五石四斗八升九合

山寺

一灌頂堂 都合貳百貳拾五石

一同塔 都合四百五拾石

同

一護摩堂 都合七拾八石

山寺
面、築地

一千百五拾石 御成ノ門中門 下門 客殿 臺所 樓下

一豊國御社頭 都合貳萬參千四百卅四石四斗貳升

同

一會所廻廊 都合貳千七百卅六石貳斗貳升

惣都合拾貳萬七千八拾六石五斗壹升

一東寺塔 供養入用迄 都合貳萬五千六拾石貳斗六升

一同講堂 都合參千七百八拾七石貳斗

東寺

一御影堂上葺 都合七百五拾石

同

一内外の築地 都合千五百石

一醍醐金堂 都合千七百五拾七石五斗五升

一同塔 都合九百卅五石五斗三升七合

一誓願寺 供養入用迄 都合四千六拾石六斗九升

一堺高野堂 都合貳百五拾石貳斗五升

高野山

一金堂 都合壹萬四千六百六拾四石四斗五合

天野

一山王堂 都合八百貳拾參石三升六合

同

慶長十三年

一中門 都合貳百六拾參石一斗貳升五合

同

一塔 都合參百四拾六石五升貳合

高野山

一西御堂 都合七百貳拾石七斗六合

一御影堂上葺 都合貳百拾貳石八斗八升

一寶藏 都合參百八拾貳石八斗

一御社拜殿 都合四百參拾石九斗九升八合

一大門 都合貳千八百七拾石四升貳合

一看經所 都合百三拾七石貳斗六升一合

一安樂川經藏 都合貳千九百石貳斗七升

一大塔足代 都合參千貳百八拾五石七升

高野同天野ノ分

惣都合貳萬七千參拾六石六斗四升五合

一年々請取申分

自天正十三年新御寄進納分 每年三千石宛 都合壹萬八千石之内
至同十八年秋

天正十四年日損 六百六拾四石三斗貳升 免二引

殘壹萬七千三百卅五石六斗八升

一金堂御造營時 現米八千石 御寄進

惣都合貳萬五千三百卅五石六斗八升

入地方

從天正十三年 至同十八年秋

米定殘

合千九百廿石八斗七升貳合

惣都合貳萬七千貳百五十六石五斗五升貳合

右請取申内

一諸造營遣方 貳萬七千卅六石六斗四升五合引

定殘

貳百拾九石九斗七合 預かり申候、

一臺所 都合七百八拾石

一天野、御主殿 都合百石

一兵庫寺御主殿 都合參百石

慶長十三年

- 一大塔二重の足代 都合千五百石
- 一上御主殿 繪書繪具等まで 都合參百五拾石
- 一勸學院室 都合貳百石
- 一御乗物^{四ツ} 都合百五拾石
- 一南谷大師堂寶形 都合七拾石

慶長貳年

- 一大塔御造營 都合壹萬八千九拾七石四斗六升一合
- 一佛具屋 都合貳拾石

安樂川

- 一御舟宮 都合四百五拾三石

同

- 一八幡宮 都合參百三拾五石
- 一安樂川ノいて 都合千五百石
- 一名手ノ池 都合貳百石
- 一かせたの池 都合百五拾石
- 一妙寺の池 都合貳百石

- 一ひきのノ池 都合貳百貳拾石

- 一柏原の池 都合四拾五石

- 一葛浦谷の池 都合貳拾五石

- 一住吉三ノ神殿 都合貳千七百石

東寺

- 一灌頂院同築地門まで 都合四百貳拾石

- 一同講堂 都合參百石

同

- 一塔柱立 都合貳百石

- 一同穀屋 都合貳百六拾石

同

- 一材木屋 都合七拾石

- 一吉田の宮 都合貳百石

- 一奈良真言院 都合貳百五拾石

一 百四拾四石八斗一升一合 萬小遣、正月ヨリいままで、折く人^ノに御ふちなど、同さかて、みそ、かうしの代、
一 四拾五石 學侶衆へ關錢、

一三拾石ツ、

細井久介殿え、去年も去々年も御ふち、

一四八拾貫貳百卅二文

正月、内衆、年玉ヨリはしめて、諸職人の祝言、折々御ふち、京大坂へ高野ヨリ持ッ

御出候と、又萬小遣、以上、

一貳拾五石 御衣料、寶龜院え、

白

一百壹石六斗七升四合

年中内衆客人萬之飯米、今日迄分、

白

一拾九石五斗七升一合

小將様、淺野彈正殿、其外何も湯見廻の音信、人足の飯米などまで、

白麥

一四拾石

年中内衆人足などの出入まで、かほと入可申候、

一貳百拾石

橋本、兵庫寺、五條、堺、奈良、あら川、東寺、此七所の世諦、かほとにつもり申候、

此外上下路錢、金銀、糸、わた、けんふなどの御遣は、つもり申されす候、

方々分

惣都合貳拾貳萬貳千四百拾六石三斗九升一合

此外

一青巖寺之事、

一興山寺之事、

一奥院灯籠堂之事、

其外所々の拙僧つもり不存候處、數多御座候間、大方拾萬石も可有之と奉存候、以上、

慶長七年三月吉日

遍照院覺榮(花押)

興山上人様、此外饅峨ノ釋迦堂ノ修理、宇治ノ平等院ノ修理等、

右之外ニ、(堂敷カ) 三十三間ノ修造、山科青瀧權現、清水シカマノ社頭、長谷ノ興喜ノ天神、宇智伊都ノ郡等ノ池、其外所々ノ池堂社等、(前部等カ)

御參内五箇度、天子ニ奉進獻物、隨而天奏諸公家衆へノ禮儀等之事、

次ニ、西國下向、大隅薩摩マテ長途ノ造作、隨而和睦ヲ可申談内存ナレハ、島津、同家老之衆マテモ、種々ノ土

産小袖、巻物、シ、ラ、諸道具、禮錢以下不可勝計事、

次ニ、東國下向ハ、相州武州ニ至ル、太閤御所へノ御見廻ナレハ、隨而諸陣之諸大名知音衆ニ至ルマテ、音信之

物共際限無之事、

次、藝州嚴島、和州室生善如龍王ノ造營、其外所々ノ小堂神社ノ修造、依之諸造營ニ無横難成就圓滿ノ爲祈念、

數年伊勢、多賀等之月參、愛宕山毎月百味、猶其外愛染供ノ千座等、荒神供ナト數千座事、

次ニ、太閤御所高麗ノ御發足ニ付而、九州へ度々御見廻之使僧、隨而一大事之御在陣ナレハ、爲御祈念、於東寺仁

王會之大法、曆應年中ニ被修以後無之法事也、同爲御祈誓、於高野山五僧ノ大法ヲ修行ス、何レモ著座之公卿ヲ

申請、爲勅會之事、

次ニ、諸堂ノ供養等、悉經勅諭、爲寂慮著座公卿立給ヘリ、何レモ遍照院目錄爲明鏡事、
 次ニ、太閤御所高野御參詣、愚老ノ寺青巖寺ニ三日ノ御逗留也、(前田同書)三州大納言殿、加州大納言殿、蒲生飛騨守、其
 外國々ノ諸大名供奉也、悉拙僧營トシテ馬草等ニ至マテ下行ス、上下一萬人ニ及ト云リ、
 次、庭儀灌頂修行ス、古今無比類結構ト沙汰シアヘリ、每度五ノ膳、三ノ膳、七點心等、悉木具仕立也、
 次、三師二親乃至法界平等利益ノ爲ニ、或ハ萬僧供養、千僧供養、非人施行等、或一山皆參振舞以下頓寫等者度
 々修行ス、大方目錄共在之由奉行共云リ、
 次ニ、石山寺建立、其外於高野一切經藏等、骨堂穀屋以下作事、遍照院不存、又寸隙依無之、各別ノ作事奉行申
 遣侍ル、源秀ヲトモ、所々ノ作事奏者取次等申付タル事數多在之、何レモ諸算用目錄等在之、然ニ今諸奉行共ノ
 算用狀ヲ悉勘定シテ、拾萬餘石也、雖然十萬石ニ接ノ詠シテ、以テ前後惣都合參拾貳萬貳千四百十六石三斗九升
 一合、此外ニ太閤并大政所殿北政所殿拜領之法服、絹布卷物糸綿、其外諸大名諸職人ヨリノ禮錢道具以下、又此
 方ヨリ進物、下々人被遺物共一圓ニ不載之、
 抑參拾貳萬貳千餘石ノ首尾悉辨濟シテ、無爲無事ニ悉地圓滿ノ旨趣ハ、第一ニ太閤御所廣大憐愍ノ大悲力、第二
 ニ遍照院才覺祈念ノ誓願力、第三ニ愚老信心懇祈加持力カ、三身相應シテ、自他ノ無邊ノ大願成就ス、所詮情案
 之、大師大明神、千手如意輪等、一切三寶加護シ給ル所也、殊ニハ當社飯道大權現、山門諸佛諸神哀憐納受給ヒ
 テ、最極大願、萬民安樂、慈悲道心、臨終正念、往生極樂、惣而ハ立願狀中、諸佛諸神、諸大眷屬、無相無戲、
 理世撫民、弟子カ所願令成就圓滿給ヘ、敬白、

于時 慶長十二年十二月十三日 令勘錄畢、

東寺大佛石山寺兼本願

高野山金剛峯寺木食興山上人應其(花押)

【木食應其上人五輪塔】○高野山金 石圖說所載

夫木食興山上人、字深覺、諱應其、

江州佐々木産、少年長儒歌道、壯

歲成武勇功、而後天元元仲冬五

日、三十八歲頓遁世於南山、徧求菩

提心、受 戒於政遍阿

闍梨、入 秘密心坦德

諸流血 脈之爲遺弟、

初入此山日、伏觀僧侶行跡、仰見

伽藍傾側、忽發可致禮樂於高祖

上世、願食木實被麻草屋修難行、

每日山中入堂一石一禮書經、無

言閉戸聞持、度、乾斷食、二、達末摩、

慶長十三年

卅 度、其外別行不勝計、宿不家寐不倚床、見鳥獸無垂尾悉迴向、有寒飢□奉則代其苦、起居動靜不絕口密 咒、懸一衣一鉢 不出 災 十餘年□□、織田信 長欲滅富山時、初赴江州、履虎尾臨罅口、廻秘計救其難、爾來遇大政豐臣秀吉公、如股肱臣、已入鎮西關左陣代數萬軍民死動、安此山難三箇度、就中最初當所權現修造之刻、枕檻夢中待出花之種續朝哉、寔至龍華期、可繼法燈瑞也、自是始金堂大塔奧院廣塔寺、中山下

亥

諸伽藍無不一
字預其修力、

於他邦住吉、初瀬社、室生安祥宮、吉田、清水鎮守、東寺誓願塔堂、得長壽院卅三間修復、東山之
大佛殿諸宇、嚴島御山堂、大峰宿、其外所々興隆凡七十餘々所、并爲國民撫育新築池塘五十餘所、此等願思則遂企則□承聞龍□_(主)自授摩尼云々、不然豈無量財不招來、廣 大願不幾滿乎、人言推 造物者無盡 藏也、 偏三地大聖 之後 身歟仍浴恩 澤嘆其所德、弟子某等勸奉建此一基云云、

于時文祿第四龍集乙未歲

仲秋時正日 敬白

慶長十三年

【紀伊國名所圖會】三編四ノ下 高野山 應其池

梵字岩より一町神田村の内にあり、應其上人の造るところなり、

【紀伊續風土記】高野山部六十五 伊都郡之八 相賀莊 向副村 橋跡

小森大森の間川端に宇橋立といふ所あり、此所應其上人紀川に橋をかけたる所といふ、

十六年正月是月、高坂宗廣、鹽入安貞、新井直盛、信濃水内曲橋ヲ架セントシテ、十方ニ勸縁ス、

【信濃國水内曲橋勸進帳】

敬白南閩浮提大日本國信州水内郡水内橋勸進帳

夫以者、有信州于二大河、一者謂千曲河、一者稱犀川、千曲川者地形平而水漫々、然間船安筏穩也、犀川者地形險而急洑如瀧落、漲流水勢忽々乎、傳聞不異天竺晨旦之墜于流砂川、依之船筏摧折、故河南北之人民至牛馬野獸之類、通路斷絕、成目前于隔萬里之愁思乎、爰當國先方之士將、忝清和天皇之裔孫滋野朝臣高坂覺法入道哀嘆之、召集數萬之袖夫、鍛工、工匠、而水面徑度一十丈、橋之高六丈有餘尺、一百餘之欄檻、固如秋虹、疑見臥龍于波上歟、陰霧埋山川、其幽巧奇魯般於雲梯、陽霞充宇宙、其不測妙天竺於石橋乎、橋成道通者、遠境近里道俗男女、欣々然如得千金萬玉、其餘慶著、而武運長久、子孫繁昌、二十餘代也、經幾春秋之后、曝雪霜、朽風雨、雖摧壞、頃年都鄙劇亂、公臣不安、民力困勞、積日累月、朽陷廢頽、又往還斷絕、三十餘年矣、祝々茲年慶長十六曆

龍集辛亥正月吉日、當方之住人高坂仁左衛門宗廣、壇入志摩安貞、新井丹後直盛、合體同心而渡橋如往日、雖欲令川南川北關東關西荷擔驛馬往來自由、履地如水、蹈水如冰、自行化他、如意滿足、財力微少不叶心緒、因之隣鄉他郡賴億萬人之力、欲遂僕等願望、雖似招人口之譏、不顧大行於細瑾之謂也、一錢半絲助成之輩者、現世除却三災八難、生熟千吉萬祥、受無比快樂、後世消滅十惡五逆、出離生死苦海、至岸菩提、有何疑哉、仍制橋勸進之旨趣如件、

慶長拾六辛亥年正月吉祥日

本願主敬白

後水尾天皇、元和八年是歲、堀尾吉晴ノ室某氏、其子金助ノ冥福ニ資セントシテ、尾張熱田ニ裁斷橋ヲ架ス、

【熱田裁斷橋欄干擬寶珠】

てんしやう十八ねん二月十八日に、(天正) (小田原) をたはらへの御ちん、(編修) (金) ほりをきん助と申十八になりたる子をたたせて、ふためとも見ざるかなしさのあまりに、いま此はしをかける事、はくの身には、らくるいともなり、そくしん、やうふつし給へ、(通) (世) いつがんせいしゆんと、後のよの又のちまて、此かきつけを見る人、念佛申たまへや、三十三年のくやう也、

寛永四年是歲、豊前飢饉ス、小倉城主細川忠利、茶器ヲ賣却シ、其代金ヲ以テ窮民ノ救濟ニ宛ツ、

【熊細川家譜】五 細川忠利譜

元和八年 寛永四年

寛永四年丁卯、領分作毛登ラス、農民困窮ノ折柄、忠利救恤ノ蓄ヘ乏シク、父三齋特ニ秘藏シテ傳ヘシ有明ト云茶入ヲ、代金千六百枚ニ鬻テ、之ヲ救フ、三齋之ヲ聞テ、忠利茶湯ニ上達セシト、大ニ嘉尙セリト云、○細川家記所見ナシ

【筑前筑後肥前肥後探索書】

一寛永三年之物成、いつもに合三ケ二やけ、三ケ一御座候由、御蔵入之百姓日やけにあい申候者には、男に一日に五合、女に三合宛、八月迄の飯米被下候由申候、○上下略、本文ノ前後豊前に細川氏ノ記事ニカ、ル

明正天皇、寛永十二年是歲、紀伊和歌山城主徳川頼宣、借麥ノ法ヲ定メテ、領内ノ貧窮ヲ救濟ス、コノ後子孫相承ケテ之ヲ行フ、

【和歌山縣誌】

上卷、第三篇社會誌社會政策、藩治時代に於る社會政策

恤救の制、

借麥の法 恤救制の一として見るべきは、借麥の法なり、龍祖入國以來、領内の貧窮にして自ら支ふる能はざる窮人を救恤せん爲、領内各所に麥稗の類を貯へしめ、若し窮人ある時は、庄屋大庄屋をして願出しめ、郡奉行御代官の吟味を以て之を貸與せり、借受者は後に返納するを定めとするも、其資力なき者には全く給與せり、郡奉行は毎年春期に管内を巡視し、百姓の生活状態を視察し、貧窮者ある時は之か救濟の法を立つるは其任とする處なり、此法正保四亥年に始まるといふ、最も日高郡大庄屋に存する記録によれば、寛永十一年なるか如し、今明かになし難し、

領内凶作の村方有之節、藏入百姓共及飢渴に候は、郡代并代官より申立之上、助米鹽噌等先例之通可遣義は專之事に候、左様之節は、國主領主の義に候間、向々諸役人共は不及言に、自分共に右一郷限に人數メ書帳面を

以、披見可申候、大勢之者及餓死候事、領内之大變なれば、自分存入末々迄行届候様、改めて可申渡候、尤鳥目も指遣可申候、權現様天下に被爲成候事も、兼て御仁心深き御事、諸大名も是にもとつき歸服にて候事なり、此所能々可考、依て町人百姓難澁之節、救置助置候は、難有事を不忘、上を大切に存、末々用にも可立事なり、左様之節は、大將直に可指圖事第一なり、「政事草」

此法後世迄存したる如く、日高郡江川組にて寛政十一年定めたる庄屋年中行事帳によれば、年々借麥をするは常例にして、二月三月に借り、五月收穫を以て返納せる者の如し、此法制定以來貸出し麥の高は、寛永十一年より安永四年迄の惣高二萬三千九百八十三石七斗餘とせると、(一)正保四年より正徳五年迄惣高一萬二千四百二十七石餘とせるとあり、(二)

(一)寛永十二亥年以來追々御貸下被遊候御貸麥惣高

一麥二萬三千九百八十三石七斗餘

右之内

六千五石 死失株取立難成筋捨り、

四千三百二十一石餘 是は難澁百姓共取立難成、追々取立之積り、

一麥一萬三千六百五十六石餘

右安永四年米改有麥之高

右之内

寛永十二年

寛永十九年

三六四

六千五百五十九石

口六郡

三千二百七石

兩熊野

四千二百八十九石

勢州

以上

右文化十三年子八月西左内より寫置

(一)

一在々飢人為御救、六十二年以前午年より、段々麥を調、在々に預置、毎年弱き者共えは郡奉行吟味之上借し申候、勢州には稗をも調置、右同斷に弱人共御救に毎年借申候、

麥高合一萬二千四百二十七石餘

稗四百二十二石餘

内 麥四千九百石 勢州之領
稗四百二十二石

御貸麥は、御入國之砌より、御藏所給所共、村々の飢人をは爲御救之麥をは調置て、正保四亥年初而御貸下に相成候、

麥一萬三千二百石 紀州え

稗四百二十二石 勢州え「在方」

十九年二月是月、天下飢饉シ、餓莩途ニ横ル、幕府、飢民ヲ助ケテ其郷邑ニ歸ラシメ、又江戸

市中ニ假屋ヲ設ケテ粥ヲ施ス、

【大猷院殿御實紀】

四十九

寛永十九年二月、すべてこの月より五月に至るまで、天下大に飢饉し、餓莩道

路に相望む、また身に一衣覆ふ事もなし得ず、古席をまとひて倒れふすもの巷にみちたり、よて町奉行をして、各その郷里をたゞし、領主代官に命じ、飢者をたすけて、その故郷にかへさしめ、その外は市中に假屋を設け、且暮粥をつくりて、飢者に施行せられしとぞ、家譜、寛永諸家系圖傳、天享東鑑

【澤庵和尚全集】

四

二三八 細川光尙に贈る書

飛脚參候由梅原被申候間、一書申入候、自京都皆々早々可被致下着候、此表之儀一段御靜謐候、乍去世間在々所々折角仕候哉、乞食日本橋に集候、入夜閉門付テ見申候へは、六百六十と哉らん有之由、昨日も人之物語候、其内毎日五人三人果申候、目もあてられぬと申、笑止に存候、丹後、但馬等之國之事も、年々乞食之多事候、道路に死人目もあてられぬよし申候、當年草木惡候は、彌之事と存候、加様之時節、萬事に付御分別入事候、何事も簡略被成、内之御園専用之儀候、略、中

二月五日 ○寛永二十年

東

○宛名 關ヶ

(細川侯爵家所藏)

二三九 小出吉英に贈る書

寛永十九年

三六五

○上此地静謐只多乞兒而已、日本橋上乞兒五百餘記之、來人語之、必然也、尋其一人々々之本國、還其國主之由聞之、聞是書世上多風説、不奇虚誕也、無事期後音、恐惶謹言、

二月初九日○寛永二十年

東海寺

宗彭(花押)

小出和州刺史

研右

(内閣文庫澤庵書翰寫坤所載)

一四〇 行者元盛に與ふる書

○上爰元乞食六百人、日々五人六人死申候、又大方は無覺悟候者、世躰しらすしはてとも、皆々乞食に成申候、かりこやを二三間に立候て、おひこみ候て被置候、日本橋餘見苦候とての事にて候、方々よりあはれに思、粥をにてくはせなと候へは、粥がさめたなとて、すて候やつも御入候、又五錢十錢つゝ遣候錢にて、友々ほうひきなと仕候、又すまうをとり候て、やみ候てうんすと申乞食之上へうちたをしなとして、なく乞食、なかする乞食、か様之時代にて候間、乞食に成候モ、天バチにて候、さてく大事之儀にて候へ共、今日よければよひとはかり存候て、天道自然之理を不存候者之行衛、皆橋之上之有様に候、

三月十六日○寛永二十年

東海寺

宗彭(花押)

○宛名 関ク

(京都大徳寺所藏)

後光明天皇、正保二年二月四日丁幕府右筆大橋重保、江戸牛込二二橋ヲ架ス、是日逝ク、

【寛政重修諸家譜】

四百八十六

大橋重保

勝千代、長左衛門、剃髮、式部卿法印

母は某氏、父重慶討死のとき、

わつかに三歳にして、伯母のもとにやしなはれ、九歳のとき、豊臣秀次、重保を尋もとめらるゝのよし聞えしかは、父か舊友によりて、秀次に達するのころ、幼弱のあひたは、よろしく學術をはけますへしとなり、

○中略、重保、片桐且元ニ屬シ、大坂ノ兵ト戦フコト等ニカ、ル、三年三月十七日、台徳院殿増上寺にまうてたまふのとき、重保訴狀をさへけて、大坂以來のことを言上す、阿部備

中守正次これを台聽に達す、このとし重保つねに書を善するにより、めされて御右筆となり、相模國高座郡のうちをいて、采地五百石をたまふ、九年、大猷院殿御上洛のとき、したかひたてまつり、寛永十年病によりて務

を辭すといへとも、なを御傍ちかくつかへたてまつり、おほせによりて剃髮し龍慶と號す、十一年、これまての采地を男重政に賜ひ、重保には養老の料として、粟米三百俵をたまふ、このとし洛にのほらせたまふのとき、し

たかひたてまつり、法印に敍せられ式部卿と稱す、十二年十二月晦日、粟米をあらため、牛込郷にをいて三十町餘の地をたまふ、このうちしはく高田をよひ牛込の別荘にいらせたまひ、ことに恩遇をかうふる、ある日牛込

の宅に渡御のとき、こひたてまつりて、宅地の前なる江戸川に橋二つを架す、今なほ龍慶橋、大橋と稱するものこれなり、後高田の宅地に一寺を營み、南藏院と號す、重保近侍のとき、大猷院殿より天満宮の木像一軀をたま

はる、今牛込の眞定院に安置す、また有明と名つけし御茶入をたまふ、正保二年二月四日死す、年六十四、

四年、紀伊圓通寺僧良永、飢者ニ施食シ、病者ニ施藥ス、是歲寂ス、

正保二年 四年

三六七

【律苑僧寶傳】 十五 靈嶽山圓通寺賢俊永律師傳

律師名良永、字賢俊、姓添氏、對州刺史之子也、妙年爲僧于高野山、挺然有英氣、○中師常曰、方土雖淨、非吾所願、常生娑婆五濁惡世、作大道師、令一切群生俱登聖域、如有不幸墜入三途者、我願代彼受苦、故生平汲汲以濟人利物爲己任、值飢者輒與以食、遇病者輒施以藥、一日有癩者、至白師曰、我以夙業故罹此病、爲人厭惡、不知以何得免、師曰、汝歸三寶、遮幾脫夙殃、我當授三歸、乃命上席、癩者辭不肯上、師曰、沙門以等慈爲本、吾豈以淨穢二其心耶、遂授畢、癩者感泣而去、又有盜、瞞師之亡、入室、奪衣物而出、師遇諸塗、盜捨亡、師曰、一任汝持去、我不嗇也、遂咸以與之、嘗修法時、感神童現身授以祕法、又一夜夢、神童謂曰、他後必生安養、師曰、與一切衆生同生乎、曰否、師曰、然則吾不欲也、曰以如是心、故可得生耳、偶外出、有牧童、推師入泥淖、師無所怒、但濡衣待乾而已、里人目擊其事、感嘆以爲眞沙門那也、乃延入家供養、某年間、至河之磯長山睿福寺、見佛塔毀壞、爲之修治、庶民效子來之助、不日告成、蓋以其戒德高妙、坐就功業如此、正保四年乃終於茲、壽六十有三、臘三十又六、門人奉遺軀、窆于圓通、嗣法弟子眞政忍等若干人、而黑白男女受歸戒者難以數記、○本朝高僧傳殆同

慶安二年十月二十五日辛亥大和極樂寺僧了性、克夕乞食ニ施ス、是日寂ス、

【律苑僧寶傳】 十五 和州極樂寺明空住律師傳

律師諱了性、明空其字也、京兆人、生蓮池氏、自幼駿利、儵然有出俗態、父母奇之、遂就雙妙寺日勘斷髮、勘授法華、四教儀、西谷名目等書、閱再稔、即能憶不忘、後學台教于高峰之講肆、智解日進、而聲名日起、慶長十五年、師十九歲、有慨然求律之志、乃杖錫屆大原野、謁空因律師、因嘉其志、指之楨阜、衆僧聽師之至、途中出迎、遂從慧雲海律師受息慈戒、明年進具足戒、時年二十矣、習毘尼學、領其玄微、而三聚妙行、冰雪相清、五夏已滿、遷住和之北室律院、恆以顯密二教弘化四遠、玄侶歸之、沛然若水之於澤也、師念念佛三昧爲作佛之直道、乃篤志淨業、亞相飛鳥井公建蓮華念佛會、師扶行之、於是黑白爭赴之、師立言曰、若曹至心念佛日課不懈者、阿彌陀佛標其名于蓮池、以爲歸宿之處、乃有要課者、則題名于蓮華牋、以與之、皆自以爲得往生之左券、自時厥後、遐邇沐師之化者、誼擾日甚、太上法皇聞其德風、詔入禁廷、師辭不應、上皇益敬之、賜絹若干、師不得辭而受、即歸之東大寺、晚年縛菴于極樂寺之故址、撥置衆務、專修淨業、稱佛三萬聲、而禮佛誦經亦日不闕、平生惡衣惡食、宴然自處、未至中夜、不敢就睡、凡見乞者至、輒施之食、而爲人端整隆重、雖門弟子不能輒覲、有深津氏、賈勇之士也、語人曰、空師天威逼人、吾每見之、心戰股栗、其爲人所憚也如此、一日至南都春日山、詣明神社訖、留錫樹間、敷艸而坐、忽然昏眩、似長逝者、侍者大驚、呼喚不響、少焉安祥開眼、願告侍者曰、時至吾其行矣、乃探囊出斷末之符以服、合掌向西怡然而化、時白光一道、從西方起、阿彌陀佛與諸聖衆現于光中、有頃乃滅、天際尙有餘光、如疋練然、道俗觀者莫不歎異之、忽有瑞鹿來、右繞三市、若告哀狀、尋明神第三之殿寶戶自開、非奇異事也耶、時慶安二年十月二十五日也、世壽五十有八、法臘三十又九、師之將示寂前三日、天華降于山中、精緻絕妙、薄如蟬翼、人爭拾之、而不知何祥焉、及是始知、師之所感也、門人就極樂寺建塔、贊曰、法道陵夷、素號沙門那者、恆輕率而自逸、孰有如性公端整隆重者乎、身好華侈恣口腹之欲、孰有如性公惡衣惡食僅支身者乎、營于權貴之門、唯恐己之聲位不揚、孰有如性公辭詔不赴者乎、自他人言之、如性公者可謂難矣、而性公則曰、此沙

門常事耳、非難也、嗚呼若性公者不真比丘也哉、不真比丘也哉、

承應三年九月二十日、幕府、京都所司代ヲシテ今出川原ニ施行ヲ爲シ、悲田院ヲ再興セシム、此後又屢施行ヲ爲サシメ、米穀ヲ悲田院ニ給ス、

【京都御役所向大概覺書】

六坤

悲田院勤方之事

享保二酉改

山城愛宕郡

悲田院年寄

清兵衛

長兵衛

源右衛門

忠右衛門

吉右衛門

一從公儀、御定書は無之、承應三年午九月、板倉周防守殿在京之節、非人支配致候様被仰付、同月廿日、賀茂川筋、今出川原に而、御施行有之、御代官小野惣左衛門奉行被仰付、米三拾石悲田院共え被下之、右之三拾石に而、悲田院惣堂相建申候由、

一寛文九年酉正月十五日、雨宮對馬守、宮崎若狹守、在役之節被申渡候は、北野七本松、同四條川原兩所にて

施行有之候、非人支配致候様被申付、御代官鈴木伊兵衛奉行相勤候、同廿日、四十日之間、粥施行有之候、同

三月二日に、右之非人壹人に、米壹升宛被下之、悲田院共え者六拾五俵被下候、

一寛文九年酉六月十九日、對馬守、若狹守捕者被申付候、

一延寶六年午正月廿四日、能勢日向守在役之時分捕者被申付候、

一前田安藝守在京之節、延寶六年以來、山城國中江州丹州之非人之支配被申付候、

一同七年未六月、前田安藝守在役之節、四條河原涼廻りに罷越、巾着切惡黨もの有之候は、早速捕候様被申付候由、

一天和三年亥十二月九日、井上志摩守在京之節、年寄他國え差越捕者被申付候由、

一元祿三年午五月十四日、小出淡路守在役之節、法會市町を廻り、巾着切惡黨もの捕候様被申付、夫より役目に

被申付候由、

【雍州府志】

八 古蹟門上 愛宕郡

悲田寺

古在京師、今在東三條、古施藥院爲救大人之病惱而設之、悲田院爲小兒之藥局、施藥院悲田院始不詳在何處、凡小兒有病者於悲田院而療養之、其後至乞兒有病者寓茲、藥餌之事無幾而絶、爲大人小兒乞丐之寓居、今專乞人酋長居之、物謂與次郎、常造草鞋爲業而賣之、按中華書繡襦下卷所載卑田院、則中華乞兒之所聚居也、偶與本朝悲田院符合、且書中載乞兒請憐之詞曰、小乞兒捧定一個瓢、自不會有頓飽、有那個官人、每穿破了的綿襖、載破了的舊帽、殘羹剩飯、捨些與小吃兒嚼、又叫著那個官人們娘子們、有甚麼吃不盡的饅頭皮兒、包子嘴兒、麻餅屑兒、

儼子股兒共饑饉、捨些與小乞兒也、強似南寺燒香北寺看經、請著和尚喚著尼姑、泔々澎々、叮々咚々、打著鑊鉢持齋把素念彌陀、又載卑田院的下司劉九兒宗枝鄭元和之事、所謂卑田院的下司劉九兒、本朝所謂與次郎之類乎、宗枝則宗子也、劉元和自稱吾名以乞憐之謂也、於本朝凡每年自臘月二十一日、斯徒小草笠上挿貫首葉蒙頭上、又以赤布巾覆面額、纒出兩眼、四人或六人入人家庭踴躍、是稱節季候、倭俗臘月謂節季、候一決之辭也、每家告歲終請米而、又自元日至十五日著笠、以白布覆面、而敲手唱祝語、倚門戶請米錢、是號敲與次郎、又稱鳥追、元民間出自追拂田疇鳥之辭者也、又二月八日彼岸亦携米囊入人家、請憐、其人同而稱號依時異耳、大凡良賤家每有吉凶各往其家、高聲請米錢、且飽喫酒食而歸、此徒在門則他乞兒不能開其家、故吉凶家暫置斯人也、東三條南有天部村、此處與悲田寺為一雙、然此處屠人而專剝牛馬皮為革、以此張大鼓、又以此革縫草鞋底、每日出市中携小篋入鍼并絲革、補履破、此天部悲田寺共號穢多、元剝取牛馬皮、故觸穢多、因稱穢多、或號皮太、太字倭俗助語之詞也、其家富者多、然世人忌之不共家居、不同座席、兩村共建堂安彌陀像修念佛、又以蟬丸為開祖、每年八月二十八日揭畫像修忌、相傳蟬丸在逢坂關關往來之人、以此為乞兒之祖者、真可笑而堪痛、凡所在洛内外之紺屋、以藍汁染衣服者號青屋、又稱藍屋、如今紺屋為染家之通稱、其中青屋元穢多之種類也、穢多并青屋每有刑戮、此徒必出其場預斯事、或磔尸或梟首、凡穢多之始吉祥院南小島為本、此處有稱乃保里者、是有罪人曝道路時、紙旗記罪狀書姓名、先罪人以竿捧持此旗、以唱道路者也、斯徒每日輪次掃除二條城外之塵埃、是出自棄不淨者也、禁裏院中掃棄塵埃者謂覆フカ、是丹波山國人而、京師與棄不淨之徒其類同者乎、

【京内まいり】 南禪寺

是よりもとの惣門を出、松原を西へ出はなれて、右にながるゝ川は白川也、川の向にみゆるは、悲田院とて乞食

の長吏の住村也、左へ二丁程行三條通へ出る、FO上

【京城勝覽】 洛外 第二日 東方 悲田院

是は南禪寺の西に有、山下にはあらず、貧人の居る里也、よき家多し、

○僧元聖、悲田院ヲ建ツルコト、弘和元年十一月十日ノ條ニ見ユ、

三年是歲、備前早シ、且ツ洪水アリ、岡山城主池田光政、米穀ヲ出シテ領内ノ窮民ヲ救フ、家臣熊澤伯繼等之ニ與ル、

【池田光政日記】 五 承應三年二月六日略中正月廿五日之書狀披見候、略中

一當年はかつる人は無之候哉、無心元事に候、様子承度候事、謹言、

二月四日

(光政)
少將

いか

若さ

尚々、ひつそく人書出しに年寄共無之候、書付こし可被申候、

三月十九日、

一其元國中かつる人有之様に聞え候、彌々其通に候哉、流浪仕かつる人之手前、其外たおれ候百姓共手前之儀、小堀一角、上坂外記具にせんさく仕、さいはん仕候様に可被申渡候、外上は郡奉行共も兩人さしつに可任旨、

承應三年

可被申渡候、其方達は、か様之儀事多く候て、せんさく成かたく候はん間、右兩人に打まかせらるへく候、具には兩人方へ別紙に申遣候、略中

三月十九

少將

いか

若さ

同日、一角、外記方へ申遣覺、

一當年はかつゑ人多候由聞及候、兩人一々入念せんさく候て、藏入之百姓は郡奉行庄やに申付、やしなはせ給所之者は、給人に相渡し、やしなはせ、一人もかつゑ人無之様にさいはん可有之、

一流浪仕女わらはへなどは、作にかまいなき者故、人々ゆたないたしかまい不申と相見え候、か様之者一入可被入念候、

一他國之かつゑ人は、先ノ村在所をせんさく候て、先へ相とゞけ、迎テこい、歸し可申候、遅參候内、又歸し候事不成者には、奉行を付、かゆ成共給させ、かつわかし申ましく候、

一藏入未進奉公人、其身は、かつゑ申ましく候へ共、さい子かつゑに及候者可有之哉と無心元候、か様之所一入心を付、すくい可申事、

一すくい米つゐる候分は不苦候間、兩人すいふん精出し、人にかまいなく、かつゑ人無之、百姓共末々までつき候様にさいはん尤に候、右之條々はあらまし之思よりにて候、必か様に被申付候へとは無之候、見合候

て可然様に可申付候、

一此一義に付ては、此方へも被尋に不及候、いか、若さへも遠慮なく宜様に可被申付候、

右之段年寄共申渡候而、此書付之大御得心候て、こまかにさいはん可仕候事、

三月十九日

少將

一角

外記

尙々、右之義さいはん仕かたき事候は、ひそかに二郎八とも相談可仕事、

八月八日、○八月五日、光政、江戸ヨリ國ニ歸ル、

一伊賀、若さ、一角、外記 勘左衛門召出申聞は、當年之旱、洪水、我等一代之大難成、これと思ふに、天ノ時ならば、我等能時分ニ此國ヲ奉預候條、人民ヲ救ニ在、又我惡逆故ならハ、天よりたゞニ亡ヲ下シ給ハす、御戒と存候へハ、有難事成、急度可改と思ふ也、

一今ノ分ニてハ、はかまいるましきと存候條、當月中ハいか、若さ非番なしに城ニ可被詰候、宿へ被歸候ても、くつろかす、万事儀せんさく尤ニ候、國中儀兩人ノ取込候てハ、取またき可申候間、城廻侍中町岡山廻之事ハ、伊賀請取へし、在々ノ義ハ若狹請取可申候事、

一他國米參候は、入可申候事、城ニ詰米少ならてハ無之かと存候條、大坂ニ在之米早々取ニ可遣事、
一當年ハ方々遣方多ニ付、城ニ在之米良子皆國中に支配し、不足ハ借良可仕候、

一我ノ存通、皆能かてん仕、万事取行可申候、物不入ヲ爲と存ましく候、一國之者困窮不仕か、我等ノ爲にて候、借良仕義、吾ゑようならハ辱_レなるへし、加様之時ハ少も不苦事候事、
 一國中藏入給所共ニ平ニ可仕候、其申付様、皆も内々分別可仕事、
 一京橋ノ川舟渡、今之分ハ不可外候、舟三そう申付、兩方ニ小屋ヲ懸、小船頭可置事、
 十日、

一給所_ウへ人先月中は面々ニはこくみ候へ_シ、申付候へ共、當月_ノ我等養可申候、給人面々さへ飯米につまり可申候時節ニ候、郡奉行ニ申付、給所共ニ非人改可申候旨申付事、

一郡奉行只今ハ用多時分なれハ、馬廻共之内もくろみ一人つゝ指加申候事、十人ノ者共ニ直ニ申聞候ハ、此度之洪水ニ只今罷出候義、一入可致迷惑候へ共、指當一國之事にて候へハ、申付候、今迄ノ郡奉行共と心ヲ合、可成程情ヲ入、正路ニさいはん可仕候、俄ニ申付義ニ候條、四五日も用意仕可罷出事、若さヲ以申聞候ハ、人な_シ不自由ニ女子はこくみも不足成者ハ、人足やとい、かし米かし可遣由申付事、

八月廿二日、

一非人ノ事、當月十五日迄ふち方遣申候、此先ハ如何と、一角、外記申候、只今_ノ來月中可遣旨申付候、もはやたへ物も少つゝ出來申候條、男ハそのまゝ二合、女と十五_ノ内ノせかれニハ、一合つゝ遣候様ニ申渡事、

八月廿五日_中

一非人ふち方、今までノ如にてハ、來春へかけ、おひたゝしき事、其上藏にもそのやうニ米も無之儀ニ候、後ニ

ハ今ノ様ニハ不罷成候間、しほあらめなと遣、少麥なとそへ遣候ハ、面々ニ草ノ葉にても入たへ申候はん哉と申渡候へハ、何も尤と申候、加様之義存寄候へ共、不申候哉、又存出不申候哉、加様之事ハ其方_ノ出ル事にて候、心ニ不入故か、以來加様之儀ニ付其方_ノ可申聞事、

九月八日、

一岡山廻ひ人又たあいたニ死申者之由承候故、一覺、外記ニ申付、兩人打廻見可申と申付候、外記廻候日ハ、山々こつ食ノ外四五人在之候、一覺罷出候日ハ、十人計も在之、其後ハ聞及六七十人も在之由、就其兩人ニ申付候ハ、こしひさ不立歩事不成非人、かつゑ可申と存、左様之者ハこやヲ作、入置養可申と存候へハ、又にせ物多在之由、近江ノ者ど申、足立候者ハ、兩人鐵炮之者さしそへ、村々へ可遣候、先にて庄や郡奉行へことはり、先にてふち方取可申旨申付遣候様ニと申含候事、只今ハ郡奉行隙入時分なれハ、此方_ノ申遣、せんさく仕事成ましく候條、村所さへ知候ハ、右之通ニ可遣候、はれふくれ_テ、手不立者計、こやへ入養可申_シ申付候事、加様ニ申付候へハ、にせ者かくれ、一圓こやはへも不參候よし申事、

極廿五、_中

一郡奉行共ニ申付候ハ、只今ノ飢人あてかいにてハ、中_ノつゝき申ましく候、おそく心付候、秋_ノ連々_ウへ來候上ニ、此中_ノかんきにてハ、殊之外迷惑可仕候、然共只今ノ如方方は、かり申と_レけ候様にてハ、やたけニ存候ても、ことはか参ましく候、然共手前ニ良子過分ニ無之候てハ、申付かたく候ニ、江戸_ノ過分ニ借良調來候間、思ま_シニすくい候はんと満足申候、然上ハ一郡ニ良子冊貫目つゝ渡し置候間、面々さくまい次第ニすく

い可申候、こゝる候者ニハ、或ふるてかい遺、家なども風のかこいもなき家には、かこいも仕遣候様ニ、左様之段ハ面々さくまい次第たるへき事、此良子ノ義、百性ニ知候事無用ニ候、右之すくい郡奉行かする事やら、上から申付事やら、わけなしに民困窮不仕様ニ可仕候、又れいの忝からせ候事、再仕ましく候由申付候事、加様ニ申付上ハ、一人ニてもかつるこゝる死候ハ、皆共越度たるへく候、これにて不足ハいかほと成共可遣候、左様ニ可心得事、

極廿八日、

一兩町奉行ニ申付候ハ、何とノモ、はし／＼町飢死、又ハ手ノ不廻方有之由聞傳候、あなたこなたと申傳候故、遅々有之事ニ候間、兩人ニ良十貫メツ、遣置候、兩人談合なしにすいふん聞立すくい可申、此上ハ一人ニてもうへ死候ハ、越度たるへき事、

【池田光政日記】

六 明暦元年正月二日、○中

一家中士共、百性計テ大切ニ仕、士共ヲハ有なしに仕候と申由ニ候、扱々愚知千万なる義ニ候、去年當年士共迷惑仕候ハ、百性のならざる故とハ不知候哉、米ノ出来て、君ト町人ともニやしなはるゝは、民か藏なる事を不存候や、如此民に力ヲ盡スハ、當暮々士共に物成能とらせ、町人もうり物をしてすき、飢ふちをやめ可申ためニて候、其上士ハかつゆると云事はなき物にて候、それ／＼ノ頭有、家老有、親類智音皆まのあたり知行取なり、さて城下にてハ我等ましかく聞及候、頭と家老ミかつるを見てたゞに可居候や、民ノこときハみす／＼飢死候、

然るを民はくつろき候など、見も不仕、はなのさき目ろみにも申候、左様ニ申者ニ一郡を預け候ハ、定而飢ふちすくい米なく、物成も過分ニ取立可申と可存候、申付て左様ニ成候ハ、知者にて能目のあきたる者にて候、若他郡とちかい、かつる死多候ハ、其身さいし共におもき死罪に行度事ニ候へ共、大勢かつはかし候はん事必定ニ候へハ、其手本ニ逢候者不便なる義ニ候へハ、其通ニ仕候、仁政を申込みたり候罪一、大勢ノ人ヲころし候罪二つ、大悪人ミ云て又有ましく候、たとへは盜、をいはき、辻切なと仕者尤悪人とハ云へ共、仁政を云亂ス者ニ對してみればかるき惡也、又岡山にて百性共かい物を仕をせうこに申由ニ候へ共、其故ヲ聞ハ皆子細有事共ニて、又一人ノ百性かさつを申たるをおこり候せうこに申由、左様之者ハいつとても可有候、第一物ノ分をしるへき士共さへ、對主人無理非道を申間、下民ノ事ニ候へは、左様にも可有と存候、乍去是も百性のひいきノやうに候間、重而にくき慮外仕百性候ハ、則おさへ置、奉行所へ斷可申聞届、そう分に可申付事、一民ヲ救と云名ハ高候て、今之まことのすくいとある事ハ無之候、只今まで申付ハ救にてハなく、か様ニ申付、當夏秋ノ麥米ハ我等と士共とこそ取可申候なれハ、利錢同前之儀に候、いかほと欲ふかき小人にても仕事ニ候、正月十七日、

一參宮、

一若狹に申付候ハ、當所へ飢人出候者、他國ハなく、郡之町々出ル由にて、郡奉行町奉行も何と申付候ても、すくいそこないのなきやうにと存故、もれ候者出と存候條、すくいそこない候ほとニ仕候、其もれ可申と存候ニ、只今ノ分にてハ無心元候間、何も左様ニ心得、すくいそこないニかまハす申付候様ニ、若さニ可申渡由申付候

事、

正月廿七日、

一郡々飢人之儀、今ノ分ニテハ無心元候故、中小性馬廻士鐵炮、虎之介方ニ罷在、率人歩之者共申付、一人ニ良子百目ツ、持せ、村々能せんさく仕、急度かつえ申者すくいおとし者ノ候ハ、少つゝも良子遣、すいふん情ヲ入可申候旨申渡候事、

四月十日略

承應三七月略明ル四月

までノ國中改覺

一國中人數 二十五万九十六人、

男女老若共ニ、但岡山ノ士中奉公人ハ不入

一死人 三千六百八十四人、

去七月略明る四月まで、

一飢扶持遣人數二十万六千七百五十二人、

但當年正二三四月迄、去年ノハ不入

【吉備烈公遺事】 承應三年甲午の秋、備前洪水にて、橋は諫篋橋只壹ツ残り、其餘は皆流れし程の大水なりき、百姓の危難中、いふ計なし、公倉を發して賑濟し給ふに、猶難及かりしかは、大きに患玉ひ、是予か政事

の不善なるにより、天の責させ給ふなるへし、罪なき百姓の此災にかゝる事、悲むに堪たりとて、更に寐食安んし給はず、熊澤助右衛門申上て曰、臣に一策有、江戸に参りて天樹翁主になげきなは、捨置給ふへからすとて、頓て備前を立て江戸に至り、斯と申ければ、翁主より公儀に申請せ玉ひ、金四万兩かし玉ふ、是より錢に替て、封疆の四方に運ひて分與へらる、政事に従ふ人の中にも、民の二度三度に及て錢米を受るあり、いかゝして改へきと云しを聞召、民共難澁いと遍かるへし、幾度なりとも分ち與へよと仰ありき、

【蕃山實錄】

先生姓源、氏熊澤、其先居紀高野、中移居關東、仍以熊澤之二字爲氏、名伯繼、字助右衛門、○中
承應甲午歲、備之前中二州大飢、今歲秋七月、二州之郡六旱、八月郡四洪水溢、城下民皆迫者凡九萬人、備侯及國老不知計所出、乃委先生先生行惠政、民大賑、備侯命先
不算其費、汲然于民疾苦、故不詢貧窮之虛實、依之民得速蘇息、備州之郡士有胥僕者、謂不審之民欺先生而混困乏、先生不辨其虛實大費國財、先生之不明也、識者論之、曰不然、佗國之惠恤也、計財之多寡、責民之實否、故惠恤不全、先生之治也、欺者一二、而贖者八九、夫漢高之罪不助陳平之金、況王道之澤、何校犯逆詐哉、是乃君子之才量耳、

【熊澤了介事蹟考】

承應三年甲午備前大水あり、明れは明曆元年乙未、饑饉の災あり、封内の民幾死んとするもの九萬人に及へり、烈公大に是を憂へ、諸老長臣と謀たまへとも、未決せず、先生進んで、緩議日を移さば恐らくは餓卒塗に載んと申、依て大に府庫をひらき、困窮を賑せり、然れ共奉行人等の遅緩せん事をおもひ、先生寢食を忘れ、日夜封内を巡視してこゝろをつくせり、故に徳を四疆に施し、民大に蘇息せり、此饑饉に君臣大に謀られたり、こと、是より先封内水旱の患を防んため、公に請ふて山川の政有、先生最水利をよく論し、池沼を掘り、堤を築き、溝渠を開くたくひ、皆馬上より眺見て其利害をいひ、是を定むるに、數十年の後其事中らすこいふ事なし、FO上

後西天皇、明曆二年正月十八日^酉、江戸大火、幕府、假屋ヲ設ケ、粥ヲ出シテ罹災者ヲ救フ、尋
デ、大名旗本以下ニ賑貸賜與シテ、其家屋建築ニ充テシム、

【明曆錄】^(明曆三年) 正月十八日、北西風甚吹、未刻本郷六町日本妙寺^ノ火事出来、其節風吹烈故風下え焼立、其より本

郷筋、神田東本願寺、其より上杉原佐竹修理大夫屋敷^ノ、本町、横山町、向島、靈巖寺、八丁堀、木挽丁迄不
殘焼失、人方々焼死、明十九日四ツ時分、向町筋迄焼、淺草見附、馬喰町邊迄人數五六万焼死、於向嶋、屋敷
被下、回向院と名付、出家壹人被相定、焼死可申旨并寺中に埋申之由、此出家は増上寺より出す、

十九日、晴、北西風甚吹、午上刻新藤匠町より火事出来、其風烈風下え焼出、松平式部大輔屋敷へ火移、水戸殿
御屋舖、水野備後守、吉祥寺、神田臺、其^ノ左馬頭殿、右馬頭殿御屋舖え移、酒井紀伊守、稻垣信濃守、本多
美作守、土屋但馬守、百間藏、御花畑迄焼失、

午下刻御天守より火入、御本丸并二丸不殘炎上、申上刻西丸え渡御、

類火之面々<sup>○中略、松平和泉守以下罹災
諸侯十六名ノ歴名ニカ、ル、</sup>

申刻糺町七丁目より出火、六丁目、五丁目、四丁目、三丁目、貳丁目、壹丁目、夫^ノ松平越後守小屋へ移、<sup>○中
略、</sup>

松平出羽守以下罹災諸侯百
三十一名ノ歴名ニカ、ル、

此外大小諸旗本不殘焼失也、

内藤帶刀

石川主殿頭

六郷伊賀守

松浦肥前守

右四人家來之者、江戸中六ヶ所え出之、廿九日迄可行之旨被仰付之、但外曲輪所々御門々に而行之、米は淺草
御藏より請取之、<sup>○下
略、</sup>

廿一日、晴、御堀廻所々燒落候橋、以船橋早速懸之、往還不自由無之様ニ可仕旨、小普請奉行え被傳之、

大火事故、米高直たる間、金壹兩ニ付而七斗^ノ高く賣買不可仕之旨、町奉行え被仰渡之、

廿四日、晴、^{○中略、}御城廻り所々木戸假橋奉行

大久保新八

菅沼藤十郎

新庄與惣右衛門

山田清太夫

右被仰付之、

從京橋通御堀え掛候橋之儀、其跡ニ假ニ土橋被仰付人數手傳、

黒田市正

御奉行は

右被仰付候、

御兩殿御屋敷類火上使被遣之、左馬頭殿え内藤筑後守、右馬頭殿え大森信濃守、

廿五日、晴、今度火事ニ付而御法度之儀被仰出之、

覺

一今度焼失之侍屋敷并町中割替候所々可有之間、當分小屋掛成程かるく可仕事、

一同作事之儀者、縦國持大名たりといふ共、三間梁々廣屋敷可爲無用、勿論かるく被相立可有留意事、

但、二階門可爲停止、小馬寄は可爲無用事、

一衣類之儀者、以來御定可有之間、應分限、跡々より成程かるく可相勤、但令所持衣類當分不苦事、

附、今度火事ニ付、諸道具拵候共、金銀之かなかひ、梨子地高蒔繪之類可爲無用事、

一浪人よしみ之者か、由緒在之輩來候は、抱置へし、但大勢者可爲無用事、

一小身之面々、心次第妻子等、關所より内在之所々え可置事、

一領内山林在之面々、常は不伐といふ共、今度者賣買可申付、但公儀より留置山林者、受差圖可任其意事、

一一季居之輩、如例出替之節暇を出すにおゐては、今度火事付而先々え參、可致迷惑之間、給分扶持方食物等

不足候而も、可堪忍と申者は抱置へし、勿論暇を乞候は、可出事、

以上

廿六日、曇、諸大名來被爲召、於蘇鐵間、伊豆守、豊後守出座、昨日被仰出御法度書被相渡之、下

廿九日、雪天、飢人に施行之儀、今日又被仰出之、來月二日迄可行之由也、

二月四日、曇、下施行之事飢人多有之付而、又今日より十二日迄隔日可行之由也、

九日、晴、今度類火之面々に被下御金之積被仰出之、

金三兩

高十俵取

同三兩貳分

十五俵取

同四兩

貳拾俵取

同四兩貳分

廿五俵取

同五兩

三拾俵取

同五兩貳分

三拾五俵取

同六兩

四拾俵取

同六兩貳分

四拾五俵取

同七兩

五拾俵取

同七兩貳分

五拾五俵取

同八兩

六拾俵取

同八兩貳分
 同九兩
 同九兩貳分
 同十兩
 同十兩貳分
 同十一兩
 同十一兩貳分
 同十五兩
 同廿兩
 同廿五兩
 同卅兩
 同卅五兩
 同四十兩
 同四拾五兩
 同五十兩
 同五十五兩

六拾五俵取
 七拾俵取
 七拾五俵取
 八拾俵取
 八拾五俵取
 九十俵取
 九十五俵取
 百石より百四十石迄
 百五十石より
 百九十石迄
 二百石より
 二百四十石迄
 二百五十石より
 二百九十石迄
 三百石より
 三百四十石迄
 三百五十石より
 三百九十石迄
 四百石より
 四百四十石迄
 四百五十石より
 四百九十石迄
 五百石より
 五百四十石迄

同六十兩
 同六十五兩
 同七十兩
 七十五兩
 八十兩
 八十五兩
 九十兩
 九十五兩
 百兩
 百五十兩
 貳百兩
 二百五十兩
 三百兩
 三百五十兩
 四百兩
 四百五十兩

五百五十石より
 五百九十石迄
 六百石より
 六百四十石迄
 六百五十石より
 六百九十石迄
 七百石より
 七百四十石迄
 七百五十石より
 七百九十石迄
 八百石より
 八百四十石迄
 八百五十石より
 八百九十石迄
 九百石より
 九百九十石迄
 千石より
 千四百石迄
 千五百石より
 千九百石迄
 貳千石より
 貳千四百石迄
 貳千五百石より
 貳千九百石迄
 三千石より
 三千四百石迄
 三千五百石より
 三千九百石迄
 四千石より
 四千四百石迄
 四千五百石より
 四千九百石迄

五百兩
 五百廿五兩
 五百五十兩
 六百兩
 六百廿五兩
 六百五十兩
 六百七十五兩
 七百兩
 七百廿五兩

右之通可被下、但小普請之輩者、如此以高御借被成旨、老中傳之、
 壹万石以上之面々、以書付拜借之儀被仰出候、

二百三十貫目
 百五十貫目
 百七十貫目
 貳百貫目
 貳百三十貫目

五千石より
 五千四百石迄
 五千九百石迄
 六千石より
 六千四百石迄
 六千九百石迄
 七千石より
 七千四百石迄
 七千九百石迄
 八千石より
 八千四百石迄
 八千九百石迄
 九千石より
 九千四百石迄
 九千九百石迄

二万六千石より
 三万五千石迄
 三万六千石より
 四万五千石迄
 四万六千石より
 五万五千石迄
 五万六千石より
 六万五千石迄
 六万六千石より
 七万五千石迄

右被爲貸之間、來年戌年より十年可有上納者也、
 十三日、晴、

貳百五十貫目
 貳百七十貫目
 三百貫目

七万六千石より
 八万五千石迄
 八万六千石より
 九万五千石迄
 九万六千石より
 拾万石迄

右施行之粥、昨日切相濟申付而、登城也、
 十五日、晴、

右施行相濟付而、御目見、

内藤帯刀
 六郷伊賀守
 松浦肥前守
 石川主殿頭

内藤帯刀
 六郷伊賀守
 松浦肥前守
 石川主殿頭

十七日、晴、所々在番、或御普請奉行、或は火之番等御役筋、相勤候寄合之面々、知行高を以御金被下事、抱屋敷、地子屋敷、親類之屋敷に、自分作事仕面々は、拜領屋敷同前ニ知行切米高を以御金被下候事、親兄弟にかゝり有之輩并借屋敷之分、知行切米高に而三分二御金被下候事、醫師、其外町屋敷拜領仕候輩者、御番衆並に知行御切米高を以御金被下候、町中に被下分は除可申事、御扶持之諸職人町屋敷に有之分は町中へ被下候御金之内ニ而可被相渡候事、御扶助之諸職人屋敷不持分は、御切米高、又者御扶持方計取候ものは、其高を以御金被下候事、舞々、猿樂町屋敷に有之分者、町中に被下御金之内に而可被相渡事、十八日、晴、

金何程

高何程
誰之印判
御切米高何程
誰之印判

此銀何程、但一兩に付六十五匁かへ、

右是者此度類火に逢候付而、致拜領請取申候也、如件、

明曆三年酉二月 日

前書之通何十人、拜領屋敷、地子屋敷、借屋敷に而類火に逢家焼申候、拙者組支配に付如此、仍如件、

番頭印判

與頭人印判

拜借金之事

金何程

金何程

金何程

高何程
誰之印判
御切米高何程
誰之印判

此銀壹兩に付、六十五匁かへ、

右是者今度類火逢申候に付、拜借請取申所實正也、戊より未年迄十ヶ年に上納可仕候、仍如件、

年號月日

當所

覺

前書之通何十人、拜領屋敷、地子屋敷、借屋敷に而類火に逢家焼申候、拙者支配に付而如此、仍如件、

大坂并駿府より銀子御取寄被成、到着次第に於當地被相改候、但拜領候面々者、淺井次右衛門、加々美金右衛門、疋田喜右衛門、當所に而如案書之手形可調、拜借之面々は筒井七郎左衛門、須田傳右衛門、梶川七之丞、當所手形可調事、家前書付之通千石以下者駿府、千石以上者大坂に而銀子相渡候間、早速受取度と被存面々者、駿河に而者松平丹後守、井戸新右衛門、神保三郎兵衛、三宅多兵衛、當所に而手判可調、大坂に而者曾我丹波守、松平隼人正、須田庄左衛門、永田傳左衛門、土屋勘左衛門、當所に而手判裏判取可被申事、江戸中兩替四百町、片町に而八百町、但道法廿貳里八丁、三十六丁壹里ニノ、間數ノ四万八千間、六尺壹間ニ

ノ、銀壹万貫目、江戸中屋敷持候町人に被下旨、石谷將監、神尾備前守傳之、

小判ノ拾六万兩 壹間ニ付三兩一分六匁八分也、

三月廿七日、晴、今度町中所々橋々御普請奉行、去比被仰付候面々は、小袖二、羽折被下之、

菅沼藤十郎

大久保新八郎

山田清太夫

新庄與惣右衛門

【曾我日記】 三 明曆三年正月

一十八日、未ノ下刻、本郷五丁目本明寺ノ火事出、曾我太郎右衛門屋敷も類火、

一十九日、晝時、小石川筋ノ出火、御本丸焼上也、同日晝七過、初鹿傳右衛門隣ノ火事出、掃部頭、櫻田筋

燒、公方様は西丸へ被爲成、○中略、火事後ノ心得ニ關スル覺書ニカ、ル、前掲明曆錄正月廿五日ノ條ノ覺書ニ同ジ、

一二月九日、惣番頭物頭召、組中共ニ御金被下候、雅樂頭被仰渡候には、今度御本丸煙上致候得とも、下々類火に逢申候に付、御作事當年は御延引被成候、其次に小屋作事仕候共、万事輕可仕候、

大猷院様御代々けんやくの義、御しめし被成候、彌其段組中えも可申渡候、其類之番頭寄合以來如何様ニ仕能

可有之哉、其段相談仕、御老中え可申上との事に候、何も火事に逢申候分に御金被下候との事、

江戸に御金なく候間、大坂駿河に而、急用に候は、請取可申候、靜に請取候は、江戸に而以來請取可申候、

一百石は金拾五兩、九百石迄五拾石に付五兩増、

一千石に百兩、但千四百九十石迄は同前、

一千五百石は百五拾兩、千九百九拾石迄は同前、五千石迄に五百石に付金五拾兩増、

一六千石は五百五拾兩、但六千四百九拾石迄同前、

一九千石迄は五百石に付廿兩増、

一百石より下之輩に給故廿五兩増、

一御扶持方は御切米之高に入間敷候、

一御扶持方斗被下候面々は、一人扶持に付米ヲ以五俵ツ、之積御金被下事、

一幼少又は病人付御番不仕輩は、右之高ヲ以御金被爲借候事、○中略

一十九日覺、

一大坂并駿府より銀子御取寄被成候間、參着次第於當地可相渡候、但拜領面々淺井次右衛門、加々美金右衛門、

疋田喜右衛門宛所に而、如案書之手形可調、拜借之面々は筒井七郎左衛門、次田傳左衛門、梶川七之丞宛所に

手形可調事、

一京前書付之通、千石以下は駿府、千石以上は大坂に而銀子渡候間、早速請取度与被存候面々は、駿河に而は松

平丹後守、井戸新右衛門、神保三郎兵衛、三宅太兵衛宛所に手形可調、大坂に而は曾我丹後守、松平隼人正、

深津茂左衛門、永田傳左衛門、土屋勘左衛門宛所に而手形調、裏判取可被申候、以上、

明曆三年類火之面々指出請取改

森新之丞、神尾小左衛門、酒井甚之丞、水原半兵衛、

類火之面々御金拜借之覺

一所々在番、或は御普請奉行、或は火之番等御役勤之寄合之面々は、知行高を以御金被下候事、

一抱屋敷、地子屋敷、親類之屋敷に、自分作事仕候面々は、拜領屋敷同前に知行切米高ヲ以御金被下候事、

一父兄弟かゝり有之輩并借屋之分は、知行切米高之三分二御金被下候事、

拜領仕金子之事

一金何程

高何程

誰印判

一金何程

御切米何程

誰印判

金合何程 但金壹兩ニ六拾五匁替、

此銀何程

右是は今度類火ニ逢申候ニ付、爲拜領請取申所實正也、仍如件、

年號月日

宛所

前書之通何十人拜領屋敷
地子屋敷ニ
借リ屋敷而類火ニ逢、家焼申候、拙者組支ニ付、如此候、

番頭印判

支配人誰印判

【武藏燈】

略昨日十八日の晝より焼おこり、十九日のあけぼの、廿日の辰の刻迄、晝夜四日の大火事に、おび

たしき旋風ふきて、猛火さかりになり、十町廿町をへだて、飛こみくもえあがりけるほごに、前後さらになきまへなく、諸人にげ惑ひて、ほのほにこがされ、煙にむせび、又は大名小名の家々に、日ごろしごろひさうして立飼れける馬とも、いくらといふかずしらず、家々に火かゝればすべきかたなく、綱をきりて追はなしくせられしかば、此馬とも人と火とに驚き、逸散にかけ出し、あまたむらがりたる人の中につかみ行つまりて、人と馬とおしあひ、もみあひければ、これにふみころされうちたをされ、火にやかれ烟にむせび、あそこ爰の堀溝に、百人二百人ばかりつゝ死に倒れてなしといふ所もなし、火しづまりてのち、つぶさにしるし付たれば、をよそ十萬二千百餘人とぞかきたりける、一るいけんぞくのあるものは、尋ねもとめて寺にをくりしもあり、大かたはいかなる人、いづくのものともたしかならず、かはりはてたる有様、それとさだかにしる事なし、やがてこのしがいをば河原のものに仰付られ、むさしと下總とのさかひなる牛島といふところに、舟にてはこびつかはし、六十間四方にほりうづみ、あたらしく塚をつき、増上寺より寺を建、すなはち諸宗山無縁寺回向院と號し、五七日より前に諸寺の僧衆あつまり、千部の經を讀誦して、魂をとふらひ、不斷念佛の道場となされけるこそ有がたけれ、江戸中の老若男女袖をつらねて參詣し、聲うちあげてもろとも念佛申てゑかうするこそたうとけれ、あるひは老たる祖母おうちは、生のこりて、わかかさかななる孫子を失ひ、或は女房たゞ獨り残りて、子ともや夫にはなれたるもあり、すべて一家のうちには五人三人又は十人あまりもむなしくなりて、つれなく只一人二人生残りて、なげきかなしむといへども、さすがに身をもすてられねば、血の涙をながして泣より外のことなし、

家々はのこらずやけて、江戸中ひろき野原となりて、とりかこふべき竹の柱、すげこもだになければ、焼土の上
 にうづくまり、晝はせめてもの音にまぎれよかし、夜に入れば何さなくものすさまじく、思ひめぐらせば、かな
 しきともつらきともことばにはのべがたし、親におくれ、夫にはなれ、子をうしなひ、妻をころして、かなしさ
 のあまりに、五輪卒塔婆をかひもとめて、回香院につかはし、無縁塚の上に立る、ある人一家に十人あまりうし
 なひて、其爲にそとばを十本もとめけるが、此うち今一本を添て給れといふ、賣手聞ていふやうは、五りんそ
 とばなど申ものは、餘けいおほくはせぬ事なり、何の爲に一本を添よこは宣ふといへば、此人答て申さるゝは、
 親類のうち焼毒をしていたむものあり、もし死たれば、それにもたてゝとらせんためなりとこたへけり、いに
 しへ五輪を添よと申せしはなしの有て、世の笑種となれり、時にとつてはかやうのことも有けるものかな、あま
 たの死かばねを、ひとつ穴にうづまれし事なれば、我親類はそこもとに埋れたりとは知らねども、賣てかなしさ
 のあまりには、思々に五輪卒塔婆を塚の上に立ならべて、聖靈頓證佛果のためとゑかうして、花をさし水をくみ
 て跡をとふらひ、なくく念佛申すありさま、見きくにつれてあはれなり、

去年の十一月より當年正月に及まで、日てりして青天さやかに、黄泉も乾きて、今月の廿日まで雨一滴もふらざ
 りしに、廿一日に大雪俄にふりつみて、あらしはげしく、寒き事いふばかりなし、かゝるほどに、江戸中には米
 さいふもの一粒もなく、三日があひだ大飢饉して、其上竹木なければ、假屋をもはらず、大かた皆雪霜にひらう
 てにうたれて、寒さはさむし飢凍て、考若男女おほく死けり、一業所感のるんぐは人こも死すべきさきのさだま
 りけん、火をのがれては水に溺れ、飢て死に、凍て死す、いづれ命はたすからず、無慙といふもおろかなり、し



明曆大火救出濟の圖

かる處に、御城の西の方山の手すぢわづかにのこりし大名小名よりして、思々にあるひは日本橋、或は京橋方々におゐて、かり屋をたて、奉行を添られ、粥を煮てうへたる者に施行せらる。又御城中よりは、内藤帶刀、松浦ひぜん、岩木伊よこれらの人々を御奉行として、御成橋、新はし、日本橋、筋かひはし、増上寺前にかり屋をたて、かゆを煮させて、飢人窮民に施行し給ふに、江戸中の老にやく男女あつまりて給はる。もとよりうけて喰べきいれものもなければ、焼われたる茶わんのかげ、瓦のわれにてうけて食す、それにも及はずあまりに寒く飢たるかなしさに、直に手にてうくるもあり、其諸人のあり様、或は頭のかみかた顔なかばやけてこげたるもあり、或は小袖の前後すそまでもゑたるをもみけして、やうく肩にかけ、手足のやけ損じたるも有、妻子孫子に別れて、泣々あつまる人も有、昔年はさしも富貴榮花なる人、一跡皆失ひつゝ、手と身となり、命斗りをたすかりて、寒さのまゝに恥を忘れたるわかき女房なんとも多く集りて、小鉢の破にかゆをうけて、泪と共にくふもあり、あはれなりけるありさまなり、さて二月の中ころには、城外の在々にはそれく小屋を立て、商賣をいみなむ、江戸中のやけ出されは、諸縁にしたがひて入こみしかば、貴賤の出入しげく、さしもにぎはひてみゆ、三月の比には、とかく才覺をめぐらし、町屋ともかたの如くの柴の庵を結び、雨風をふせぎしは、そのかみにひきかへていと物あはれなり、まことに治世安民の政道たゞしき御事なれば、かたじけなくも公方より銀子一萬貫目を町人にくだし給はり、これにて家造し、もとの如く商賣すべしと仰下さる、御町奉行神尾備前、石谷將監兩人承り、江戸中四百町、城外の邊町百餘町の町人をめしよせて、相渡さる、そのましの九、十月には、土木の功なりて、町並一様に六萬間棟をならべ

軒をそろへて奇麗にたて侍り、もとの大地はひろさ六間なれば、往來せばしとて、今はひろさ十間なり、これによつて車馬道にとゞまらず、人のゆきかひやすらかなり、又しろかね町より柳原まで町屋一とをりのけられ、高さ二丈四尺に、石を以て東西十町あまりに土手をつかせらる、日本橋のみなみ萬町より四日市までの町屋をとりのけ、高さ四間に、川ばたにそふて北をうけ、東西二町半にたゞみ上らる、又日本橋より京橋まで八町の間に、町屋三ヶ所をとりのけて、會所三十間つゝにひろくなれり、是は町屋餘りにせきあひ、諸人いやがうへに入こみ、やゝもすれば失火を出し、人ものをそこなふ事度々に及ぶ故、土手をつきたらば、江戸中のもいかなる事ありとも退足たやすきたためにとの御事なり、扱右のとりのけられし五ヶ所の町人共には、引料をして一家に付金子七十兩宛給、かへ地にそへて下されけり、又その年のくれには、焼たまひしやかたの大名小名へ、のこらす黄金を恩賜有けり、上は公侯より下は民間に至る迄、あまねき君の御めぐみに、ほとなくもとの如く、江戸中治り繁昌して、高家貴人は禮義厚く、あやしの庶民も財産の利に飽て、めでたくさかふる事日々に百倍せり、

○コノ時罹災者救済ノコト、コノ外寛明日記、元延實錄、天享吾妻鑑、玉滴隱見、龜岡山城明曆火災記、寛政重修諸家譜等ニ見ユレドモ略ス、

靈元天皇、寛文三年七月二十五日庚寅、陸奥會津城主保科正之、領内ニ令シテ、旅人ノ病ヲ救ハシム、

【會津家世實紀】 二十三 寛文三年癸卯

七月廿五日、旅人煩候節之取扱御定被仰出、

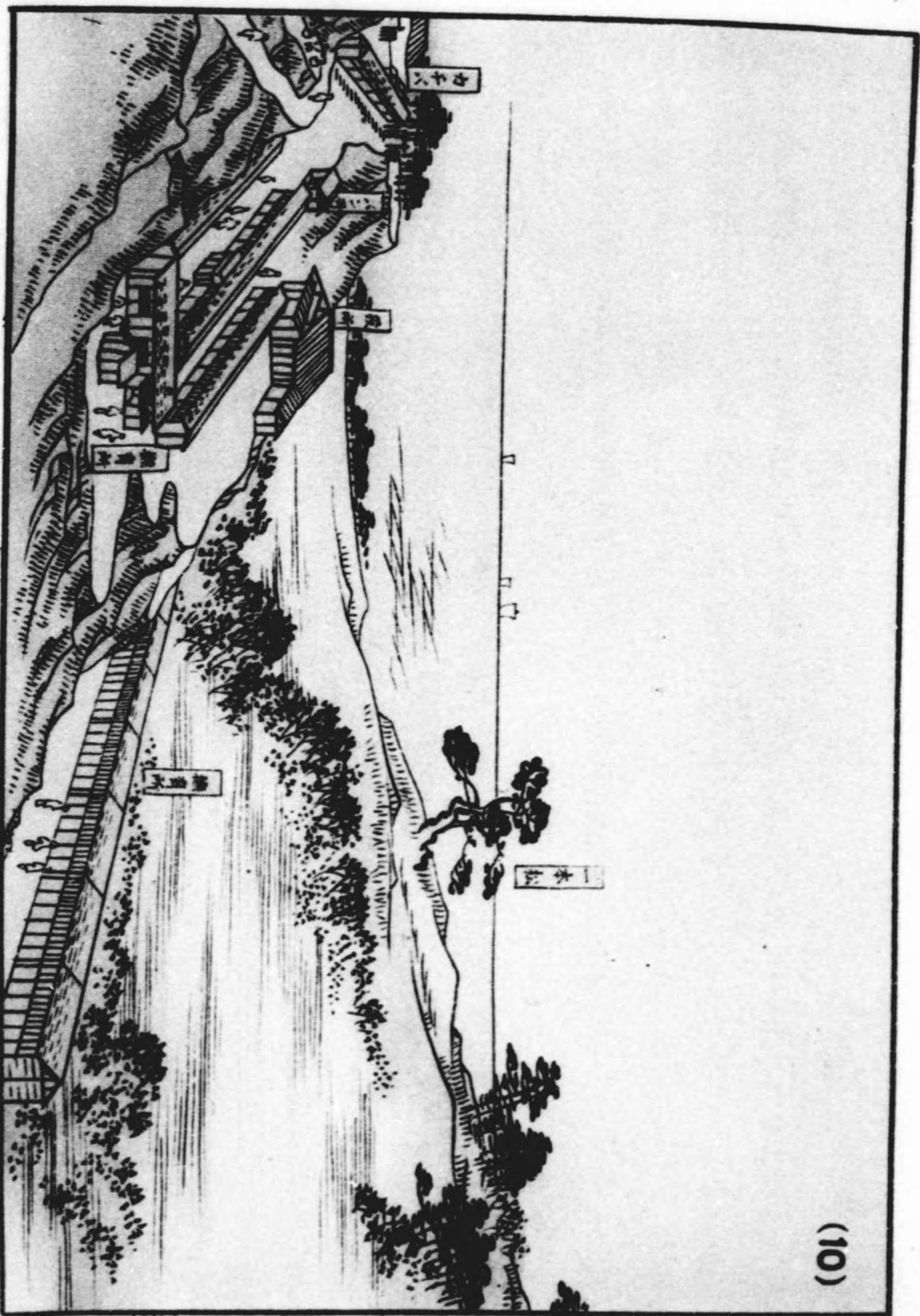
旅人於相煩候は、宿之亭主不致疎略、醫者を懸け、随分可爲致療治候、醫師不自由にも候は、町奉行へ可申通、尤旅人不如意に而、旅籠鑊藥代等出兼候は、其入目上可被相渡候、且旅人途中に而煩出、路次に倒致迷惑候は、見計宿を申付、醫師を頼爲致療治、氣色能成候は、申達得差圖、先々へ送可遣候、見通にいたし置、時刻押移、其者相果候は、檢斷名主及近所之者迄可爲曲事候、煩候旅人を當町之者之由に而、先々段々送來候は、町に所縁無之者に候共、跡へ不送戻、参度と申候方へ送遣、勿論送遣候病人、殊之外衰、途中に而可相果躰にも候は、一先留置致療治、其後送遣候様被仰出之、

十年六月二十二日丁未加賀金澤城主前田綱紀、非人小屋ヲ金澤ニ建テ、非人ヲ救濟ス、

【加賀松雲公】中政治に關する事業 非人小屋の創設

其一 名稱及起因

非人とは通常乞丐を指す、稱して非人小屋と曰へは、乞丐の居る所の如し、而して松雲公始て收容せられしもの亦た實に乞丐の徒に係れり、然れども此小屋一たび設けられてより以來、領民飢餓疾病のものは、皆直ちに之に入るを得るが故、復た街に出て食を乞ふの必要なく、徂徠の所謂ゆる加賀の國加賀藩を謂ふなり、には、非人一人もなきに至りたり、是に至り、非人小屋に在るものは、大抵領内の貧民にして、其乞丐を以て稱すべきものは殆んどなし、是を以て、改稱の議屢々起り、藩末に至り、終に其名を撫育所に改めらる、其未だ改められざる時に在ても、藩民常に「御小屋」の名を以て著稱せり、故に松雲公設けられし所の非人小屋の性質は、其實今の貧院、貧病院と異なることなきを知るべし、



(10)

前田家非人小屋圖

松雲公貧民救助の念慮を發せられしは、其由て來る所久しかりしが、寛文九年の飢饉に際して、終に公費を以て之を行ふに決定せられたり、是より先き、寛文六年以來、公乞丐の原籍地を檢勘して、其地の十村をして之を收容せしめらる、○中略、上田源助舊記ヲ引ク、

寛文九年寒暑節を失し、夏秋の際、風雨の虐屢々作り、諸國皆其災を被らざるはなし、加越能の地、水溢頗る甚しく、死者十人を出し、五萬八千餘石の田を損す、是に於て、乞丐著しく増加せり、公乃ち之を金澤の二大寺に收め、粥を施すこと八日間、又た領内各郡の十村をして、乞食の原籍を檢勘せしめらる、○中略、改作所舊記ヲ引ク、是等の事實に據て、公心を貧民救助の事に勞せらるゝは、其由來する所久しきを知るべし、

其二 設立

非人小屋の開設は、寛文十年六月二十二日に在り、是より先き、公城南笠舞の地を相し、乞丐二千餘人を容るべき數棟の廬舎を建築せしめらる、前日告成せしを以て、是の日より之を收容せられし也、蓋し公久しく封内に乞丐の迹を絶たんことを欲し、三國郡奉行以下に命じて、種々なる方法を行はしめられしと雖も、未だ其功を奏するに至らず、既にして前年の飢荒に際し、乞丐の數頓に増加せしを以て、終に非人小屋を設けて之を救ふに決せられしなり、當時老臣等、後年經費の鉅ならんことを慮り、公を諫むるもの亦た尠からざりしと雖も、公英斷を以て之を決行せられたり、○中略、松雲公御夜話ヲ引ク、

其三 乞丐收容前の一大施粥

笠舞非人小屋の尙ほ未だ竣工せざるに當つて、公其附近なる野田に一大施行所を設け、普く封内各地の貧民を此

所に集合し、算用場奉行一人、町奉行一人、晝夜交代して之に臨み、小將横目、徒横目、並に郡奉行等數人之に副ひ、金澤町年寄、肝煎、はしり及封内の十村は、悉く茲に派出し、足輕以下千餘人を使役して、五月二十五日より六月十五日に至るまで、日に數十石の白米を粥に作りて之を施與し、兼て貧民の戸籍を檢勘せしめらる、其間公屢々近侍の士を遣はし、其實況を視せしめて指揮せらるゝ所あり、舊記に據れば、初日に施與せられたる所の白米四十二石に上る、今一人一食に受くる所の粥を、白米一合を以て率とせば、是日施與を受けたるもの合計四萬二千人となす、若し同一の人にして一日三回來れりとせば、貧民の數計一萬四千人となす、斯の輩公悉く之を檢勘せしめ、其中業に就きて生を營むを得べきものは、十村町年寄等に付して之を保護せしめ、其疾病孤獨憑るなきものは、漸次非人小屋に收めて、撫育せしめられし如し、是の時非人小屋に收容せし人員は、千七百五十三人となす、○中略、漸得雜記ヲ引ク、

其四 收容當時の實況○略ス、袖裏雜記ヲ引ク、

其五 組織

非人小屋の構造は、今之を詳らかにするに由なしと雖も、富田景周の三州志の註に、「此造り様全く既に異ならず是松雲公深圖ありてのこと」と云といひ、其他數種の舊記に就き之を考ふるに、天保五年非人小屋増設の議ありし時、「貳間梁に二十間計之小屋五筋」を造るの計畫あり、而して寛文十年創設の際には、收容の人員約千八百人にして、小屋の數「四拾五筋、其周垣は六千歩に及びたり、今是等の事實に由て之を推すに、松雲公設立の當時には、笠舞の地約六千歩を劃し、繞らすに垣牆を以てし、其中に横二間縦二十間、其狀厩舎に類せる長方形の小

屋四十五棟を建て、一棟四十坪の中に四十人を容れられしものと視て、其甚しく事實に大差なきを知るべし、○中菅君雜錄ヲ引ク、

非人小屋に收容せられたるものは、之を非人と稱す、其食料は、大凡一日の量、米人毎に男三合、女二合、兒童は其年齒に従て各々差等あり、病者には男五合、女二合五勺以上を給す、其他每人鹽一勺五才、味噌二勺五才、薪二百目、冬期は二百五十目を給す、其衣服は、夏冬毎季に之を給せしこと、前掲奉行の報告書にあるが如し、○中非人管理ノ法ニカ、ル、

其六 他國貧人の優遇○略ス

其七 小屋内の工作

非人中二種の別あり、第一は老幼廢疾役に堪へざるもの、第二は力能く役に堪るも、其業なきがため衣食に窮するもの是也、大凡凶荒に際して收容せらるゝものは、多く其第二種に屬す、此の如きの徒は、公漸を以て舊業に復せしめんとし、別に大に謀らるゝ所あり、然れども其未だ業を得ざるの間は、小屋内に在て工作に従事せしめらる、○中略、享保十七年報告ヲ引ク、

工作の種類は、時代に從ふて異同ありと雖も、草履、たわし、苧かせの類は、藩末に至るまで製造せり、小屋の非人之を城下に行商し、諸士概ね慇んで之を購はざるはなし、草履の如きは、古くより「御小屋草履」と稱したり、非人中最も著名なるものを「非人清光」となす、非人清光通稱長兵衛、初代藤島友重以後第六世の刀工といふ、其技頗る精巧なりと雖も、寛文饑饉の比、終に非人小屋に入るに至りたり、公聞て之を慇み、特に其父子三

人に各米七合五を与賜ひ、別に其妻及幼児に物を與へ、薪炭等を給して業を執らしめらる、是に於て、六世以下七世八世及八世の子長兵衛に至るまで、皆非人小屋に在て、刀劔を鍛造し、資豊かなるに至れば出で、家を構へ、窮すれば復た非人小屋に入れり、其他非人小屋に「五文錢」、「十文錢」等貯蓄の制ありしが故、小屋を出て後産を起せしもの亦た尠からざりしと云ふ、

其八 一般貧民の賑恤と非人小屋との關係○略

其九 收容と退去○中略、享保十七年奉行報告、天明三年勸方帳等ヲ引ク

非人退去の例凡そ四種あり、其病死と放逐とは之に與からず、第一は其生業を得て自から辭去する時、第二は縁故ある者に命じて引取らしむる時、第三は奴婢等を求むるものに交付したる時、第四は公より命じて業に就かしめらるゝ時、是等の事舊記に各其事例あり、○中略、改作所、舊記等ヲ引ク

其十 收容者を徙して村落を新設す

農事の奨励は、利長公以來意を用ひられしものにして、利常公の如きは、晩年改作の法を設け、從來徴租に關する諸般の弊害を一掃せられたり、松雲公亦た善く祖業を繼述して、之を大成せられたるの功實に偉なり、改作に次で新開の舉あり、初め利常公の時、今江村（加賀國能美郡）の壯丁を舟見野（越中國新川郡）に徙されしを第一着とし、爾後屢々移民開墾し、終に增收の額十萬石に上ぼるに至りたり、松雲公新開の成績亦た伯仲の間にあり、其男女貧民を配合して一村を新設し、器具資本を給與して荒野を開墾せしめられたるが如き、墾地の増加と貧民の救恤と、俱に其目的を遂ぐるを得、一舉兩得の策と稱すべし、公非人小屋開設の後僅かに一年にして、收容非人の男女を

配合して、「長坂新村」（加賀國石川郡、現在戸數九十七、人口五百四十五）を新設さる、○中略、菅家見聞集等ヲ引ク

一年を開て、鴻端新村の新設あり、鴻端新村は河北郡に屬す、郡中大湖あり、河北潟と名く、東西約一里、南北二里餘、東涯津幡町（今河北郡役所を置く、北陸鐵道富山線と七尾線と分岐する處なり）に近き處、水最も淺し、寛文十二年秋松雲公是地に獵し、（今尙ほ御鷹野橋の遺蹟あり）其能く開墾して耕地となすに足るを察し、而して非人小屋中の里子（領民罪贖ありて、一時橋の遺蹟あり）を移して新一村を置くことを計畫せられ、延寶元年春終に農伊兵衛なるものを擧げ、拓地移民の事に當らしむ、伊兵衛農事に精通し、且つ才幹あり、助手數人と共に銳意里子を督し、一歲の中四十餘石の田を拓き、一種義倉に類する制を創めて、村民の自活を便す、爾後逐年新開の地を増せり、○下略

延寶三年二月十四日癸卯諸國飢饉シ、江戸市中飢餓ノ民多シ、是日、幕府、柳原ニ假屋ヲ造リテ、之ヲ賑給ス、

【慶延略記】五 延寶三年二月十四日、去寅年國々水損ニ付、當年万事高直ニノ、民困窮、柳原へ乞食出ル事無際限、大名或ハ町方ヲ施行有之、公儀より非人ニ小屋立被下、

【玉滴隱見】二十七 大飢饉之事 貧人御扶事

（延寶三年）當年天下大飢饉、金子一兩ニ米五斗宛賣之、錢百文ニハ黒米一升一合宛也、依之人民飢ニ臨ンテ死スル族多シ、其趣ヲ上ニ被聞召、御慈悲ヲ加ヘラレ、柳原ノ土手ノ下ニ小屋カケ仰付ラレ、江戸中ノ貧人凡其所ヘヨロコヒ來リケリ、其時施行ノ粥下サル、○中略尤モ江戸ノ町中モ拜借米被仰付之、雖然四五年米故、依ヨリ出シ候テ升ニテ計リ候ヘハ、過半フケリ候ヘト、皆米ヲ大切ニ存、春ナトスレハ大分ヘリ候故、黒米ニテ給シトナリ、依之諸人助

リ、御惠ヲ難有奉存シトナン、

【視聽草】 十集四 延寶飢饉

當年天下大飢饉にて、金子壹兩に米五斗宛是を賣、錢百文には黒米壹升壹合なり、是に依て、人民飢にのぞんで死する族多かりし、其趣上に聞し召され、御慈悲を加へられ、柳原の土手の下に小屋かけ仰付られ、江戸中の貧人ども其所へ呼び集め、施行粥を被下ければ、皆々悦び來りけり、○中略、山城ノ飢民賑給ノ事ニ係ル、次ノ條ニ收ム。尤江戸町中へも拜借米仰付らる、然るといえ共、四五年米故、俵より出し候て升にてはかり候へは、過半ふけ候へ共、皆米を大切にいたし候事ゆへ、白などにてつき候へば、古米ゆへことの外へりおほく候間、其ま、黒米にて食しけるとなり、御惠みの程、有がたく奉存と也、

四月十五日、癸卯幕府、山城ノ飢民ヲ賑給ス、

【堯恕法親王記】 延寶三年四月十五日、從今日爲武家沙汰有施行云々、

【十三朝紀聞】 三 靈元天皇 延寶三年正月、○中略、天下大飢饉、葦藪路、京師棄兒空屋比比而在、（西川家傳）大將軍奉勅賑之、設

場于北野、四條磧、五條磧諸處、與粥及錢米、自三月至五月而止、○下

【玉滴隱見】 二十七 大飢饉之事 貧人御扶事

（延寶三年）當年天下大飢饉、○中略、京都ニテモ、四月九日ヨリ北野七本松ト四條河原ニシテ、江戸ノ如ク貧人凡ニ粥ヲ玉ハリシト也、マコトニ大慈大悲ノ御助、人々有難カリシ、京都へ御借米二万俵也、但表一軒ニ付四斗九升四合七才ツ、ニ當リシトナリ、○下略、本書及ビ次ノ視聽草、四月九日ト爲スハ誤ナラン、

【視聽草】 十集四 延寶飢饉

○上略、江戸ニ於ケル施行ノ事ニ係ル、上ノ條ニ收ム、京都にても四月九日より北野七本松と四條河原にて、江戸のごとく貧人共に粥を繪けりし、誠に大慈大悲なりし、京都へ御借米二万俵いでけり、但し表登軒に付四斗九升九合七才宛にあたるなり、
【竹橋餘筆】 四 延寶三年、久世郡宇治本郷、山城之内、宇治郡池尻村、綴喜郡江津村、白川村、小倉村、池尻村、高尾村、寺田村、江津村、飢人帳、上林峰順

人數合三千六百拾六人

内

貳千五百人

高持百姓

内 八百七十四人男、
千六百二十六人女童、但男子十五才迄ヲ入、

千百拾六人

無高百姓

内 四百七人男、
七百九人女童、但同上、

右之通致吟味如斯御座候、以上、

延寶三年卯四月廿二日

上林峰順

御勘定所

延寶三年

河州若江
澁川郡之内御藏入在々飢人數改帳

五味藤九郎

四〇八

高合四千六百貳拾八石三斗貳合

惣人數四千九百拾二人

飢人合三千七百五十三人 拾ヶ村分

内譯略之

延寶三卯四月

丹波^{口郡}
^{奥郡}御藏入在々飢人數改帳

五味藤九郎

惣人數貳万六千七百七拾一人

高貳万八千五百貳拾四石餘 丹波九十八ヶ村分

都合飢人數壹万四千七百八拾九人

【小田倉義方所藏筆記】 延寶三卯年洪水ニ付非人之覺

一京都新非人七百人餘、

一攝津國、河内國兩國之新非人三萬六千九百人、

一大和國吉野新非人壹萬八千六百人餘、

一江戸新非人七百人餘、

×五萬六千九百人餘、

攝津河内兩國之高六十萬石、大和國吉野高四十四萬四千石、

是歲攝津平野郷、飢民ヲ賑給ス、

【攝津平野郷惣年寄土橋宗靜日記】

延寶二年

一十月へ入、方々乞食數多出候、不作故、米七拾貳匁位にて飢饉也、霜月へ入、七十八九匁の相場也、

一市町へ地下へ請取候夫食米、

男女合六拾壹人

内

卅人 男

卅一人 女 但十五才方内ノ男童共ニ入、

合米三石四斗請取、面々へ割分仕相渡ス、霜月十日に、町衆米請取手形被致、地下へ被相渡候也、五人と二組

合十人ツ、請取判書物町へ取置候也、

延寶三年

延寶三年

四〇九

一平野中飢人書立、五千人餘書立、正月廿六日に、市右衛門我等^{（宗守）}勘兵衛殿へ持參申候、御公儀御米拜借申度之旨、訴狀指上候へは、二月二日に爲御吟味、手代衆村田新介、野里小左衛門兩人被參候、地下長左衛門我等兩人出合申候、吟味も無之、散郷へ御廻、それ〇波へ御通候由也

一正月廿九日に談合仕、町々飢人へ其町〇〇粥焼くはせ候様にと、地下〇觸させ申候、

二月朔日二日比〇、方々に而粥焼候也、我等も二月六日七日兩日粥焼申候、三月七日に焼、

一米相場石に付銀八十貳匁、京都は百匁位之由、江戸は九十六七匁位之由、諸國ともに高直也、和州所々にも粥焼、飢人にくはせ申候、

一大坂へ乞食奉行、江戸〇被申付候、大坂與力衆也、安藤甚右衛門、桑原八左衛門兩人、大坂に居候乞食ノ國所ヲ御吟味候而、其所々へ送せ請取候也、平野へも三人請取也、

一二月廿五日

一米相場百匁百五匁位にて候、大坂へ八千石米町中へ拜借也、在々所々へ飢人拜借金方々へ出ル、

一卯月五日〇地下〇七町勸進仕、飢人^{貳千五百人}ノツモリ於光源寺粥焼とらせ、一人前に粥五合ツ、とらせ申候、此度は

勘兵衛殿、八郎右衛門殿なども^〇米御出し可被成候由被仰候、

町々へも又米慈悲人候ハ、出し被申候様に被觸させ候、

一市町にて、二月〇卯月へ入迄、名々に粥焼、町中飢人百廿人計へとらせ候、日數廿三ケ日也、

卯月廿日に地下へ白米渡、光源寺に而平野惣分飢人粥焼候、米集候は市町〇米七石五斗一升白米也、但し石

に付白米百匁ノ積、銀七百五拾壹匁集中、地下へ遣候也、帳に仕、地下へ上候、町にもひかへあり、

一卯月廿九日に、末八郎右衛門殿於御屋敷、平野中飢人へ米一人前に一合ツ、味噌汁一はいッ、御とらせ被成候、

則八郎右衛門殿袴肩衣に而御出に而、飢人共へ色々慈悲の請やう、念佛專要之由、法談くらゐに被仰候、翌

日屋敷へ年寄中七町衆不殘被召寄、今度飢人へ粥焼申米いかほと成とも大分出し申様に、町中肝煎候へと、直

に被仰付候、又追々町衆へ米集候様に申付候、

一閏卯月上旬に、米相場九拾五六匁位也、天下一同ノ飢饉也、又百四五匁に成候、

五月 一米相場百拾匁位あかり、麥卅五匁〇四十五匁迄、むきやす六拾匁〇五拾五六匁迄、麥は先月〇廿匁もさかり申候、

一六月朔日〇地下〇町々へ飢人へとらせ候米ノ帳面出候付、我等も米一石代銀百匁市町へ相渡ス、

天和元年十一月、攝津饑饉ス、國分寺僧性派^{南源}粥ヲ施シテ飢人ヲ賑ス、

【攝津平野郷惣年寄土橋宗靜日記】

天和元年

一去夏當庄五ヶ年不納米御免有之候ニ付、舍利寺悅山和尚へ御禮ニ可參候處ニ、當秋又々不作ニ取紛、延引仕候ニ付、けふといふけふ師走の九日、未明より了甫我等同道參禮いたし候、

悅山和尚へ鳥目貳百疋 知客祖春へ銀貳兩 知來銀壹兩

右之通遣候、悅山和尚へ御出〇仕候也、是は内々悅山和尚を頼奉り、江戸紫雲山瑞聖寺鐵牛和尚を以て、稻葉美濃守殿へ、平野庄往古御例之通ニ御赦免被下候様、御取合被仰被下候様にと申上候事も侍るにより、此度御禮申上

侍る也、南岳山門を出れば、四方の空かき曇、雪を□しきありて、北風烈しく吹立て、やかて降侍らんと存候へとも、先道頓堀まで参候而、空次第に川口へ参らんと、天王寺へゆけば、國分寺南源和尚施行の粥御焼あそはされ、飢たる人影敷集、粥をうけ侍らんと、急きあはて、ひよろくとこけありてい、さてくあはれに見えて、いよく和尚の慈悲有難御事よと覺侍る、略下

二年正月八日^丁諸國飢饉シ、京都飢人充滿ス、是日、僧性愚^高、十方ノ助縁ヲ得、大雲院ニ於テ施行ス、誓願寺、法輪寺等又之ヲ行フ、

【山城全州墓碑銘集大成】 凶荒之碑文

在寺町大雲院

連年凶荒、諸民流離、終至餓死者不可勝計、我師高譽上人、生不忍見之、救濟之意念頻發、然一杯之水不能救一車薪之火、茲得十方信檀之助縁、天和二年正月八日、始開場於當時、凡三十有九日之間、方采之餓民不論男女老少、日每一人與孔方十二錢、共數合廿六万六千二十九人也、於是建一塔婆、爲二世利益之供養、欲使施者受者有緣無縁、并已死未死之輩、共超困苦之海、同到安養之界、是老師之志願也、

天和二年正月十五日

大雲院第九世光譽貞龍建

【基熙公記】

十三

天和二年正月二十七日、丙子、天晴、略中去年以來京中饑人充滿、餓死者不知其數、爰大雲院長老^{性愚}起大慈心、施行、飢人凡七千許云々、

【近世東西略史】

二月、京洛飢饉餓死者路ニ遍、三月、洛陽大雲院、誓願寺、法輪寺等諸寺米錢ヲ以テ貧人ニ

施行ス、又餓死者爲ニ施餓鬼供養アリ、

二月十三日^卯

^辛

近畿飢饉ス、是日、僧道光^眼、大阪ニ於テ施行ヲ始ム、

【鏡眼和尚書狀】

○貝葉書院所藏

尙々御内方又は喜右衛門殿へも、又は町中之衆へも、能様に御心得頼存候、以上、

一筆申達候、其元彌御無事御坐候半と不勝珍重候、先書にも申候様に、拙僧儀道中無爲に上着致、今月十三日より施行はしめ、昨日廿一日より、起信論講談始め申候、諸事首尾能悦申候、施行之事は、諸方之施行も皆々止候付、非人共迷惑之時節に止候而、施行致候故、大に助に罷成候、十三日には二千ほど、十四日には六千ほど、十五日よりは一萬餘、此中は二万餘に罷成候、就夫廣大に物入、中々手之及び申事に而は無之候、乍去拙僧施行止候へは、悉餓死に及申候故、たとひ寺をうり指をきさみて施し申候共、此施行止メ申間鋪と存候、志ノ人も少々は有之候、然共少之事に而はたり不申候、此中一日雨ふり候て施行やすみ候へは、大に諸人迷惑致候由、就夫焼酒のかすなどを盗くひ申候者もあり、粉ぬかは勿論上食に存候、或は大麥をつき申たるぬかなとも、粉に致候而たへ申候者も有之、左様之事も不罷成候者は、餓死致候者も有之よし、借屋の者終日通夜飢候て泣さけひ致候故大屋に而居申候者も殊外迷惑致候段承候、拙僧施行始り候而後、左様之者共もなきさけひも不致候故、大屋の者なども悦候由、此度之施行は大に助に罷成悦申候、然共加様に大勢に而は、たとひ淀川之水をくみ候て施し申とても、つき申事に而は無之候、然とも加様に二萬餘りの者迷惑に及、過半は餓死をも可致を見申なから、止メ申事、さりとては不罷成候故、是非共今三十日、五十日何とそ止メ不申様にと存候而、昨日より之説法にも、何か

と平生の辯をつくして申候へ共、大分之事は無之候、去年以來皆々粥をたき錢をとらせ、人々相應之施行致候故之事に而候、何とそ日を重ね候て申候は、又龍天之加護も有之ものにて候間、半分か三分一は施入も可有之と被存候、加様に廣大之人を助ケ申事に而候間、貴殿よりも今少金子御借用にて御上せ頼申候、其元々貳百兩御上せ給候は、大坂は申に及はず、京都も些及し可申とも存候、爰元昨今之事にて、講談も漸昨日はしめ申候事に候故、京都ノ事は中々手及び不申候、乍然少し此方事を致定メ候は、罷上候而助ケ可申と存候、何とそ被成候而、貴殿藏經之入金程御上せ給候は、大に利益を致可申と存候、只今之分に而も、借金をも致候而、大坂はもらし申間鋪と存候、然共此分に而は京都に手及び不申候、京に而も五七日此方之金子にて而施行致候は、其後は又致様も可有之と被存候、加様之事は一代にも二代にもまれなる事に而候故、大信心を御起し候而、右之二百兩程之金子御上せ頼存候、先此方に而百兩も喜右衛門方に有之金子を借候而、用可申候と存候、跡より喜右衛門方へは御上せ頼存候、其元も何共御才覺難成可有之事致推察候へ共、此方之事あまりたへかね候て加様に申進候、爰元に集り申候者共非人は百分ケ一にて候、皆々町又は在々ノ百姓にて候、去年以來寺方又は町中に而有之候粥の施行三千四千、極而多きと申時五千六千有之候由、左候而毎日十人十五人程之死人有之候由申候、此方之施行は錢にて取候にも便り好、粥が勝手に能候故、此前出不申ものも出申候由、一日に十錢ツ、さらせ申候、昨日廿一日迄は左様に致候、然共あまり手及び不申候故、今日より米一合ツ、とらせ申候、何共とらせ可申候様無之候故、ちり紙の厚きに包候てとらせ申候、昨日より寺中ノ僧不殘集り候てツ、ミ申候、通夜今朝までツ、ミ申候、米三十俵ツ、ミ申候、就夫皆々指ノサキニハ豆を出し候て、餘ノ事は難致様に而啖申候、三十俵之米にては中々足不

申、包申事も不罷成候故、餘り申たる分は、錢五文ツ、とらせ候て歸し申候、紙ノ代計も廣大之事に而候、明日よりは入物持參致候様と申渡候、扱々哀成事共にて、様子見申候而は、たとひ指をきさみ骨をおりて施し候共可致様に被存候、其様子言説にのへかたく候、或は七十八に成候者も、命の捨かたきま、杖にすかりてまいり、或は五歳三歳の骸兒も母に手をひかれて參候、或はめんツをさけ或はこもをき、或は盲目或は病人、一年に一度も手をあらひ不申、うるしにて七八反程ぬり申たる様之手も有之候、或は十日に一度も食をたへ不申、はれふくれ致候者もあり、或はやせきはまりて骨と皮と計なるもあり、誠に眼前之餓鬼道人間之地獄界に而候、其もらひにてツカミ取申様子、目連の御袋の餓鬼道に而、目連の御持參被成候鉢の飯を御ツカミ被成候もかくこそと被存候、或は大勢におされてなきさけひ申聲、天地をひかし、或は被下よくとほめき申をと、山河をうこかし、往來の道中は蟻の熊野参りもやらんよりも多ク、身の中の虱は油屋の胡麻よりもおほく、わツカにも飛入候て、おし申などをふせき申候へは、僧共の衣裳には胡麻をかけ申たる様に虱をうつり、山僧手つからとらせ申候へは、かのうるしぬりの手を、一度に五十本も出し候て、手をツカミ引致し、その臭氣のクサクして鼻をうち申事、たとへていふへき様も無之候、はしめは出入口兩處に致候へ共、あまりせき申候故、四口に致候て、そのくはり申はやさは、いかなる天狗のやとりもかくやミ被存候、四口にても猶せまく候てせき申候故、明日は六口にいたし候而遣し申候、はしめ四五寸廻り計の竹がきくひなにてかきを致候へとも、十五日の朝一押に押破、其かききましたしかといたし應せざる内、寶洲と申者の閉關を出し申候はんとて、いろく小僧共に申付候而、十六日の朝一朝山僧留主に候へは、一押に押たをし、十四五人も先死人に罷成候由、其内兎角養生いたし氣付をのみ

せ、水をそよき少氣かよひ候へは、かゆをくはせなと致候而、十人計はよみかへり候へ共、六人は死はて申候、扱々不便の事にて候、纒に錢十文もらひもらひ申候はんとて、たちまちに千萬人の人にふみころされ申候事、哀成事にあらずや、罷歸候ておとろき候へ共、可致やうも無事に存候、其後は彌人數もまし候へ共、色々の方便を致、幾處にもかき致し、或は水よけの様にしたし、あるひは馬ふせきの様にいたし、かきくも大なる柱程のまるたをたて、大竹の壹尺計廻り申ほとなるにて横にゆひきり申、或は一騎打にして、なる程せまく致候處もあり、其外無量無邊の才覺分別を以、人をおしころし不申やうに致し、三百人も五百人も足輕なとも付置候て、ふせ申候て能候はんと存候へ共、漸五十六十の小僧共の増水はかり朝晩夕へ候に而ふせき候はんも、却而非人にふみころされ候はんぞ致候、萬にかたきぬの夜の物にて、心にはやたけに存候へ共、手は中／＼およひ不申候、扱々世上に千貫萬貫の金銀を藏にツミ、櫃に入て空ク畜へ置候を、加様の時に施シ候は、未來永々切まての功德となり、成佛のもとひ共成候はんすれ共、たゞむさほる心のつよきまゝに、人の施スさへねたみそしり申世の中あさましく被存候、左様の人こそかゝる非人にも生れ、又は餓鬼道にも落候はんすれと、哀に被存候、其元何とそ成へき事にて候は、右申通の金子御才覺頼存候、萬々筆紙にあたはず、百分か一を申遣候、不宣、

二月廿二日

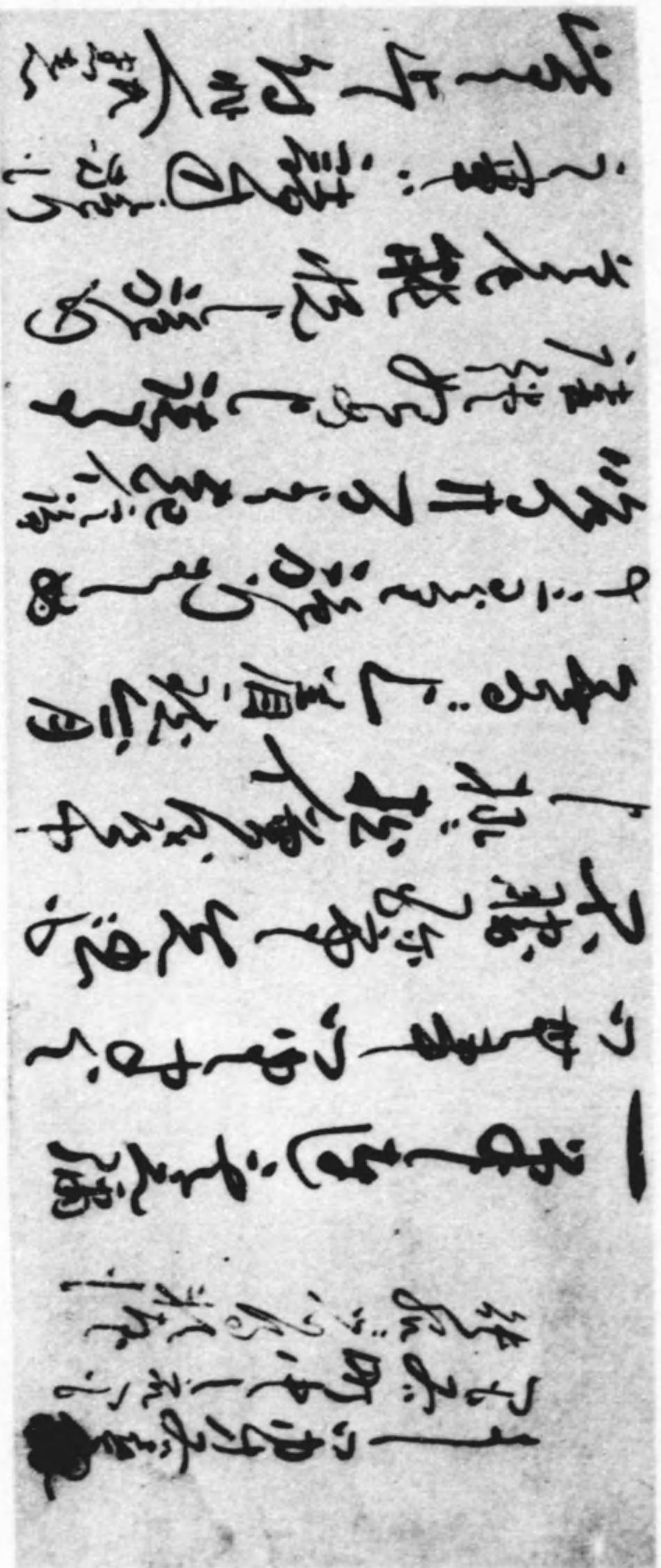
鐵眼

光(花押)

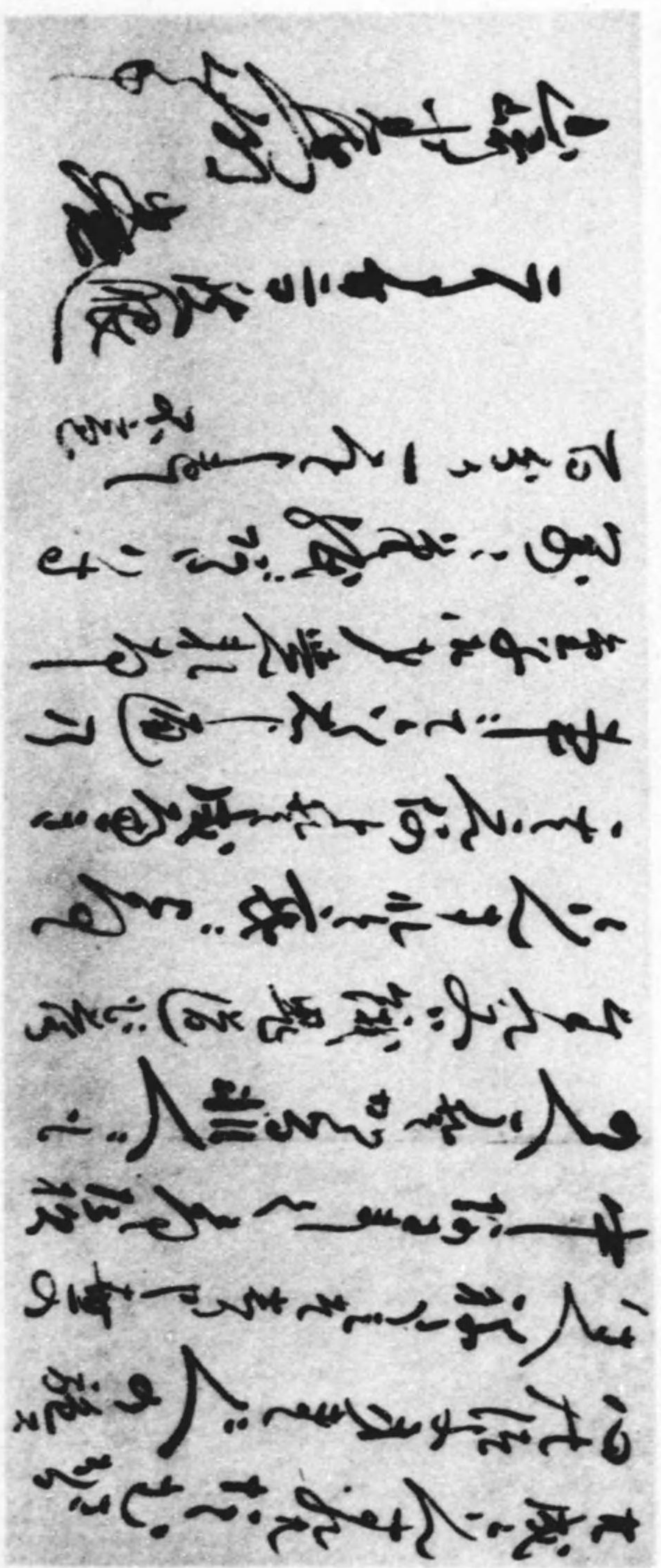
山崎半右衛門殿

人々御中

○古文書時代總マリ轉載



鐵眼和尙書狀



京都藏經書院所藏

【續日本高僧傳】

十一
檀興七之一

難波瑞龍寺沙門道光傳

釋道光字鐵眼、俗姓佐伯氏、肥後益城郡人也、十三歲投郡之海雲法師、雜染學經論、慶安三年春、入京徧遊講肆、竺墳魯典無不精研、明曆元年秋、見隱元禪師于長崎東明、元一見器重、命隨衆參堂、晨昏不懈研究已躬下事、未幾元公應請于攝州普門、時木庵和尚主分紫之席、光直前咨叩、○中寬文三年春、講楞嚴於肥後禪定寺、剖折幽微、詞辨無礙、明年講法華於筑前妙光、一日慨然曰、吾邦古稱佛國、自教法始東渡、伽藍像設不讓支那、名師碩德代不乏人、獨大藏之版、向未有刊行於世者、非爲國中闕典歟、契經有言、菩薩萬行中、流通法寶爲最、余幸生清世、忝廁緇流、誓盡此身、當力爲之、徧與邦人、永結般若勝緣、因携二子、抵于大坂、專爲刻藏之謀、八年春講起信論於月江精舍、時有觀音寺妙字道人、來預講筵、聞其刻藏之舉、欣然發心、捐白金一千兩、光喜曰、聞千尺高閣成在初基、今既有基、刻成全藏必矣、急登黃檗、啓告隱元禪師、元歡喜踊躍、賜其所著支那藏本、亦割勝地爲貯藏版之處、光乃建寶藏院于其地、開印房於京師、先刻數十函、梓人蟻集、施者麇至、特募緣於江戶、講楞嚴於淺草海雲寺、列衆數千人、施物海會、講竟登黃檗、省觀木庵和尚、○中延寶二年春、熊本侯請迎城中問法要、極加崇禮、自後年捨黃金千錠、以助刻藏、○中六年秋、大藏鑲板、將竣功、乃製表章、隨經上進太上法皇、龍顏大悅、謂群臣曰、大藏卷帙如此繁多、而能登梓、其志可謂堅且確矣、法門功臣、實福天下後世者也、合宮勳貴亦歎未曾有、尋欲以大藏經具疏進于幕府、復赴江戶、天和二年正月、忽告門人曰、山僧春末大有事在、不可滯於此、乃率諸子回瑞龍、是春畿內荒歉、流民夥矣、光多化錢穀、拯其饑乏、日免殍死者凡一萬餘人、踰月而止、一時稱爲救世大士、二月小盡俄疾作、爲衆說法、不異常時、病勢稍重、飲食漸減、三月七日、集諸子告曰、山僧化緣將訖、汝等幸富有春

天和二年

秋、慎勿涉世縁、唯念々向道、究明大事、乃是吾門種草、刻藏一事、諸佛慧命所關者也、是故山僧一紀之間、歷盡百苦、今已告成、汝等宜體我心使之流通於無窮也、二十二日中略逝、保壽五十三、戒臘四十、荼毘之日送者十餘萬人、各持香華、旋繞爲供、號泣之聲、震動林野、門徒奉靈骨、塔于寶藏院西隅、光弘慈利物、一出于天性、貧者與衣食、病者餉湯藥、路見棄兒、則托人乳養、途遇囚人、則訴官請免、凡創寺院者八、曰瑞龍、曰寶藏等、所著語錄二卷、附藏流通焉、

【近世畸人傳】 二 僧鐵眼

僧鐵眼、諱光（金取の）、肥後國本願寺末下の寺に生れ、既に妻もありしが、其宗徒、不徳无才の人も、寺格により上位に居ることを甘心せず、黄檗山にのぼり、木庵禪師に従ふ、其妻なる人尋悲しめども、對面せざるをはかりて、黄檗門前に旅宿して、師の出るを窺ふに、或日果して出たるを、しひていざなひければ、止事を得ず伴ひて故國へ歸り、其郷まで入しか、ぬけて上途し、又黄檗に至る、法を嗣した後、攝津國難波村瑞龍寺を建立せり、世人今猶鐵眼をもて、其寺を稱す、一切經の藏板を思ひたちて、勸進せしに、其料金集れるころ、天下大に餓しかば、師憐みて、件の金を不殘施し、又如前勸進せるに、數年ならず又集りたるが、再び五穀不熟にて餓死多ければ、此たびも此金を施行に盡せり、されども徳の至りにや、第三回の勸進にて、藏經の印刻成就して、其經を頒つ所の代金を、本寺より已下一宗の寺（同宗に錦袋園といふ藥をうるも、同じ勸學寮より一宗に金を頒、此師佛學深く、説法能辯にて、俗間を化度すること多けれども、生涯建立門にかゝり、自の腕力十分ならずといひて、吾法嗣をたてず、法弟寶洲和尚に寺を附屬す、是又他のかたき所なり、寶洲も佛學に長じて徳行ありとそ、に配るこゝ、今に於て同じ、



鐵眼和尚施行の圖

三月十二日^{庚申}駿河ノ農五郎右衛門、慈心深ク、克ク窮民餓者ヲ救フ、又親ニ仕ヘテ至孝ナリ、是日、幕府之ヲ旌表ス、

【天和二年日記】三月十二日、駿州富士郡大宮ノ井出治左衛門殿御代官所今泉村五郎右衛門ヲ被召出事、

今日駿州御代官井出治左衛門殿へ、御老中ノ農民五郎右衛門ヲ召連可被罷出之由、被仰渡、則傳奏屋鋪へ罷出に

大久保加賀守殿御口上ニ而、五郎右衛門^義義父母ニ孝行、其上行跡宜ク、村中ノものに憐愍之志有之由、國廻り之

衆被達上聞、依之作米田畑子々孫々ニ至迄御年具御赦免、作取ニ被下置、難有可奉存ト被仰出、同廿二日ニ、

御朱印御文詞ニ曰

駿河國富士郡今泉村農民五郎右衛門、父母ニ盡孝、行跡宜、其上村中之成助之由、國廻之輩演說之、依之作米田畑九十石之事、永代子々孫々ニ至迄、全可收納者也、

天和二年壬戌三月廿二日

御朱印

御代官

井出治左衛門

駿州富士郡下方領之内

今泉村五郎右衛門

重而六月十八日ニ、堀田筑前守殿、牧野備後守殿承リ、井出治左衛門殿、五郎右衛門被召連登城被仰付、御目見仕候、

一銀子五枚

五郎右衛門拜領

一御羽織麻單

五郎右衛門本名御尋、中村ト申上ル、自今以後今村ニ御改被下、

桂昌院様御所望ニ而、五郎右衛門ヲ三ノ御丸え被召寄、御覽被成、則西ノ御丸え被遣、若君様へ御目見、

【令條記】 三

駿河國富士郡今泉村農民五郎右衛門、父母に孝を盡し、其上村之助をなすのよし、國廻り之輩演說によつて、作米田畑九拾石事、五郎右衛門ニ永代下授之條、可收納者也、

御朱印

天和二年三月廿二日

【竹橋蠹簡】

一筆啓上仕候、然者駿州今泉村五郎右衛門儀、此度其御地へ被召寄、當月十二日於御評定所被仰渡候ハ、父母ニ孝之志深ク、其上村中之助ニモ罷成候旨、御國廻之衆中被聞届候段、達上聞、奇特ニ被爲思召、今泉村ニテ作來申候田畑九拾石之所、永代作取ニ可仕旨被仰付、同廿二日ニ御朱印頂戴仕候旨、難有仕合、可申上様モ無御座候、廿三日ニ各様五郎右衛門被召連、御老中へ御禮被仰上被下候處、御懇意之段旁及承、冥加ニ相叶候仕合不可過之奉存候、依之拙者儀、田中御用隙明次第、立歸ニ成共罷下、右之御禮申上候テハ如何可有御座候哉、御下知奉願候、爲其以飛札如此御座候、恐惶謹言、

天和二年

四二一

三月廿六日

井出治左衛門

高 善左衛門様

大 五郎右衛門様

彦 源兵衛様

【萬天日錄】三月十二日、駿州今泉村五郎右衛門事雖爲土民、常々父母ニ孝行ノ段及高聽、依之九十石ノ田地

永代被下之旨、駿州御代官迄被仰遣之、○憲廟實錄同シ

【鳳岡全集】百九 孝子今泉村五郎右衛門傳

孝子五郎右衛門者、駿河國富士郡今泉村人也、其祖曰次左衛門、其父曰太郎右衛門也、稟性孝愛篤實、以農事爲業、耘鋤灌溉不休不怠、事父母能竭其力、不違其志、手調飲食、孝養無缺、然其行實不矜於人、見者亦以爲常也、若父母有病、則無晝無夜不離枕席、自滌溺器、未嘗一刻不供子職也、居父母之喪、哀毀踰禮、三十五日不離其室、續經弔哭、世爲淨土宗、不廢其勤、爲清岸寺僧聊寓獻芹之志也、有姊有弟、友悌怡々之情、孔懷睦昵、同郡近村有貧窮者、則分借粟布救其急難、每當飢歲、施穀分粥、憐恤餓殍、是以村民悉皆倚賴之、耕獲之田、亦倍父之所辟也、天和元年辛酉之夏、渡部久助均、宮崎七郎右衛門重清、武藤莊兵衛信秀、今大君之命爲監察使經廻駿府、使歸之日、事達台聽、其後老臣傳命郡吏井出治左衛門正基、召五郎右衛門、壬戌之春、東來參府、官吏切問其孝養、五郎右衛門俯伏曰、僕不幸喪父十年、喪母八年、其生存之日、無孝養之可稱也、熟思往事、則有遇父之責、

官吏怪問其故、對曰、二十年前庚申之夜、隨父赴隣宅、僕先而歸、半開門戶待父之歸入而就寢、家僮誤鎖之、父歸叩門、舉家熟眠無應之者、時維嚴寒粟肌、父不忍佇立、穿墻入室、頓怒不止、悲哉使父遇寒苦、亦是僕之過也、如此之類、蓋猶有之、孝行之誠無可告焉、官吏愈曰、二十年之久不忘微過、猶存恐悔、推此以知其孝志、不問其餘、同年三月十二日、執政佐倉城主從四品侍從大久保加賀守忠朝、召五郎右衛門於評定所曰、汝至孝篤實、且成助村民、有命感之、授與今泉村所耕之田九拾石、長免租稅、五郎右衛門恐懼曰、以鋤耨之刀、二男二女一妻數僕溫飽有足、顧夫官家恩霽之所降也、僕無孝行、又無聲聞、何以得荷鴻澤之重乎哉、不堪驚汗之至、唯願依舊規事收藏也、同月廿二日、執政岩付城守從四品侍從戶田山城守忠昌、傳命特賜御書御朱印、旌其門閭、五郎右衛門載御書於頭上、拜伏而退、官吏攜之到老臣之家、奉謝殊恩、元老古河城主從四品少將堀田筑前守正俊、執政忍城主從四品阿部豐後守正武、近臣從四品牧野備後守成貞、或授酒食、或畀黃金眷遇甚厚、郡長井出治左衛門亦來、爲之告謝也、見者聞者皆以爲榮、嗚呼何代何時無孝子哉、然無知之者、則與草木同朽、與犬馬同斃、方今明君在上、務其本舉其善、恩惠加於百姓、德教刑於四海、是以側陋之人、猶顯父之名、成孝之終、則誰不歸於爲善之化哉、非一人之幸、而萬民之幸也、非萬民之幸、而闔國之幸也、非闔國之幸、而萬世之幸也、贊曰、甚哉孝之難全也、申生自縊、伯奇履霜、居難處之變、遂難行之志、然無幾諫之言、不得底豫之效、鮑永去妻、郭巨埋兒、唯勵恭敬養育之行、不得恩愛自然之和、惜哉使父母共不免有不仁不慈之名也、夫孝者五常之首、百行之先、天理一有所闕、身唯難致志行之高、豈得成純孝之名哉、是故凱風不怨、感動母心、不可不辨焉、今泉村民使父母無怨于前、無毀于後、與父母共成志、與父母共成行、處其常行其常、生盡乎養、沒盡乎禮、鄉親皆嘆

曰、今泉村有子哉、有子哉、

天和三年癸亥季秋之日、依天野彌五右衛門長重所求爲之傳、

貞享元年十二月二十日^辛下野日光火アリ、輪王寺宮守全法親王、金穀ヲ出シテ、罹災者ニ賜フ、尋テ、幕府モ亦米穀ヲ給ス、

【日光山勝成就院堂社建立記】^乾 本宮

貞享元年甲子十二月廿日辰下刻、蓮花石町ヨリ出火、本宮本社末社別所不殘燒失、御神躰ハ當上人朝海奉出之、四本龍寺三重塔星宮燒失、本尊神躰ハ小聖承仕奉出之、御旅行^{山王}一宮燒失、本房燒失、内權現無恙、御道場本尊御位牌等出之、中山東山衆徒七ヶ寺、^{南照院、安居院、唯心院、淨土院、觀音院、實教院、光樹院}一坊東西四十三軒、妙道院其外火番小屋山口圖書西東町寺不殘燒失、時ニ從御門主、御救トシテ、御内外様御家來御出入職人等へ、金子并米ヲ賜、^{面々}樂人二十人、山口圖書家來へ米一斗宛、町年寄七升宛、宮仕神人八乙女十三人、辻番四十一人、并惣町人六百六十八人へ米五升宛下サル、從公儀御救ノ米爲配當、貞享二年正月二日、御代官市川孫右衛門到著、衆徒七寺米二十四俵宛、妙道院三十俵、寺領ノ高ヲ以被下之、一坊四十三軒、樂人二十人、米五俵宛、療病院十六俵、御宮御堂諸職人、御神馬別當、御掃除頭、宮仕神人八乙女、辻番四十一人、御切米高下ニ依テ三俵或二俵一俵被下之、西東ノ町人六百六十八人、間口一間ニ二俵宛被下之、其外町寺町醫者等迄不殘被下之、^{面々}追テ米三十俵山口圖書拜領、同十俵宛御殿番、同二十俵社家一人被下之、追テ御門主御願ニ依テ、舊冬極月十六日、中下鉢石燒失ノ町人九十二人ノ者共、右同前ニ被下之、

東山天皇、元祿二年五月是月、能登越中大雨洪水アリ、領主前田綱紀、罹災者ヲ賑恤ス、

【加賀前田家譜】^四

綱紀事跡

元祿二年四月是ノ月、能州星隕チ石トナル、五月十日大雨水、能登宇出津民家

ヲ流スモノ六十、溺死スルモノ四十七人、越中ノ地家ヲ漂没スルモノ六十六、橋斷ルモノ凡四十三、綱紀災ヲ被ル者ヲ賑恤ス、

三年十月七日^子、白田畏齋、貧病者ニ施ス、是日歿ス、

【先哲叢談後編】^二

白田畏齋

名可久、號畏齋、通稱五郎左衛門、本姓坂口氏、備前人、^{○中}畏齋之所居、四

隣皆窮民、畏齋常節己之衣食、雖無餘財賑賜其急、人皆無不倚賴之者矣、畏齋有窮乏者來買其所製之藥者、則不見錢之多少而多與之、曰、若此藥効於爾病、雖無錢時必須再求焉、我畜之尤多矣、有壯年者富強者來求之、則問曰、藥不中病反加其害、宜與醫生相謀、審其當服乎否而後來求也、我盡賣之、雖然我不欲妄賣之、以助人之淫心、^{○中}

畏齋以元祿三年庚午八月臥病、至十月七日遂不起、享歲四十六、義故及二三門人、戮力聚財、禮葬於深草寶塔寺、七年十一月二十九日^巳薩摩鹿兒島城主島津光久、慈心深ク、領内ノ飢民ニ米穀ヲ施ス、是日卒ス、

【薩藩舊傳集】^一

一或時光久公下方へ御越被遊候、彼方にて飢に及候者數多有之候付、皆共不殘飢米被下候、左候て御飯館被遊即竹内助一を御呼被遊、御意候は、此節下方へ差越候に付ては、其方へ別てよき土産可被下と被思召上、御呼被遊候由御意候、助一より申上候は、難有仕合奉存候、何様なる物を御みやげに被下候やと被申上候、其節御意

被遊候は、其方事平生慈悲を被成候様にと度々承候、此節於下方飢に及の者數多有之候付、飢米くれ置候、なんとよき土産にて可有之と御意被遊候、此時助一申上候は、さらず夫は小人慈悲とて女童の仕事候、國主の慈悲と申は、左様なる飢人の國中に無之様に仕置仕者にて御座候、其節光久公御意に、尤至極被思召上候、以后は心得に可成儀と御意被遊候也、

【寛政重修諸家譜】

百九 島津光久初忠元、虎壽丸、又三 薩摩守、大隅守

元祿七年十一月廿九日、鹿兒島にをいて卒す、年七十九、妻雲慈温寛陽院と號す、上

十九、妻雲慈温寛陽院と號す、上

十三年十二月六日子甲常陸水戸城主徳川光圀、救民妙藥集ヲ撰ビ、以テ醫藥ヲ得ザル病者ヲ救フ、是日卒ス、

【救民妙藥集】

○山城一 探訪

【傳】

救民妙藥集 全

前田氏

諦長房

【傳】 此救民妙藥集者、水戸義公之時所撰書而、所以爲救罹疫病乏醫療者、命布諸民間者也、

【常陸水戸徳川家譜】 光圀

元祿十三年十二月六日逝去、七十三歳、私諡義、

○コノ後、諸大名、學者及ビ官廳等ノ修撰ニカ、ル救荒書ノコト、便宜左ニ合攷ス、

【念珠集】

救荒書目

版本之部

農業全書

貝原樂軒○宮崎安貞著 貝原樂軒刪補

元祿十年

卷懷食鏡

香月牛山

正徳年間

救荒本草

明周定王

享保元年

天下 泰平豐年記

西宗庵一翁

元文元年

民間備荒錄

建部清庵

寶曆五年

備荒草木圖

建部清庵

明和八年

五穀無盡藏

上原無休

天明七年十一月

欽定康濟錄

清、陸會禹

寛政年間

成形圖說

曾榮 白尾國柱等

文化年中

農民懲戒篇

鈴木武助

文化五年

農論

鈴木武助

文化八年

荒政輯要

汪志伊

清、嘉慶年中

製葛錄

大藏永常

文政七年

救荒便覽

遠藤義齋

天保年間

元祿十三年

- 廣惠編像解 天保年間
- みかけあふき 天保年間
- 救荒餘錄 天保年間
- 三物考 天保年間
- 經濟教草 天保年間
- 徳用食鏡 天保年間
- 御世のめくみ 天保二年
- 開廠賑粥法 天保三年
- 荒年充糧志 天保三年
- 救荒一助 天保三年
- 救荒野譜 天保四年
- 御代の寶 天保四年
- 救歎學要 天保四年
- おろかおひ 天保四年十月
- 忘飢草 天保四年
- 農家心得草 天保五年
- 遠藤義齋 天保年間
- 徳川齊昭 天保年間
- 徳川齊昭 天保年間
- 高野長英 天保年間
- 尼子佐々木 天保年間
- 不詳 天保年間
- 大藏永常 天保年間
- 和泉利愛 天保二年
- 鎌原石見 天保三年
- 館柳灣 天保三年
- 礪川老人 天保三年
- 明、王西樓 天保四年
- 畑銀雞 天保四年
- 阿部樸齋 天保四年
- 足代弘訓 天保四年十月
- 半井宗玄 天保四年
- 大藏永常 天保五年

- 饑年要録 天保五年
- 濟急記聞 天保七年
- 救荒活民補遺書 天保七年
- ききんのころろえ 天保七年
- 飢饉食物製法 天保八年
- 救荒孫之杖 天保八年
- 救荒新策 天保八年
- 救荒野譜啓蒙 天保八年
- 救荒本草啓蒙 天保十年
- 救饑提要 天保十年
- 儲類説 天保十三年
- 農家必讀 同
- 増補救荒事宜 同
- 仁風集覽 同
- 洪水圖説 同
- 鄭繪餘意 同
- 福澤憲治 天保五年
- 太田且暮庵 天保七年
- 宋、董骨 天保七年
- 民、朱熊 天保七年
- 中山彌助 天保八年
- 羽田野敬雄 天保八年
- 鳩居堂 天保八年
- 枕雲洞主人 天保八年
- 長谷川猷 天保十年
- 小野職孝 天保十三年
- 同 同
- 博古堂梓○佐伯義門著 嘉永三年八月
- 吉田寅次郎 安政二年
- 山崎美成 安政年間
- 齋藤拙堂 文久元年
- 平塚清影 慶應三年
- 南坡草人 慶應四年五月
- 小野長愿 明治二年

農家永續救助講法	織田完之	明治八年
凶荒曆	不詳	明治十三年
備荒餘錄	赤城廣敬	明治十三年九月
二物考	高野長英	明治十三年九月
山口縣備考論達	山口縣廳	明治十四年
救荒植物集說	文部省原著 日本農會抄錄	明治十八年六月
備荒貯穀考	愛知縣農商課	明治十八年十二月
救荒要錄	江本清禰	明治十八年
凶荒圖錄	小田切春江	明治十八年
登濟備考	織田完之	同
勸農殖產法	平山省齋	同
凶歲必携	竹內拙藏	明治十九年六月
家々凶歲必携 要用	同	同
成田飢饉誌	服部秀毅	明治二十年六月
凶荒誌	梅森三郎	明治二十六年
救荒兒孫訓	太田百世	同

日本災異誌	小鹿島果	明治二十七年
奢是我敵論	農商務省	明治二十八年
農家凶防策	阿部泰次	明治二十九年十一月
貧民救治論	大野直輔譯	明治二十九年
經濟會成績	石川理紀之助	明治三十一年
山居成績	同	同
庵の手鍋	同	同
社會私議	中井竹山	年代不明
社會勸諭	同	同
救餓錄	健齋	同
荒政要覽	愈汝爲	同
社會附考	小林其樂	同
萬代不朽救世糧飯傳	本多利明	同
豐饒策	酒彦	同
社會解話	判養孟希	同
飢饉憂書誌	同	同

農暖必讀

山崎美成

同

濟急記聞

磐城田子吉所有

同

救荒書目

寫本之部

社會由來之事錄附御

佐藤友信

寬永元年

寬永飢民錄

松平越中定綱原著
關戶昌雄註解

寬永十三年

牧民後判國字解ノ内

山崎闇齋

慶安二年
天明三年

盍微問答

寬然居士

元祿年間

農事大全ノ全

村上某

延享三年

凶年藏土穗

武夷山人原著
櫻井秀清註解

寶曆六年

奥州津輕洪水記

岩代相馬素哉所有

明和四年

天明凶作記

忌部正興

天明年間

凶年藏土穗後編

常松次郎右衛門

天明四年

砂降以來三年記

常見一之

天明年中

天明三癸卯年凶作飢饉
翌甲辰年豊作記

天明年度凶歲日記

天明四年八月

天明淺間山砂降記

寬政三年四月

寬政三年四月

救荒本草便覽附救荒野
譜便覽

坂元慎

享和元年

かて物書(刊本
あり)

上杉治憲

享和二年三月

會津外史

岩代初瀬川建増所有

文化六年

社會法割合

雨森正煥

文化十四年九月

天保飢饉奥羽武藏聞書

半井宗玄

天保四年

忘飢草

東條耕

天保四年

補饑新書

林大助

天保四年

耕作豊凶試拔書

曾根仙右衛門

天保四年二月

氣候考

奥山操

天保八年四月

洪水考

齋藤拙堂

天保八年四月

救荒瓊論

柿崎彌左衛門

天保九年十二月

三倉私議社會
勸諭附

救荒諸食製法附高田關左衛
門傳農家心得

天保年間

天保年中已荒子孫傳

保四難談

天保年間

自享保七年見聞錄

岩代相馬素哉所有

天保年間

至天保七年見聞錄

天保年中絶作飢饉留

天保年間

元祿十三年

元祿十三年

弘化二年備荒御觸書

紀州北浦つなみ記

舊和歌山藩社會趣意並ニ法則等

農家心得訓

陝川饑荒一斑

農家報國法基立順序

飢饉豫備慧茨仁圖解

舊水戸藩民事要法

社會麥由來書

地方御取扱演說書

飢饉之節困窮人手當米仕法帳

社會講草

救飢食品考

鄉村手引ノ内

四季早降

飢饉覺録附凶作年毛引高古書付

四三四

弘化二年二月

嘉永七年十二月

明治二年

明治九年

明治十三年

明治十二年

明治十二年四月

明治十七年

明治十七年

年代不明

年代不明

年代不明

年代不明

年代不明

年代不明

年代不明

十五年是歲、上野厩橋城主酒井忠舉、上書シテ幕府ノ非人救濟施設ヲ論ジ、救世濟民ノコトヲ陳ブ、

【酒井忠舉意見書】

○酒井家藏本 元祿十五年

一非人多出、御救被遊候由、大分之御費与承及候、此段御慈悲には聞へ候へ共、非人ヲ御救可被遊は、非人に不出様之御仕置こそ、誠之御慈悲に而御座候、運上等茂御免被遊、非人不出様之御仕置專一奉存候、父母妻ヲ離、家ヲ捨、非人に罷成候已後、御救被遊候とても、一ヶ月在命可仕者が、四五ヶ月生延候与申迄之義ニ御座候、其内惡事仕出、非人に罷成候者も過半御座候、夫者に御慈悲は不入事かと存候、其上此度計ニ而、已來非人出不申候へは、能候へ共、此已後當暮來年迄、年々止は仕間敷候、其時多とて御救御止も罷成間敷候、一御當地計非人多候かと存候へは、上方筋夥敷困窮に而、御代官所抔は、山々へ二三人或五七人引籠、暮合夜分ニハ罷出、押はき等仕候もの多、晝も町人家へむさと押入候而、ねたり申候者多候由、承及候、とかく一仕置可有御座時節も奉存候、扱又非人多段ハ、近年作物違候故与何も被申候、私義は一圓左様ニ不存候、去々年關東大風仕候得共、伊勢ノ先は萬作に而候、去年四國中國筋、甚不作風損仕候由に候へ共、關東は餘作物惡敷無之候、米は諸國ノ御當地え廻り申候、少も不作故与不存候、諸人年々困窮、諸色高ク世上つまり候故与存候、一酒造候義、一年計はすきと相止候而も、米餘程下直に可罷成候、酒は一年計止候而も、世上候義は有間敷候、

一米しめ賣御法度に候へ共、諸大名大坂藏屋敷には、かこひ差置、直段能時分賣申候由承及候、右之様成義、何

元祿十五年

四三五

ソは下々くつろき候事、少充は可有之候、扱又米下直に罷成候は、給人迷惑可申与定而何も可被申候、前々書付候通、諸色さへ至而下直に罷成候は、米下直に罷成候而も、大名小名共に少も迷惑は有之間敷与察申候、兎角金銀元之ことに被仰付候而、金銀錢迄下々迄も賣買自由罷成候は、くつろき可申候、

十六年是春、是ヨリ先、土佐大雨洪水アリ、民多ク飢ユ、是ニ至リテ益甚シ、高知城主山内豊房、所藏ノ器具ヲ賣リ、米穀ヲ施シテ之ヲ救フ、

【元祿救民記】當國の若殿民部の君此秋、元祿十三年庚辰、御入部の聞え有、頃歲風雨火災の變打續き、元祿十一年戊寅十二年己卯九月火災、同、諸民心を苦しに、今又目出度世に相逢事の嬉しさよと、其悦不大方、誠に此君は聖賢の道を好給ひ、鬼神を崇め、下を憐、善を專とし給ふ由傳聞し事なれば、八十に餘る翁姥までも競立て、御下向を待程に、海陸長途無御恙、九月一日御入城也、

元祿十四年辛巳、當國守御家督初而御入部、七月廿一日御著城有、此君國の政に朝夕御心を盡させ給ひ、廢れたるは興し、曲れるを直くし、萬儉素を守り、士を勵し、民を憐み、或は市中郷村海濱に至まで親兄によく事、隣家他人へ愛深き者共は聞し召出され、御褒美の米錢を被下、又は其人の行狀を柱に記し、其家の門前に建らる、世に是を孝行柱と唱ふ、國主御往來の折毎には、いかなる賤しき者の門にても、此柱賜はりたる所にては、必御駕籠御馬を留られ、自彼者の名を呼はせ給ふ、か程に御心を盡され、萬民善に基く事を第一に思召す、されは姦惡の者は、貴賤さなく嚴しく是を罪せらる、權柄を執し人の中に、其頃珍らしき科に逢るも有、憚あれは委しく不記、

元祿十六年癸未の春に至て、餓人次第に増長し、一國忽艱苦に及ふ、元祿十五年壬午七月八日、兩度風雨洪水饑饉多シ、先公義の御藏を開かれ、彼窮民を救給ふに、正月も過、二月に成は飢人彌多く、御救小屋に入者二千餘人、其後米穀益乏しく、田地扣家藏持たる者自然に窮迫す、去こも御救屋に入事を耻て、餓死に及といへとも、其名を耻て救屋に入、非命の死を遂る事渠等か罪に非ず、我政事の不正より天是を罪し給ふならん、此罪我一人に在、且は君たるの道に非、且は國の耻辱ならん、打續きたる國の疲れ天變へ前ニ記ス、元祿十五年壬午二月、江戸谷中御屋敷御類焼、三月、今更渠等を可救便もなし、詮する所我方衣食を賤、貯來る所の器物悉他國へ出し、米穀に爲替て、國中を居ながら扶持すへし、其上にも手に逢難くは、我故に數万人の命失はん事彌天の恐有、所詮領國を返し奉て、關東の御救を申受むと、御身の咎一ツに被歸、且延喜聖代の蹤を思召出され、先夜の御召物を減し給ひ、有來りし御能道具を初、凡て御物數寄の品々此時に至て悉く上方へ登せ、御賣拂有て、米穀に爲替來る、斯御心を碎かせ給ふ故、執事の人を初、小役人に至まで何事も振捨、國中の民一人も不餓様に了簡す、凡居ながら御扶持を賜者、此殿御一代の内七郡の民拾貳萬人に及み承る、されとも御心元なく思召し時も有けるにや、御城内を忍び出させ給ひ、賤しき者に御身を賣し、近郷村を廻り、民の難儀を聞せ給ふ事兩三度に及ふ、此事何となく世上に沙汰し、諸役人も尙又油斷せず、上の惠能々下に及ふ、又公義より町郷浦までも數十ヶ所の米賣場を被立、價輕く賣せ給ふ程に、万民次第に飢を遁れて、秋に取附し、略中

事共有て、人々口を閉ぬ、後に予も此松を見たるに、指互し三尺也、實に不思議と云も餘有、其後御違例次第に重
 らせられ、關東への御左右、京都の醫師迎など、一國中の騒動大方ならず、諸士は御快然を祈て諸寺社に歩を運
 ひ、其外町人郷浦人に至るまで、國中の萬民深く歎き、女童に至まで幣帛を捧、近在所の堂社にたて籠り祈り奉
 る、奉公人は云に不及、凡上下御扶持蒙る程の者一人として不祈云事なし、或は公に願て、伊勢、八幡、加茂
 春日など、自歩を運祈者有、いかなれ神佛應護の眸を垂給らんと頼敷思ひしに、同六月七日午刻終に隠れさせ給
 ふ、是を聞に身悶天にも地にも放たる心地して、前後辨る事なし、其外郷村浦々農商漁夫女子兒童に至まで、歎
 き悲事夥實也、下として上の愁を悲むは常の事也といへとも、惣して此君の御在世の内、士を勵し文武の道を勤
 め、民を愛し善道を導き給ひ、殊に國の政に御心を碎かせ給ふといへとも、近年打續國中の飢饉、度々の時變
 元祿十五年壬午迄ハ前ニ記ス、元祿十六年癸未十一月江戸三田御屋敷御類焼、今月關東大地震、寶永元年甲申二月城東敷町焼
 亡、四月御小人町出火敷軒焼失、十月下總國刀根川荒川御普請御手傳、寶永二年乙酉七月清水浦へ琉球船漂着、十一月城西出
 火敷、により救民の事も御心の儘ならず、僅御治世七年、御歳四十にも足給はて、空しく成給事哀と云も恐有、此
 君素文武の道に達し、翰墨世に勝れ、詩歌管絃に御心を寄、其餘の技藝にも世の人に先立給ひ、且蹴鞠の妙古今
 に秀給、同八月御同母の御弟豐隆君御家督を繼せられ、上下安堵の思を成す、

右弘列筆記抄出 澤田十四郎弘列、泰山門人八哲之
 一人也、此書一名萬變記ト云フ、

元祿十五年壬午大洪水、寛文六年に彌増、八月に大水也、御國中萬民餓死多し、大守豊房公御憐被爲遊、御熊道
 具まで御寶拂、御救被遊御事、万民難有奉存、感涙を流し申事無限、

右鹿敷村莊屋覺書之中に在、

同君御壁書

- 一 爲人不知道則違天理、寔可耻恐事、
- 一 須叟不可離道、可正五倫交事、
- 一 從聖賢之教、各可明固有性事、
- 一 以仁心臨下、先惠慈不施勞事、
- 一 無父子親乃不有朋友信矣、全不可有忠信事、
- 一 不依親疎上下、揚人之善、蔽人之惡、日省己敬而可改過事、
- 一 武藝素無懈怠可相勉事、
- 一 諸藝者不及言、日用之業不蔽私可要誠事、
- 一 無益事不可移時事、
- 一 申附處之旨堅守、專禮讓正作法、可宜風儀事、
- 一 不忘養生之心、各量所稟之根氣、勤仕不可怠、
- 附酒失本心之間可慎事、

右之條々爲臣者常心掛可相守者也、

元禄十三年十二月二十八日

中御門天皇、正徳元年是歳、長崎奉行佐久間信就、久松定持、凶荒ニ備ヘントシテ、救米ノ制ヲ設ケ、以テ市内ノ貧困者ヲ救フ、

【崎陽群談】 六 貧家救米之事

牛皮出銀、累年半分は地下配分に出、半分は會所浮銀に成候而有之候處、元禄年中米高直の節、右浮銀を以、唐船に積來候唐米を買取候様にと、稻葉丹後守殿被仰渡候、依之唐米相調候處、唐人共下直に賣不申候、高直に相調候而者、其證無之候故、右の趣相止候、其以後年々の牛皮出銀残り候て、會所浮銀に成有之候、然る處正徳元年、佐久間安藝守、久松備後守在勤の節、右浮銀を歩廻し爲仕、其歩銀を以米買入差置、其米に而困窮飢餓人え救米爲取候様に申付候、其以後年々右之通に候、此義は地下救の爲第一可然事に候條、向後は牛皮出銀に限らず、浮銀さへ有之候は、何浮銀に而も右歩廻しの内え差加へ、此米代銀相増候様に仕、尤可然事に候、夫故其趣兼而町年寄へも申付置候事、右米の支配者高木勘兵衛相勉申候、夫故例月貧家困窮人相改、以書付相伺候事、

四年十一月二十八日、伊勢津城主藤堂高敏、米穀ヲ貸與シテ、城下ノ町人ノ困窮ヲ救フ、

【月堂見聞集】 七 正徳四年十一月廿八日

伊勢津の町人困窮仕候に付、大守藤堂和泉守殿より、爲御救米五千石、津之町人共へ拜借被仰付候、

十二月五日、京都東山一心院住持某、四條河原ニ於テ米錢ヲ施行ス、

【月堂見聞集】 七 正徳四年十二月五日より、四條河原に於て、東山一心院の和尚施行有、米二合敷、又は鳥

目十二文づゝ敷也、此外京中富貴之家より、二三匁宛のこま銀、或は白米一升程、鳥目百文杯、貧家へ持行て施す人多し、一心院和尚施行勸化場は、寺町通綾小路下る町聖光寺にて、毎日説法あり、上銀十貫目より、下は鳥目些少に至る迄、寄進有之、施行場は四條河原橋より一町餘下手也、竹垣を東西二十間餘、南北三十間餘、凡非人二三千人餘、毎日常在之候、當年は餘日無之故、極月十六日切にて仕舞、來正月五六日頃より初るの由、十二月五日、七日、十一日は雨天故休み、

一十二月六日、惣人數五千五百二十人、錢十二文づゝ、

内 六百十人

衣掛

二千百十人

只人

三百廿二人

參宮人

二千三百五人

古非人

百七十三人

新非人

一同八日、惣人數六千七百五十三人、錢十二文か、米二合づゝか、

内 九百十二人

衣掛

二千二百八十五人

只人

三百十八人

參宮人

二千八百十六人

古非人

正徳四年

正德四年

四百二十二人

一同九日、惣人數七千六百四十四人、錢——

內 千九十六人

二千七百六十一人

二百六十二人

二千九百五十三人

五百六十一人

一同十日、惣人數一萬二百五十六人、錢——

內 千四百二十八人

三千七百一十一人

五百二十三

三千八百十三人

七百八十一人

一同十二日、惣人數八千三百七十二人、錢——

內 九百廿四人

三千百一十一人

新非人

四四二

衣 只 參 古 新

衣 只 參 古 新

衣 只

參 古 新

衣 只 參 古 新

衣 只 參 古 新

百五十三人

三千六百三人

五百八十一人

一同十三日、惣人數一萬七百二十三人、錢——

內 千五百五十三人

三千九百六十一人

三百六十五人

四千六十五人

七百七十九人

一同十四日、惣人數一萬三千三百五十三人、錢——

內 千七百四十五人

四千八百八十九人

三百五十三人

四千二百六十五人

八百一人

一同十五日、惣人數一萬三千八百三十五人、錢——

正德四年

四四三

正徳四年

内 二千三百四十五人

四千七百廿七人

六百三人

四千九百八人

千二百五十二人

一同十六日、惣人数一萬六千二百五十二人、

内 二千七百四十五人

千三人

五千三百三十人

五千五百二十四人

千六百五十二人

四年是歳、米價騰貴甚シ、僧龍海、大坂市中ニ勸進シテ、貧賤ノ者ニ米穀ヲ施行ス、

【攝陽落穂集後編】

五 施行米之事

正徳四年甲午、五穀高直に付、米壹石代貳百三拾目せり、龍海和尚、大阪町々を寄進し給ひて、阿彌陀池和光寺におゐて、貧賤に白米貳合宛、三拾四万人に施しけり、夫より富家もより米錢の施主有て、諸人ども助命いたしける、これひとへに了海和尚の慈悲なるとよろこびあへぬ、

四四四

衣 只 參 古 新 衣 參 只 古 新

五年、三月十八日^{甲寅}、京都淨華院僧某、米錢ヲ施シテ困窮者ヲ救済ス、

【月堂見聞集】

七

正徳五年三月八日、寺町淨華院萬日開闢、同十五日朝、辰刻廻向、同十八日戒名供養、凡

念佛勸化、施物米五石餘、錢百八十貫文餘、金一兩二分在之候、七日の内雨天無之、參詣も多く候へ共、世間困窮之故如左歟、

五年是歳、肥前長崎米價騰貴シ、疾疫流行ス、幕府、令シテ大坂城米ヲ廻漕シ、廉賣シテ困窮者ヲ救フ、

【崎陽群談】

六

大坂御城米當地え相廻り候事

惣而長崎の事は、外國と交易の場に候間、當時雖困窮候、尙又地^{他カ}に可比所に而は無之候、然共右の交易故に人数も相増候へ共、もと所の産物無之、縦少々有之といふ共、僅に三千貳百石の地に候處、町中に計四万人の餘住居の事に候間、米は不及申、雜穀共、却而他所々持寄り候を以、日用の糧と仕候外には仕形無之候、然るに若近國不熟の年、或は海路不順の節は、通路絶候而、糧米を斷候事幾度も可有之様子の所に候、然は縦金銀を山に積み候共、時節に寄而は飢餓の難義に逼り可申事勿論に候歟、依之正徳四年の春、於江府秋元但馬守殿え右子細具に申上之候、然る處正徳三年の冬も同四年の夏に至候迄、此地疫疾はやり候而、凡五千人の餘死失候、此義疫疾と申内、地下人困窮の上、其年ハ近國不熟ニ而、米穀の價甚高直成に寄、輕き輩は雜穀の類ひ迄食候事難儀、野菜不及申、平日食物にあらざる木葉迄漸々取喰ひ候而、飢を凌候躰の事故、右疫疾にもかく死失候事に候、その故は富饒成輩壹人も疫疾に懸り候者はこれなく候、右の子細其節在勤の奉行江府え及注進候、就夫大坂御城米

正徳五年

四四五

御拂に成候内を、年々多少によらず、於此地御拂に成候様に仕度旨、猶又但馬守殿え申入置候由、但馬守殿卒去に付而、久世大和守殿え右の子細申上候處、御沙汰相極、大坂御城米御拂の内も可被相廻候旨、大坂御城代町奉行えも被仰越候間、當地奉行右の衆中へ申談、請取候様にとの御書付、大和守殿被相渡候、依之正徳五年右の御米相廻り候事、

右御米代銀の義は、時節の相場に相拂ひ、十ヶ月延に大坂御藏え上納仕度旨、是又大和守殿え久松備後守を以申上候處、其通可仕旨被仰渡候由、從備後守申來候、右備後守書狀新御用長持の内にも有之候事、

右御米請取の儀、奉行證文を以可相渡候旨、請取役人可差越由、且又代銀者大坂御金奉行え相納候様にと、同所町奉行北條安房守、鈴木飛騨守も申來候、依之大岡備前守證文壹通、御役所附の者兩人に爲持之、請取御米船積等手廻の爲メ、乙名共の内登人差添、右三人大坂え爲差登候之處、安房守も差圖に而、御藏奉行え右の者共罷出御米請取廻船借請候而相廻し候事、

附 御米請取手形の案詞は、古案の内にも有之候、且又右御米大坂も當地へ相廻候船に、御城米の印相立候様、安房守へ申遣候處、其年は御城米の印相立候様にと、請取に差越候者共へ安房守申渡候間、右の印相立候、并請取に差越候者共の雜用銀は、浮銀の内も相渡候事、

右御米於當地段々に爲相拂候處、三年越ふけ米故、時節の相場は格別下直に有之候、其上輕キ者共御救の筋に候處、世上の相場高直成に任セ、其通に而爲買取候而は、此米有之候迎も、買取候事不罷成候へは、御救の證も無之事に候、依之時節の相場は格別下直に爲相拂候、然共右の通に而は代銀減し、僅の義に而も、此失墜の事

に候間、右拂代銀の外に、浮銀の内も差加へ候而、御藏納仕、可然儀に候事、

附 御米去未年始而相廻り、代銀十ヶ月延置、備前守交代上は代銀相納可申候、右代銀納の儀ニ付、鈴木飛騨守迄申越候趣有之、返報到來候、右返報の通を以、御米代銀追而相納可然候、返報の書狀新御用長持の内にも有之候事、

享保三年四月、出羽最上地方墮胎間引ノ風アルニ因リ、新庄城主戸澤正庸之ヲ嚴禁ス、瑞雲寺僧榮天等、主唱シ、官ニ請ヒテ赤子養育米ノ制ヲ設ケ、以テ此惡習ヲ除ク、

【最上郡史】 赤子養育

藩縣引渡演說書に曰、赤子養育米の事、東奥邊陲の惡習に寄、墮胎の弊有之、畢竟窮迫より起るを以て、古來生育の方法を施し、仍て右を除く方を立て、月々懷胎の婦を糺し、臨月には職吏伍中より心付け、出生に及び、養育難澁の向は、夫々遂検査、種々手當等致候事、數年に及候得共、頑愚の舊染不相止、就ては、嘉永度以來改革の上、其分に應し米七俵五俵三俵と三段に分け、三ヶ年に割付手當來候、但七俵高は初年に三俵、其後二俵つゝ、五俵高は初年翌年二俵つゝ、三年目は一俵、三俵高は一ヶ年に一俵つゝ、割合にて渡來候云々、右手當の事、初發詳ならず、在方古來條目中、

一在々所々百姓の妻等、召仕の下女等、孕み子出生否、赤子をころし、堀川へ捨事甚無道之至也、自今以後堅令禁之、若し養育ならざる子細あらは、下女は主人に伺、百姓は可相達庄屋事、

右初發の制令なるべくや、年月不詳、享保三戌四月にケ條を設て嚴達あり、爾來數回、生育救助の法を設け、粗

達書を見ると雖も、約る所、同意に出づるを以て大方省略す、降て文政四巳年十二月、係り役員多人を立て、郷村及有志を勧誘し、赤子養育米貯蓄の方法を設け、無盡を發起し、米千俵を積立貸與し、利米を以て、赤子養育の手當にするの企圖あり、或は夫食付の利米を以て、救助する等の事ありしも、凶作飢饉等に際し、元米を失し、中絶の事あり、或は出産後、爲養育、夫は百日間諸傳馬を用捨し、或は不心得の者は、額入墨男眉毛剃落し、村役人不吟味致し候はば、過料等の罰則を設けられしなり、嘉永五年の達書左の通、

赤子養育の儀、前々より御仰出も有之候へ共、村々に寄ては、今に惡敷ならはし不改趣相聞、不届の事ながら、困窮に迫り、出生有之候ても育てへき様無之旨存候、心得違より、懐胎の中けしからぬ療治いたし、又は出産の上にも可有之如何の仕業も有之由に候、鳥獸たに子を養ふの深切なる事は言葉に盡し難きを、如何様困窮いたし、迎、人と生れ、右様の儀有之間敷、申迄も無之、人倫に背し冥理に盡果候事に候、第一は御仰出に背し不届のみならず、己々の祖先へ對して大不孝に候、夫婦の中に儲候子共とのみ被存候得共、則己の父母には孫に相當り候、父母の孫、先祖の血筋を大切に養育不致は、父母先祖への不孝無此上事候、此道理能く考候得者其身ながら其身に恥可申、甚以不便之事候、依之左之通、

一懐胎人有之候は、其旨五人組合に通し、村役人并長百姓は相届可申候、右村役人長百姓共、假令當人より届無之候共、月々相改、出産の節も途吟味、御代官へ相届可申事、

但万一心得違の者有之候は、夫婦共に御答可被仰付、村役人長百姓は改方等閑に心得、脇々より相顯候はゞ、過料可被仰付事、

一懐胎人出産有之候内、極困窮のもの、御手當米被成下候間、御代官吟味の上可申出候事、

一出産後乳不足のものへも、右同様の事、右の御趣き先年も被仰出候所、猶又改て仰出候間、御代官厚く申諭し、村役人共能々相心得、百姓共へ不洩様よみ聞せ可申候、

右は、則ち前申送に言手當米云々の達書なり、

因に曰、享保三戌四月、赤子養育救助の方法を設け、村吏取締向等の令あり、該時瑞雲院の僧榮天専ら志を起し、慈善者に喜捐を乞ひ、資本を募り、利子を以て貧民に施行す、而して因果の道理を教諭し、子を捨つるの惡逆なるを示す、人其篤志に感じて、稍其弊を除くに至る、其際庭月村元莊屋香澤甚内なるもの、之に贊助し、米五拾俵餘を村吏に托して貸付し、利米を以て救助に充つ、榮天没後に此事止む、予昔年北村山郡東根に遊て、該僧頌徳の文を見たり、曰、

民不養子

羽州新庄、戸澤氏采邑也、其在城瑞雲主僧榮天者、德行服人遐邇傳名、蓋其地僻鄙而不聞教、至其民多不養子、不亦痛乎、榮曰、夫人萬物之靈、曷爲不養子率以爲常、竊以爲此惡虐無道、皆是出於民家之貧窶矣、遂稟官募化、民間蓄黃金若干、且晡時及五歲、咸給其糧、官感其仁惠、遂揮公帑倍蓰于其命、街長里長分給貧困產家、從時厥後舉邑靡不養子者云々、以下略、

又瑞雲院末寺英照院の僧瑞天と云あり、該寺領百石を賜ふ、常に一僕を備仕するのみにして、節儉を專とし、冗費を贅せず、二人の飯料のみを乞て、餘米を官に依托し、民間に貸付け、利米を乞ひ、得る所を貧民赤子養

育の救助とし、一粒も自己の用に供せざりきこぞ、是等皆領君仁慈の餘澤にして、奇特といふべきなり、

○遠江濱松迷子宿ノコト、便宜左ニ合致ス、

【仕學問答】 遠州濱松ニハ迷子宿ト云モノ有テ、何方ニテモ迷子アレバ、必ズ其宿へ送リツカハシ、失ヒタル親モ其宿へ尋來ル、故ニ鉦太鼓打鳴シ、喚リ行コトナクシテ親本へ歸ル也、扱其養ヒテキタル日數ヲ數ヘテ、報禮ヲスル也、善政ト謂ツベシ、但江戸ノ如キ大邑ニハ此法行ガタシ、

○本書、著者及著作年代詳ナラズ、書中雨森氏云々ノ語アリ、蓋シ芳洲ヲ指スナランカ、芳洲ノ死ハ寶曆五年ナレバ、コレヨリ以後ニ成リシモノナラン、

六年九月、幕府、江戸市中ノ名主家主五人組ニ令シ、貧窮自ラ養フ能ハザル者ヲ届出シム、

【享保集成絲綸錄】 三十 享保六丑年九月

一町々におゐて、親妻子又は自分も重く相煩、持も不罷成、及渴命候類も候はゞ、御扶持米可被下候間、遂吟味可訴出候、但右は年來其所々に致住居候もの、事に候、當分外ノ參居候者之儀は、訴出候に不及候事、
一先頃致吟味書上候町中困窮者之儀、火事に逢候はゞ、五七日之内御扶持米可被下候、右同斷之者も候はゞ、遂吟味可訴出候、尤書上候者之内、身上取直し候歟、又は他國えも參候はゞ、是又可訴出候事、
右之趣、自今相心得、名主家主五人組申合、相互に致吟味、書面之通之者有之候はゞ、早々可訴出候、若打捨置臨ハ相知れ候はゞ可爲越度候、

九月

享保七寅年正月

一町々にて困窮之者、以後若類火に逢候砌、一日を送り兼、可及渴命體之者有之候はゞ、去丑^{（んち）}六月相觸候通、町々致吟味、右之通之族於有之は、困窮之譯書付可差出候、尤有無共に書付名主月行事致印形、來ル十七日迄喜多村^{○江戸}年寄所に可被差出候、以上、

正月

七年十二月、江戸町醫小川笙船、施藥院ヲ建テ、極貧ノ病者ヲ救ハンコトヲ幕府ニ請フ、是月、幕府之ヲ容レ、小石川藥園内ニ養生所ヲ設ケテ之ニ充ツ、

【享保集成絲綸錄】 三十 享保七寅年十二月

一 小石川傳通院前に罷在候小川笙船と申者、極貧之病人之爲メ、施藥院可被仰付哉之旨、目論見書付存寄申上候ニ付、段々御吟味之上、今度小石川於御藥園、病人養生所被仰付候間、町々極貧之病人、藥も給兼候體之者、或ハ獨身にて看病人も無之、又ハ妻子有之候得共、不殘相煩、養生不成者之類、右養生所に罷越、致逗留候て、療治受可申候、尤療治之内は、御扶持被下、其上夏冬之衣類夜具等に至迄、諸事不自由に無之様に被仰付候間、其身歩行し候ものハ格別、歩行難成病人は、家主或ハ親類、店請又は相店之成共御頼、御役所に可訴出候、吟味之上、名主判鑑を以、四ツ前後ハ七時迄之内、養生所に可相越候、其段役人にも申付置候事、
一 養生所え畫計通ひ候て、療治請度と存候者ハ、其所之名主申達、名主之判鑑を持、直に養生所に參、役人に相達、療治請可申候、是又役人に其段申付置候事、

但右之類には、御扶持不被下候、養生所に參候刻限ハ、是又四ツ前後々七時迄之内可相越事、右之通相心得、町々にて療治請度者有之候ハ、養生所に可差越候、病人之儀、當分致世話候儀を、六ヶ敷存、不訴出候様に取計、差留置候類、追て相知れ候共、名主家主五人組可爲越度候、

十二月

享保八卯年二月

一小石川養生所に可遣病人之儀、先達てハ看病人無之者計可差越旨相觸候得共、自今者、看病人有之候とも、又は寄子之類たりとも、極貧にて薬も給兼候體之者ハ、可訴出候、吟味之上、養生所に可遣候間、其旨相心得可申候、

二月

享保八卯年七月

一先達て相觸候小石川於養生所に、極貧之病人御扶持等被下、并通ひ病人共養生被仰付候ニ付、逗留之病人は、支配所に訴候上、名主方にて致吟味病人差遣候處、心得違之儀も有之哉、又ハ支配所に訴候事を大切に存候敷、彼是世話致し候儀を六ヶ敷存、願人有之候ても、家主名主等迄、其分に打捨置候様に風聞有之候、依て向後支配所に相願候儀も無用可致候、家主等にてても、相店之者、店請人成共一人病人に相添、名主亦是名主無之町ハ月行事、判鑑を養生所に直に持參可致候、役人吟味之上、長屋に入置養生可申付候間、壹町切に名主家主致吟味、病人共養生所に可差遣候、本道外科眼病之御醫者衆迄被仰付、毎日相詰候て、療治有之間、地借店借之者迄も

念を入可申開候、以上、

七月

享保十巳年十月

今度聖堂前堀に、八兵衛と申者老女を突落し候處、止り居、聲立候時、辻番人引上ゲ養育いたし置、御目付に相達候、右老女町奉行に相渡候處、病氣故溜に遣し置候内相果候、向後無宿非人之外、右類之病人等ハ、吟味之上、小石川養生所に遣し、療養いたさせ候答候間、其節之逐吟味可申開旨、御目付に申渡候間、可被得其意候、

十月

【市尹秘録】 一 養生所壁書之事

享保七寅年壁書寫

一養生所に、毎日與力兩人之内、壹人宛隔日ニ相詰、年寄同心、小普請同心三人宛可相勤候、此外肝煎毎日罷出、立合可相勤事、略中

一病人儀、其支配之名主判鑑差添、病人來候は、與力并肝煎等立合、判鑑引合一通り承届、長屋に入可申事、略中
一病人之宿々、若病人方に給物送り候ハ、役所ニ詰合候同心、早速與力に申達、可請差圖候、其外金銀衣類鼻紙等ニ而も、略中與力に可申達候、與力不罷在時ハ、年寄同心に申聞、肝煎遂相談、給物之分は病人に爲給可申候、略中

一年寄同心ハ、賄方諸入用之請拂随分入念、請負之町人方致吟味、諸事龜末ニ無之様ニ可仕候、略中

一所々口々之鑑、年寄同心預り置、夜中用事之節は、其譯承届明させ、用事仕廻候は、同心立合錠をろし可申事、中略

寅十二月

【日本教育史資料】十九 小石川養生所

養生所之義、享保七年寅正月、麴町十二丁目三郎兵衛店町醫師小川笙船と申者、施藥院被仰付可然旨、目論見申上候に付、同二月二十日、有馬兵庫頭殿御申聞には、笙船目論見の通にも難成可有之候間、疾と致相談、仕方共追て可申上候、與力を掛候て成共、勤方諸事書付差上候様にとの御事に付、同二月廿一日、有馬兵庫頭殿にて、兩組與力に申渡、委細吟味之上相極候事、

一施藥院に被仰付被下候は、難有仕合可奉存候、町々極貧の病家を奉伺候に、不便千萬の仕合共御座候、武家方よりも、奉公人大病に付、請人方に返申候處、請人に親類にても無御座候者は、散々に看病仕候不道人多御座候、無縁の者或は妻子等無之貧人の相煩候には、見殺に仕候事も多御座候、院料の義は、御當地町々の名主御停止被爲仰付、名主料金を町々より被召上、院料に被仰付候は、御足金少々の儀にて相濟可申哉と奉察候、左候は、施藥院御普請料の義迄可相濟と奉存候、此儀も御座候、御物入の足金愚意に存當候儀御座候、名主諸役の儀は、町々家持共に、廻り名主と申事に被仰付候は、御公用辨の御儀、只今迄の通相替候儀御座候間敷と奉察候、町人共は、名主料金を御公儀様に差上候ても、其外名主に一ヶ年中に遣し申金子多く御座候を相止申か徳分にて御座候間、悅可申と奉存候、名主共の儀は、御政道の助にも少は可相成者に御座候處、當時の名主共

は、欲心奢のみにて御座候間、押て御政道の妨に相成候事共仕出申候、此義御尋御座候は、町奉行様へ口上にて可申上候、

〔下ケ札〕 此ケ條の義は、江戸中に施藥院一ヶ所御建、便なき町人病者入置、御扶持人醫師衆の内、代々療治致、看病人は老衰致便なき男女可有之候間、其者共を施藥院に入置申候は、可然之旨申候、

一名主共の義相尋候處、外に替義も無御座、支配の者は、名主料の外、入目を掛け候に付、町々の物入多候由、笙船申候、然れ共、只今急に名主を相止候事も難仕可有之候、家持共へ廻り名主に申付候義も如何可有御座哉に奉存候、笙船は兎角名主相止可然旨申聞候、

寅正月十一日 享保七年

覺

一施藥院へ相詰候醫師衆の義は、小普請醫師の内兩人被仰付、毎日見廻、病中病用の爲には、施藥院向寄に罷在候醫師扶持人醫師兩三人兼而被仰付、役人方より申遣次第、施藥院へ相越、病用相達候様、且又小川笙船義畫計見廻病人の介抱藥吟味可仕候、但見廻の義は、隔日又は御用多の時は毎日も罷越、御用無之節は、二日間にも見廻り候様可仕候、

一施藥院に町奉行與力貳人附置、毎日一人つゝ相詰、施藥院一式の差圖、病人出入相改、惣賄入用、病人等用ひる人參の吟味迄世話可仕候、

享保七年

一町奉行同心拾人、内貳人年寄同心、是は賄所惣取メ諸色請拂吟味役、八人平同心、是は藥煎所并病人見廻り役、右晝夜隔番動候積、

一男八人、此下男御抱に仕、賄所勤、門番人、其外病人看病、火事の節、足弱の病人に附添罷出候様仕可然奉存候、

一女三人、是は女病人看病人又は洗濯物等のため召抱可申候、但當分兩人抱、病人數も多く相成候は、三人にも可仕候、

〔附札〕食（餅）焚當分壹人、汁焚野菜拵共壹人、水汲當分壹人、病人扱藥煎當分貳人、小使貳人、門番壹人、都合八人、

一施藥院に參候病人、町々に罷在候極貧にて藥も給兼候躰の者、（又此）は獨身にて相煩、看病人も無之者計療治被仰付候積奉存候、

但歩行難成者、家主入用を以、駕籠にて、施藥院へ差越候様可仕候、

一病人夏帷子壹ツ、冬布子壹ツ御仕着せ、并に鼻紙被下、且又貸夜具蒲團蚊屋も相渡可申候、

一病人施藥院へ遣候儀、寺社方町方近在共筋々へ申出候は、吟味の上施藥院に差遣可申候、

一病人快氣仕候は、施藥院を罷出候砌は、醫師衆與力共、筥船立會相談の上、與力共より相届、

〔下札〕此筥船立會の義は、筥船は隔日又は二日置にも、不時に見廻り候義御座候間、居合候節計、立會吟味爲仕可申候、

一病人段々平癒仕、歩行相成候時分、養生の内、力付の爲外へ罷出度候は、與力へ相斷可罷出候、若不被歸候共、其通可仕候、尤其節は、與力共方より、最初病人罷越候掛に届可申候、

一外より通ひ候て、療治請度と申者、施藥院へ罷越、願次第武士方町方近在の者無差別、與力共并筥船立會、吟味之上、療治爲仕候様可致哉、又は寺社方町々近在共筋々へ申出次第、其掛より與力共に斷有次第療治爲仕候様可仕哉、勿論此類は持參仕候様可申付候、

〔下札〕此筥船立會の儀は、筥船は隔日又は二日置にも不時にも見廻候義御座候間、居合候節計、立會吟味爲仕可申候、

一施藥院は小石川御藥園の内とも御普請被仰付候積、則施藥院住居は繪圖面差上申候、

【江戸名所圖會】 十三 療病院

同所○小石藥園の西に並ぶ、養生所と號けらる、則古の療病院に比せられ、鰥寡孤獨貧窮無頼の病人を救はせ給はむがため、享保年間、官府よりは是を建させられ、寄宿を許し、藥餌を賜ふ、御仁惠實に百世に冠たりといふべし、

十二年十二月是月、幕府、令シテ、木村春徳ヲシテ、罹病者ヲ診療セシム、

【享保集成絲綸錄】 九十 享保十三申年十二月

元誓願寺前小柳町

木村春徳

一江戸町中末々ニ至迄、當十二月より來西十二月迄、春徳宅ニ而病人投藥致候、重病ニ而難參者方ハ、春徳罷

越、様子見可申候間、右之段町中江可申開候、

十二月

十七年九月二十八日^{壬午}中國四國九州大ニ飢饉シ、疾疫流行ス、幕府、諸藩ニ金穀ヲ貸與シテ、之ヲ救恤セシム、然レドモ尙飢饉多キヲ以テ、後又自ラ施米シテ飢民ヲ救フ、

【十三朝紀聞】^四 中御門天皇 享保十七年九月、自夏西南諸道大蝗、西海山陰山陽尤甚大飢、於是幕府移關東粟稟貸西國諸藩、以賑其民、

十八年二月、^{○中略}西南諸道益飢、餓死者十六萬九千九百餘人、於是幕府又大發、每男日給米二合、女一合、以濟億萬飢者、^{○下}

【王德廣運錄】^乾 享保十七年 子十二月、西國四國中國邊虫附損毛ニ付テ、飢人餓死モ可有之ト彼是被及御沙汰事候、凶年

ノ手當ハ國主領主兼テ可申付事ハ勿論ニ候、然レ今年ノ虫附損毛ハ夥數義ニテ、地頭ノ精力計ニテハ難叶相聞候、百姓町人等ノ内ニテモ、身上相應ニ助力イタシ、來春麥作出來候マテノ内、饑ヲツナキ候様ニ勘辨候テ、如何様ニ成レイタシ、餓死多ク無之様ニ、心ノ及候程ハ作略イタシ可申事候、右ノ通國主領主ヲ始、領内ノ者凡相持ニ心得、飢人介抱イタシ候ハ、餓死ノ者數多ニハ及マシキ事ニ候、並万可有之事ニ候所、多ク飢人等モ有之候ハ、可爲越度候、面々無油斷可申付儀ニハ候エ、猶又委細杉岡佐渡守、細田丹波守ヨリ可相達候様申渡候間、可被其意候、子十二月^{○中略}來ヲ呼出シ、右ノ趣ヲ申渡スコトニカ、^ル御勘定奉行エ左ノ書付、并右人別ノ書付相添、翌九日左近將監渡之、

西國[○]ノ四國中國虫附損毛付、從大坂御城米ヲモ被差遣之、損亡ノ國々ニテ相拂、且又拜借金被仰付候エバ、右御米領主ヨリ買調、飢人ニ配分可申付事、

一 損亡ノ國々御米被遣飢人ハ、國主領主ノ作略ニテ無之候ハデハ事調申マシキ事ニ候、其子細ハ御代官所夫食借ハ、御代官凡ニテ遂吟味、日數ノ多少夫々ニ應シ差別有之候、私領ヨリ[○]、御米ハ領主ニテ買取、人々ノ貧究[○]ニ隨ヒ、差引イタシ候ハテハ、大勢ノ義行届キ申マシク候、若公儀ノ差引ニモタレ候ハ、御救ノ詮有マシキ事、

一來秋收納以後、御拂米ノ代金納候様相願候由、此趣ハ飢人凡自分ニ買求候義ト心エ候ト相見候、極貧ノ者ハ何ホド日延ニテモ自力ニ難調可有之、又猥ニ買安候テハ、食物不之者ヨリ買取、飢人ノ手ニ廻リ申マシキ事、

一 領内ノ人民ハ、國主領主ノ作略ニテ、凶年ノ救可致義勿論ニ候、然レ今年ノ義ハ國々一同夥數事ニテ、金銀才覺イタシ候テモ、近國凡ニ米不足故、其所エ御米被遣、其上領主エハ御金被爲借、百日延ニ代金納メ候事ニ候エハ、此上領主ノ作略次第、來春夏作出來候マテノ内、餓死人數多無之様ニ事調可申儀ニ候、

右書附、虫附損毛ノ大名來御勘定所エ呼之、杉岡佐渡守、細田丹波守渡之、子十二月廿六日^{○中略}諸大名等へ申渡ノコト等ニカ、^ル享保十七年子九月廿八日、西國四國中國筋當作毛夥シク虫附損毛ノ段、追々相聞候、常程ノ事ニ候得ハ不及御沙汰義ニ候、火災又ハ損毛等ノ

西國四國中國筋當作毛夥シク虫附損毛ノ段、追々相聞候、常程ノ事ニ候得ハ不及御沙汰義ニ候、火災又ハ損毛等ノ様子次第、品ニヨリ參勤等御用捨茂有之候エ、一等ノ事故左様ノ義モ難被仰出儀ニ候、然レ此度格別ノ事ニ付當所務半物成以上不足ノ分エハ拜借可被仰付候、尤御祈所モ同前ノ事ニテ、夫食等御入用モ多ク候ニ付、被思召

候様ニハ難被遊事ニ候、用立候程ニハ有之マシク候エ、拜借金可被仰付候、物成ノ義ニ付テハ杉岡佐渡守、細田丹波守ヨリ様子承届候上、拜借金相渡ニテ可有之候、但シ爲御禮西丸工被罷出不及候間、老中エモ被相廻ニ不及候、拜借金相渡候以後、老中右京大夫、豊前守、若年中^(寄カ)マテ可被相廻候事、

- 一万石ヨリ一万九千石迄 金二千兩
- 二万石ヨリ三万九千石迄 金三千兩
- 四万石ヨリ四万九千石迄 四千兩
- 五万石ヨリ六万九千石迄 五千兩
- 七万石ヨリ九万九千石迄 七千兩
- 十万石ヨリ十四万九千石迄 一万兩
- 十五万石ヨリ十九万九千石迄 一万二千兩
- 二十万石ヨリ二十九万九千石迄 一万五千兩
- 三十万石以上 二万兩

石ノ通り拜借金可被仰付候、金子ノ義ハ於大坂可相渡候、上納ノ義ハ來丑年ハ御用捨ニ候條、來々寅年ヨリ五年賦ニ可爲上納候、以上、

子九月

万石以下拜借金左ノ通り

三百石ヨリ四百石餘マテ金七十兩、五百石ヨリ九百石餘マテ同壹百兩、千石ヨリ千九百石餘マテ同二百兩、二千石ヨリ二千九百石餘マテ同四百兩、三千石ヨリ四千九百石餘マテ同六百兩、五千石ヨリ九千石餘マテ同千兩、右ノ通り拜借可被仰付候、上納ノ義ハ來丑年ハ被成御用捨候間、來ル寅年ヨリ五年賦ニ可爲上納候、以上、^{○中略、諸大名等ハ申渡等ノコトニカ、ル、}

西國四國中國筋エ大坂ヨリ相廻候米出船石高覺

米七百九十石餘、大坂出船高、是ハ豊後エ積出シ申候、

米二万四百石餘、信州御買米、此代金二万四千七百兩餘、但シ江戸廻諸入用^{三十五石ニ付、平均四十二兩一分}

餘、^{○中略、諸國廻米、買米、御用米等ノコトニカ、ル、}

飢人餓死人斃牛馬等ノ書付覺、

松平日向守、稻垣淡路守、

一伊与飢人五千四百十四人、

松平左京大夫

一伊与飢人九千八百九十六人、餓死人百十三人、

松平筑前守

一伊与飢人六万四千百十五人、餓死人千五百五十二人、并斃牛馬二千百十二疋、

松平隠岐守

一伊与飢人二千五百四十一人、此外追々可及飢者六百八人餘、

一柳兵部少輔

一伊与飢人二万百五十人并斃牛馬百疋、

加藤遠江守

一伊与飢人五千三百七人并斃牛馬二十疋、

加藤織部正

一豊後ノ内飢人七十人、此外當暮來春ニ至リ可及飢者八千四百四十人餘ノ由、久留島信濃守

一同所同斷百六十人、外ニ來春迄ニ可飢者千六百九十人餘ノ由、

松平對馬守

一同所同斷三十人、此外當暮來春ニ至リ可及飢者百二十人有之由、

松平齋宮

右ハ伊与豐後エツカハシ候與力ト、領主等役人ヨリ書付差出候飢人斃牛馬ニテ御座候、

一日向豐後ノ内飢人四千三百二十人餘、

牧野越中守

一豊後豊前ノ内六千人餘、

松平主殿頭

右ハ當暮來春ニ至リ可及飢由、地頭役人名主等申出候凡ノ高ニテ御座候、右ノ通り與力ハ領主等ノ役人ハヨリ書付取之、追々注進申越候、伊与國此砌ヨリ餓死人多ク有之候義、先達テ西國四國筋ノ様子承合候節ハ、如此急急ニ及餓死候者可有之様子トハ不相聞候所、當時マテ餓死人多有之候エハ、此已後餓死人可有之程難計候、尤此砌御廻米段々着船可仕候エテ、領主等ノ手當致方ニテ、右御廻米行渡リ候マテノ内、餓死人多可有之ヤ、此段モ難計候ニ付、當地ニ罷在候藏屋鋪留守居居召出シ、此上餓死人無之様ニ隨分手當申付候様ニ、在所エ可申越旨申渡候、勿論御米ニ差添遣候與力ハエモ、御米着船次第早速領主役人エ相渡、飢人手當ノ致方モ承合申越候様ニ申遣候、以上、子ノ十一月、松平日向守、稻垣淡路守、

覺

一伊与國飢人二千三百人、先達申上候飢人高ト合四千八百四十一人、

一柳兵部少輔

右飢人ニ付、御米五百石代銀百日延ニ相望、去月廿四日迄ニ着船ノ御米ノ内、五百石不殘相渡シ、飢人來丑ノ正月十日比迄ノ夫食有之由、役人書付差出申候段、注進申越候、外ニ御米三百石代銀日延願ニ付、御米差遣シ御預

ク米ニ仕積、

一同斷飢人五千三百六十五人、先達テ申上候ト合テ一万七百七十九人、御米渡方割合同前ナリ、

松平左京太夫

一同斷飢人三千百十六人、先達ノト合テ一万三千十二人、御米同前割渡、

松平筑後守

一同斷飢人千二十三人、先達ト合テ六千三百三十人、御米渡同前、

加藤織部正

一同斷飢人一万三百五十人、先達ノト合テ三万五百人、

加藤遠江守

一同斷飢人三万五千二百二十一人、先達ノト合九万四千七百八十三人、御米渡同前、

松平隱岐守

同人領分ニテ餓死人四千五百五十三人、先達ノ餓死ト合テ五千七百五人也、并斃牛馬百二十一疋、先達ノト合テ二千二百三十三疋ナリ、

石見ノ中

一飢人九千三百人、御米千五百石相渡ス、

松 周防守

一飢人一万二千五百人、御米同前、

龜井因幡守

一飢人千人、御米同前、

龜井熊之丞

備中ノ中

一飢人二百四十人、此外當暮來春ニ至リ可及飢者三百五十人餘、御米同前、

池田數馬

豊後ノ中

一 飢人六百四十人、先達ノト合テ八百人、此外可及飢者千人、御米同前、
 松平對馬守
 一 飢人三百五十人、御米同前、
 稻葉能登守
 一 同斷飢人百三十人、此外可飢者^(及力)一万六千八百七十人、御米同前、
 木下主稅
 一 當暮ニ至可飢者一万五千四百四十人、御米五千六十八石渡、
 細川六丸
 一 同斷千九十八人、御米同前割リ、
 松平主殿頭
 一 同斷百三十人、飢人扶持用意有之、御米不望旨役人書付出ス、
 松平圖書
 一 同斷六百九十人、飢人ニ付御米七十石相渡ス、
 久留島數馬
 一 同斷五千人、御米同前ノ割、
 松平市正
 右ノ通、與力^力領主役人^力ヨリ書付取之、追々注進申越候ニ付此段申上候、子十二月、松平日向守、稻垣淡路守、
 去子十一月ヨリ當丑正月迄、飢人餓死人ノ覺

杉岡佐渡守、細田丹波守

松平左京大夫、一柳兵部少輔、松平隱岐守、加藤織部正、加藤遠江守、伊達若狹守、松平筑後守、伊達遠江守領
 分伊与ノ内、

一 飢人二十三万九千六百四十五人、餓死人五千八百八十八人、并斃牛馬二千三百五十三疋、
 松平周防守、龜井因幡守、龜井熊之丞領分石見ノ内、

一 飢人二万二千九百人、

戸川内藏助、戸川左門、戸川平兵衛、池田數馬領分備中ノ内、

一 飢人六千九百八十八人、

細川越中守、松平對馬守、松平筑前守、毛利周防守、奥平大膳大夫、久留島信濃守、小笠原遠江守、小笠原近江
 守、牧野越中守、木下縫殿助、中川内膳正、木下主稅、松平主殿頭、久留島數馬、黒田甲斐守、松平齋宮、稻葉
 能登守、松平圖書、松平市正領分豊後、日向、豊前、筑前ノ内、

一 飢人三十万三千二百五十三人、餓死人千六百三十人、

松平安藝守領分安藝、備後ノ内、

一 飢人二十万七千六百六十人、

松平幸千代領分出雲ノ内、

一 飢人十万人、

土井大炊頭、松浦肥前守領分ノ内、

一 飢人九万人、

右飢人惣合テ九十六万九千九百四十六人、餓死人合テ七千四百四十八人、并斃牛馬二千三百五十三疋、
 以上 丑正月

増田太兵衛御代官所豊後、豊前ノ内、三十五ヶ村牛馬死失覺

一牛千六百十疋ノ内二百九十六疋病死、馬七百七十一疋ノ内九十八疋病死、右牛馬熱出、又ハ咽ハレ、去子ノ冬ヨリ當三月初マテ落申候、村々ニテ藥相用、飼料等魚末無之候エテ、此已後モ落可申ヤ、私領マテモ多ク落申候由ニ候、以上、

【王德廣運録】 坤

救合ノ帳面差上候義、并御渡被成候帳面御勘定所エ預リ置候義、申上候書付、丑八月晦日、杉岡佐渡守、細田丹波守、

西國四國中國五畿内筋飢人エ救合ノ帳面、二冊差上申候、

一此間御渡被成候大坂町奉行、堺奉行ヨリ差上ケ候救合ノ帳面八冊ハ、御勘定所エ預置申候、以上、丑八月、

西國四國中國五畿内筋飢人エ、一人ニテ金二十兩以上救差出候書付、杉岡佐渡守、細田丹波守、

一米十三石餘、錢一万六百九十一貫文餘、右二口金ニシメテ二千五百五十三兩餘、大坂町人大和屋三郎左衛門、

一錢五千十八貫文餘、右金ニシメテ千三兩、大坂町人辰巳屋久左衛門、

一米三石餘、錢千七百貫文餘、右二口シメテ金三百四十三兩餘、大坂町人平野屋五兵衛、

一米三百石、右金ニシメテ三百四十二兩餘、京都町人三井三郎助、

一米百五十五石、銀三貫五百二十目餘、錢二百十貫文、右三口金ニシメテ二百七十七兩餘、大坂町人鴻池屋新十郎、

一金二百五十兩、大坂町人泉屋吉左衛門、

一米二百石、右金ニシメテ二百二十八兩餘、堺町長泉寺、

一米二十四石餘、麥五石、銀一貫六百七十目餘、錢六百四十二貫文餘、大坂町人鴻池屋善右衛門、

右四口金ニメ八百八十七兩餘、

一米二十二石餘、錢六百五十五貫文餘、右二口金ニシテ百五十六兩餘、南都東大寺龍松院、

一錢五百四十二貫文餘、金ニシメテ百八兩餘、京都誓願寺、○下略、以下慈善者交

【仁風一覽】 上 享保十七年西國中國四國五畿内筋貧窮飢人救候書付

仁風一覽序

天に四の季あり、地に四の行あり、人に四の教有、是を補梁柱楹とし、修理宮室は實さることそかし、抑盤余彦の往昔より宸極の末高き、浪華に堵御宇聖の朝法令い、も貴き御運のとき、五穀不登で百姓窮乏困飢者おほかりしを、天聽めし、群臣に勅命ありて、耕績の役を御免の有ければ、三稔の間すき、炊烟國の中に周積慶例あり、太唐の賢こき帝王の運にも、かゝる時變は有と明白に舊史に猶記せり、然而今四海波安定、率土泰平治世、將帥の仁風の御にほひ、其寄重澄源正本御運に會て、諸の賢臣政事斷絶なく、民を惠の御威勢、布く方隅外滿、風雨季に順て、專經綸て悠然しに、去子の載、いかなる氣候の巡還にや有けん、封畿内より外國多は稻穀不登、自然農業をすて、又畜類所により飢寒死者數多有となん、驛路の鈴の聲ならて、馳人をして所由を忽焉末役よりいひ傳ふ、爰にしらぬ火の筑紫疆里、四の國邊土、已凶年極貧者多かりき、恐こくも君の御聞に明達、幾多の米穀青銅を設て、貧乏黔首へ施行給ひければ、御仁寛何日何時叔智威徳まします御慈悲を忘るゝ者なし、此後また毎日澆邈土地の湊浦島、五百艘に悉米穀をつみ、運送の御惠助成の大喜、其上諸國巷里までも、凶年土地へは御高札を建給けるにより、

かゝる鴻恩明德の世に安全にいとなく、寛饒をなす者も宇内の蒼生なれば、朝暮炊烟乏して飢死に間なき者、又饑
寡の類には、倍救の八木鏡を施行ける、其國郡名所をかき記録ありしを、後世永に傳んと御役所より申おろし、
詞の花をまぢへす、兩卷となし、浪華書林等梓にちりはむ、故に假借して卷の題號復蠶の緒導せよと有しまし、
號つけて仁風一覽といふへきものか、當今茲とき五穀豐穰、御民富饒て、詠德音千穰萬歲哉といふ應滿繁時、享
保甲寅夏五月山の崖に見鷹日、蒼江旅舎小窓の下に、菟の毛をはするとしかなり、

青木永澄謹書

團 團

御高札之寫

一今年西國四國中國五畿内邊迄も、田作虫附損亡に付而、御料所百姓共夫食米被貸渡候、然共虫附之國々夥敷損
亡之儀故、此上に 茂 來春麥作出來候迄之内、難取續者 茂 可有之哉、虫附候村之内に 茂 米穀金銀貯有之者ハ、身
上相應に飢人共合力致、或者貸渡シ、又は米穀金銀貯者無之候得共、平生之ことく相應に暮候者ハ、夫食不
足之者同様隨分食物勘略致シ、其餘慶を飢人に合力、又者貸渡候而、何こそ餓死之者無之様隨分可致介抱事、
一損亡之國之内に而も、所により虫附さる所に而、其村食物不足に無之候共、此節者名主庄屋長百姓を始、小百
姓に至迄損亡之村々同様に心得、食物を減シ、少に而 茂 餘慶あらハ近郷之飢人に施シ、又者貸候而、其上にも
餘慶あらは、不貯置賣出すへし、今年幸に虫附之わさわひを通候とて、近國近郷之難儀を見ながら、平生之こと
く暮候儀者、冥加之程をも可恐事に候、年之廻りに而豊年凶年ある事なれハ、自然我村凶年之わさハひに逢候

時者、他村之合力を請取續へし、此度他をおろそかにしてハ、我難儀之時、他村之合力疎略なるへし、大凶年
には國々一同之持合になくてハ取續難儀故、此處を能々心得、名主庄屋長百姓等致世話、村中に而少宛も出
シ合セ候ハ、難儀之村に合力、又者貸候様にも可成候間、名主庄屋長百姓隨分可情出事、
一朝夕之食物さへ右之通に候へハ、況酒餅麵類等に費をすへからず、惣而賣彌堅停止之事、
右之趣在々所々に相觸、合力救なと仕候もの有之者、名主庄屋等隨分無油斷途吟味、其段後日に御代官并支配所に
可申出者也、

子十二月

○本文各地施行ノ地名并ニ錢米高ヲ載セタリ、今略ス、

【享保集成絲綸錄】^{三十} 九 享保十八丑年正月

一今度町々、其日を給兼候飢人にとらせ候爲メ、名主共え御米相渡置候、此儀に付て、名主は勿論家主等迄、虚
妄之義有之歟、若又油斷にて飢人多く有之ば、其所より早速可申出候、
右之通町中可觸知候也、

正月

享保十八丑年二月

一此節町々困窮之儀に候間、店借地借渡世難成程之者は、其地主家主、地代店賃等當分可致用捨候、米高直之
申立にて渡世成能き者 茂 困窮人同前に申なし、地代店賃不納ものは、吟味之上急度可申付候、

享保十七年

四六九

二月

【南紀徳川史】^{十一} 大慧公諱宗直 享保十七年壬子、

一十月十二日田方虫害 公儀へ御達、

紀勢御領分之内、田高三拾壹万五千五百拾石程損亡ニ付、御達有之、十二月二日、從公儀御金御拜借、

○中

此前後ニ廻米救恤ノ方法等、數通ノ令アリテ、實ニ未曾有ノ凶荒ト察セラル、十八年正月ノ條ニ、此年西南國々ニテ、餓死スル者九十六万九千九百人ト云トアリ、

○中

享保十八年癸丑

一是歲、紀勢御領分困窮之民へ、米穀三千七百四十石餘を賜ふ、

【神領歴代記】^上 享保十八癸丑年三月廿三日

一飢人え、鶴松收納金を以、不殘米調、御救之儀伺通御聞届、男壹人一日貳合、女壹合ヅ、

十八年十二月、是ヨリ先、天下飢饉シ、惡疫流行ス、是月、幕府、醫官望月三英、施藥院使丹羽

正伯ヲシテ、藥法ヲ撰セシメ、上梓シテ諸村ニ頒ツ、

【巷街贅説】^四

藥法、時疫流行いたし候節、此藥を用ひて、其煩をのがるべし、

一時疫には、大粒なる黑豆をよく煎て一合、甘草一匁、水にてせんじ出し、度々吞てよし、

右醫渥に出る、

一又茗荷の根と葉をつきくだき、汁を取て多く吞てよし、

右時疫備急方に出る、

一又牛房を搗くだき汁をしぼり、茶碗に半分づゝ二度吞て、其上桑の葉を一ト握程、火にてよくあぶり、黄に

成たる時、茶碗に水四盃入二はいに煎じ、一度に飲て汗をかきてよし、若桑の葉なくば枝にてもよし、

右孫真人食忌に出、

一時疫にてねつ殊の外強く、氣違のごとくにさわぎ苦しむに、芭蕉の根をつきくだき、汁をしぼりて飲てよし、

右時疫備急方に出、

一切食物の毒にあたり、^(酸アラン)又色々の草木、きのこ、魚鳥獸などの喰煩に用て、其死をのがるべし、

一切食物の毒に當りくるしむには、いりたる鹽をなめ、又はぬるき湯にてかき立吞てよし、

但、草木きのこを喰て、毒に當りたるに、いよくよし、

右農政全書に出、

一又胸ぐるしく腹張痛には、苦參を水にてよくせんじ、飲て食を吐出してよし、

右に同斷、

一又大麥の粉をこふばしくいりて、素湯にて度々吞てよし、

右本草綱目に出、

一又口鼻より血出て、もだえ苦しむには、ねぎを刻て一合水にてよくせんじ、冷し置て幾度ものむべし、血出止まで用てよし、

右衛生易簡に出、

一又食物の毒にあたり煩に、大粒なる黒大豆を水にて煎じ、幾度も用てよし、魚にあたりたるに彌よろし、

一又赤小豆の黒焼を粉にして、蛤貝に一つ程づゝ水にて用ゆべし、獸の毒に當りたるにはいよくよし、

右千金方に出、

一又菌を喰、あてられたるに、忍冬の莖葉とも、生にてかみ、汁を飲てよし、

右夷堅甚丹に出、

右藥法凶年の節、邊土の者雜食の毒に當り、又凶年の後必疫病流行の事あり、其爲に簡便方を撰むべき旨、依被仰付、諸書の内より吟味致し出すもの也、

享保十八辛丑年十二月

望月三英

丹羽正伯

右は、享保年間飢饉の後、時疫流行に付、町奉行所にて板行に被仰付、御料所村々へ被下候、天明四辰年、爲御救、御藥方相觸候處、年久敷事故、村々にて可致遺失儀も可有之候に付、此度猶又右の寫、村々へ領主地頭より可被相觸候、

右天保八丁酉年四月廿七日、御用番増山河内守殿御渡の旨、御目付佐々木三藏殿被相達候、

櫻町天皇、元文五年正月、疱瘡流行スルニ因リ、幕府、旗下諸士ニ藥品ヲ施與ス、

【享保集成絲綸錄】三十 元文五申年正月

疱瘡はやり候付、陰陽二血丸可被下候間、布衣以上并御目見以上之面々、望之者有之候はゞ、河野仙壽院、栗本瑞見方まで相願拜領可仕候、尤勤候者は、於御城仙壽院、瑞見え申達候共可仕候、

但いまだ疱瘡不致子共大勢有之、餘慶茂拜領致度者は、子共何人と申儀、兩人方え申達可相願候、右之趣、向々え可被達置候、

寛保二年八月一日、江戸大洪水アリ、幕府、罹災民ニ米錢ヲ施與シテ、救恤ニ務ム、江戸ノ商伊勢屋八兵衛、冬木三右衛門等施行ヲナスモノ亦甚多シ、

【徳川禁令考】二十八 救恤使 寛保二年戊八月朔日御用覺帳書抜

- 一 寛保二年戊八月朔日、大風雨に而、同三日より本所深川満水に付、同四日より扶ヶ船被仰付、小網町靈岸嶋鐵炮洲佃島より差出ス、扶ヶ來り候者共、新大橋西之廣小路江上ダ置、小屋相懸ケ、同六日より御施行被下候、
- 一 新大橋より船に積御施行相渡候分、人數拾万五拾八人、此石白米百九拾三石貳斗、但登人に付粥ハ壹合積リ、飯ハ貳合積リ、
- 一 兩國橋より船積御施行相渡候分、人數八万六千貳人、此石白米百六拾六石、但登人に付粥飯右同斷、
- 一 人數拾八万七千人○コノ計數合ハズ、何レカニ誤アラン、
- 一 石高三百五拾九石貳斗

右ハ六日より同廿三日迄、日々御施行相渡申候、御施行積候船鶴武左衛門方江被仰付、日々新大橋、兩國橋江差出シ、出役同心率領に而、本所深川出水之場所、町人共江御施行配り遣、

一同廿七日、兩御頭御褒美黄金并御時服御拜領、

一同廿八日、本所見廻り役并御施行割渡出役與力下役同心共に、御褒美拜領いたし候事、

一出役與力ハ、同日御懸り之御老中松平左近將監殿、本多伊豫守殿、加納遠江守殿江御禮に罷越候、

白銀拾枚宛

當戌年本所見廻り役
安藤源助
向方

三好助右衛門

右兩人御施行米石積り焚出所申付候、

白銀三枚宛三人

御施行割渡役
樋口空之助
向方

田邊佐左衛門

同
秋山兵藏

同 貳枚

右四人御施行割渡役相動、秋山兵藏ハ中途より病氣に而不罷出候に付、貳枚被下置候、

白銀五枚宛

兩國橋御普請奉行に而御施行役相動候
由比彌右衛門
向方

高山友右衛門

寛保二年八月
出水御救之儀ニ付御書付

御勘定奉行江

淺草川、綾瀬川堤押切、村々江入水候由、東葛西も同然たるへく候、隅田村、寺島村邊ハ淺草川之大堤に、百姓共上り居候由、近郷に地高成所有之候ハ、其所百姓共参り可申候得共、東西葛西領一面之平地に而、淺草川、中川、東之方ハ利根川之中に有之村々少々之高みに上り、存命候而も飯米有之間敷候、先近郷江計成共、淺草御藏より米を船に積廻させ相渡させ可申事、

一右仕方ハ、村々大小人數之多少不及吟味、御料私領わかちなく、米相渡させ可申候、半左衛門并江戸廻り御代官に申付、手代共船に乗せ、御米役船に五六俵に而も積せ、一ヶ村江米三四俵宛成共、名主江渡させ可申事、

一右船大キ成船俵數積候而ハ、船重く川筋参間敷候、五六俵拾俵迄積候程之船可然事、

一川筋有之所ハ勿論、常々船通路無之所も、此節ハ船可参候間、船参り次第手分ヶ致シ、淺草川、綾瀬川又ハ中川、行徳川より積、小川船之可入所より乗入、村々配候作略可申事、

一川筋通路無之所、此節葛西筋にハ多くハ有之間敷候哉、左様之所ハ水も深ク無之積りに候間、夫にハ米渡候に及間敷哉、

一右隨分早ク不申付候而ハ、無益に候、此上四五日も過可申候、又此上四五日も過候得ハ、飢候者ハ存命にて有之間敷候間、此所を第一に心得、自然二重に相渡候而も、其分ハ不苦候、今日中よりも配り、明日明後日迄に配り相濟候様ニ可仕事、

一水附候村々も、退場有之外村江成共退候ハ、左様之村々江ハ相渡に及間敷候、殊に淺草川よりも此方之村々、利根川より向之村々ハ、たとへ村江水付候而も、後に高み有之間、ヶ様之村々ハ省キ、實に食物之手當有間敷

所江遣シ候様に、御代官共江可申開事、

右之通伊奈半左衛門江申渡、半左衛門手代計に而不足に候ハ、外御代官江も申渡、無遅々様に可被申付候、

八月

御勘定奉行江

本所筋出水之由に候、先年猿ヶ股切出水之節、本所邊水押上ケ、其筋鶴飛驒江申付、助ケ船差出シ、本所等漕廻り、足弱之者乗セ助ケ候由に候間、遂吟味早々可被申付候、

八月

引書 大成令

出水之節取計方手續之事原註享和元酉年校合トアリ

一吉川町江御救小屋、梁間三間桁行拾五間、杉丸太建、惣繩結、屋根苦葺、軒高八尺、四方掛拂根太竹簀、無縁疊或葺敷貳ヶ所、并三人立雪隠ニヶ所、葺簀苦葺、惣圍竹矢來、入口壹ヶ所、外に焚出持運與力同心差配致シ候小屋、梁間三間桁行拾間、仕様右同斷、軒高壹丈、三方葺簀張、桁行五間之間、根太竹簀、琉球無縁之疊敷、前通壹間之苦葺庇付、殘五間之所土間之積、尤不足之節ハ建増可申事、
一米諸色共御買上に而、堺町葺屋町米屋共江焚出申付、登人前白米貳合積、握飯に味噌掛目凡九匁ツ、紙包に致シ、懸之者改、荷籠に而人足共に爲持、吉川町江持運、同所掛之者致差配割渡、本所深川之方ハ船之手分いたし、與力同心之内差添、呑水共配遣シ、右之通日々壹度ツ、差遣シ可申事、

一焚出場所與力同心六人雇、船之方與力同斷、同心四人、吉川町差配方與力同斷、同心六人懸リ相極、其外八日々手配可申付事、

一水引候上、右御救相止候共、老人病人片輪もの等に而、兼而困窮之上住居潰、或者大破致シ、諸道具商賣もの押流、差當可取續様無之、及渴命候極貧之もの共江、男ハ一日壹人貳合、女小兒江一日壹合ツ、御救米三十日之積、前々之通調之上可被下事、

引書 出水之節取計 ○コノ一節、年紀詳ナラザレドモ、姑クコ、ニ連載ス、

【寛保江戸洪水記】 寛保二壬戌年八月朔日二日風雨ニ付關東并信州出水之節被仰出候御書付并風説書

風説書

八日

一燒飯出、貳万人分宛、町與力同心御徒目付并御小人目付等差添、出水ニ而町々屋根其外江出候而難逃族、町船ニ被仰付、町與力同心御徒目付御小人目付罷出ル、御船も出る、并新大橋ニ貳間ニ拾五間之小屋出來、

九日

一貳万人分、兩國大橋江出ス、且又長谷川町伊勢屋八兵衛与申町人方ニ而茂、七日ハ燒飯燒味噌壹ツ宛、青銅十六文宛御上江伺之上出ス、

十日

一駿河町越後屋ヨリ施行、船ニ而越後屋与書候のほりを立、一日ニ五艘ツ、人数積五千人分出ス、

一今日迄、兩町奉行登城退出ヨリ大橋兩國邊江罷出相詰、夜迄罷在、夜四時分迄兩番所共ニ公事訴訟等無取上、差當候事計承之管上意有之候、

附、大橋兩國江町々最寄々町火消出、及暮引、

十一日

一貳万人分焼飯出し、猿江町古元町邊江當日差出候所、未行渡不申所數多有之候由、

十二日

一町船三百艘ツ、出し、永代橋請負之者共呼、如何様ニも致し相渡候様ニ申付、向々參候者計渡ス、此方々參候事可爲無用旨申付ル、

十三日

一貳万人分、當日町方々錢五拾文ツ、施行、淺草筋本町筋々出ス、

十四日

一水段々落、往來成候故、御施行一万人ニ成る、堺町吹屋町々焼飯出し、其後兩國茶屋淺草迄之茶屋共ニ焼飯出し申付ル、尤公儀御物入也、

同日

一町方十組同屋共々船ニ而、のぼりを立、船五艘つゝ施行致し、壹人前百銅ツ、

十六日

一御施行壹万人分出ル、

同日

一今日々町奉行壹人宛相越、

同日

一今日々公事訴訟有之、十八日内寄合初ル、

於新大橋施行之書付上リ候留

六日五ツ時

六軒町

冬木三右衛門

右之者々、大橋ニ集リ居候飢人ニ粥施行仕候、

六日五ツ時

長谷川町

家主

伊兵衛

右之者々、握食施行仕候、

六日四ツ時

寛保二年

寛保二年

右之者方、牡丹餅ニツ宛施行、

一酒井修理大夫方、大半切ニ入、朝八時迄粥施行、

一三浦肥後守方、握食施行、

右之者方、握食數不知施行、

右之者方、同斷、

七日

小網町

上野屋市兵衛

女房

本船町

高間傳兵衛

大橋

長谷川町

荒木伊兵衛

瀬戸物町

伊勢屋

六兵衛

四八〇

右之者方、烏目拾貳銅宛、惣高三貫文施行、

右之者方、握食一ツ宛施行、

八日

横山町

同朋町

町人共

三川町貳町目

市右衛門店

鍛冶屋

新助

右之者、ざくく汁大桶ニ入、吸物桶ニ而施行、

新吉原

町中

右者町中より、烏目三貫文施行、

九日

神田九軒町

寛保二年

四八一

寛保二年

右之醫師、粉薬三十帖施行、

十日

松浦治庵

四八二

宇田川町

越前屋

源兵衛

右之者、握食施行、

十二日

深川永代町

雜賀屋

忠右衛門

右之者、烏目十二文つゝ、惣高拾貫文施行、

六軒堀

猪右衛門店

高島正水

右之者、五續散
正氣散合刀煎し二千帖施行、

松井町

伊勢屋

徳兵衛

右之者方に罷在候旅人圓長と申出家、烏目五貫文施行、壹人に八文宛、

佐兵衛店

澁谷伴貞

右之醫師、金昌丸と申薬施行、

神田九軒町

松浦治庵

右之醫師、今日も粉薬二千五百帖施行、

岩代町

權左衛門店

太田屋

加兵衛

右之者、龜紙一帖宛、高三百帖施行、

山本町

寛保二年

四八三

寛保二年

右之者、鳥目三文ツ、高四貫文施行、

伊勢屋

平兵衛

四八四

鐵砲町

西宮與平治

召仕

權兵衛

右之者、鳥目八十文施行、

一酒井修理大夫方、切食當月六日、十二日迄、貳度宛施行、

十三日

小松町

林田屋

治兵衛

右之者、握食貳百人前施行、

諸問屋

仲ヶ間

右之者共、金五拾兩分錢に而、船五艘にて施行、

扇子橋猿江町

本所尾上町

堺屋庄兵衛

右之者、菅笠貳百、菰貳百枚施行、

本石町三丁目

市右衛門店

十兵衛

右之者方、金壹分錢にして一錢二錢宛施行、

芝飯倉町

村井清兵衛

右之者、金壹兩分、錢に致し三貫八百文施行、

十四日

濱町

武家家來

山川良達

寛保二年

四八五

右之者、鳥目百文施行、

通三丁目

山崎屋惣右衛門

召仕

利兵衛

右之者、四貫文施行、

十五日

通壹丁目

白木屋

彦四郎

右之者、百三拾貫文施行、

屋敷方

女中

右之方名者不知、古キ帷子ゆかた七ツ、此間中凡四五十施行、

一内藤銀市郎家來名者不知、五貫文一人前十文ツ、施行、

栴町中

質屋共

右之者共々、七拾貫文施行、船五艘也、

諸問屋

仲ヶ間

右之者共々、貳百五十貫文施行、

駿河町

越後屋

右之者、度々施行、

一横田甚右衛門方々施行、

一中野式部方々切食施行、

以上

【江戸真砂六十帖廣本】^八 亥年川筋大水の事

寛保亥年^{〇三}九月朔日^{〇寛保戌年^八九月朔日ノ誤}大雨にて、神田川大河通り本所大水にて、兩國橋落る、本所筋町家葛西領千住邊難義申計なし、新大橋は無別條通路あり、此節は町御奉行石河土佐守殿、新大橋の際に小屋を懸け相詰申され、助け船を新堀鐵砲洲邊へ被仰付、船一艘に大勢乗、本所へ行人々を助乗す、川端廣小路に俄に小屋を懸け、是に差置、町々へ申付、大握り飯を拵へ、本所へ船に入與ふ、火事場のさはぎの如し、御船手よりも助船數多出す、

此節町奉行石河土佐守殿御差圖によりて、本所の者共濁水に及ばず、御上に御物入もなく、石河殿御勤御感に入つて御褒美頂戴、水落て後、本所通一人に玄米にて五升宛の御施行被下置、或は裏の鉢坊主も五升宛申請、玄米にて飯にいたし候哉と問しに、徳利へ入、細き丸木の末にてつき候へば、白米になるよし語る、何者の才覺にてや、萬事工夫してみるべし、此節江戸中越後や始め名有商人、有徳人目印に小幡を立て、船に握り飯を乗せ配る、隅田川三圍り邊は、淺草並木山屋始め出す、

桃園天皇、寶曆七年二月是月、幕府、故將軍家宣室近衛氏ノ十七周忌ニ當リ、施米ヲ行フ、明年九月、家繼生母勝田氏ノ七周忌ニ當リテ、又之ヲ行フ、

【寶曆集成絲綸錄】 十二 寶曆七丑年二月

御勘定奉行に

今度於増上寺、(兼三寶院)天英院様御法事ニ付、

米貳百俵 施行米

右之通被下候間、町奉行申談、先格之通可被致候、

二月

寶曆八寅年九月

町奉行に

今度於増上寺、(兼三寶院)月光院様御法事ニ付、施行之儀、御勘定奉行え申渡候間、相談先格之通可致候、

九月

後櫻町天皇、明和二年是歲、醫多紀元孝、江戸神田ニ醫學館ヲ立テ、躋壽館ト稱ス、子元惠之ヲ繼承シテ醫學ヲ講ズルノ傍ラ貧病者ニ施藥ス、尋テ幕府之ヲ助ケ、遂ニ躋壽館ヲ以テ官庠トナス、

【事實文編次編】 十

醫學館記

今村亮

凡事上欲起之、而下無其人則已矣、下欲爲之、而上無援之則亦已矣、必也上下相待而功始成、中古以來、擾亂相襲、醫學之廢久矣、元和一統後、治平殆二百年、國家猶闕醫學之設者、蓋以下無其人也、多紀玉池先生、慨然有感于斯、奮發立志、請起私學、官允之借以地、於是始新營建學舍、以招延生徒、實爲明和二年乙酉、其所以躋民于壽域垂惠於千載、蓋不唯醫門之榮也、其地係司天臺舊址、在佐久間坊既竣功、命曰躋壽館、有前門以通賓客、中門以通生徒、後門以通執事、講堂以安神位、祭祀用春秋二仲、堂之正門設橋、以擬泮宮、有客堂、有書塾、有庖厨、有房舍、有書庫、有藥園、又一亭曰游息軒、爲諸生覆審之所、後門內一字、館主住焉、傍舍住執事人、總理一人、用儒者、初井上蘭臺司之都講數人、館主外數名掌講說、教授若干人、掌句書記辨事、司藥材、錢學童、充給日講所課之書、本草、素、靈、難經、傷寒論、金匱、一從都講所見、講後諸生更質正之、六部外各醫書、迨晚講習之、經絡針灸、診法藥品、醫按疑問、約日會集、各都講論裁之、患者請治、都講先診、次令諸生交察、約條極嚴、記貼各壁、無幾先生捐館、藍溪先生繼先志、專幹學務、(天明)天明五年戊子、官賜其地、(天明九年)而壬辰大火館亦燼、乃再擴講堂、增學塾、前此(天明)天明四年、設百日課、照察勤惰、黜陟座位、以勵生徒、爾後掌講者、山田圖南、桃井陶庵、目黒道琢、服部玄廣、加藤俊文、(文久)田村元雄、太田

長元、小阪元祐、岡田道民等、前後互進、儒則井上金峨、吉田篁墩、龜田鵬齋、太田錦城輩、並講經典於館中、亦皆限百日卒業、不許諸生外出、兼設施藥局、以救貧人、試諸生診察、凡一歲中、學費頗多、而課銀不過人三錢、館主產爲是蕩盡、百日課四年而止、蓋出不得已也、於是寬政二年、官更賜市郡一區、既而白河侯入關、三年十月、命爲官學、充醫官子弟習業之場、課約遵前規、少加損益、是年以來、幅井立助、池田瑞仙、荻野左衛門、小野蘭山等、相繼奉召任都講、皆出於館主薦達云、於是醫人感激、生徒益進、人才勃興、加之桂山先生聰明稟天、洞詮千古、究斯道之淵源、使生徒知其所歸焉、是豈不上下相待而功始成歟、嗚呼何其盛矣哉、久之前賢既逝、後賢繼起、規局亦復不無少變、頃日亮承乏校正醫書、獲縱觀醫學、殿堂門廡大率如舊式、其講書之課、診察之務、今猶昔、惟恐此間匪學猖獗、凌轢我道、並黨結社、屹然擬醫學、可勝嘆已、則奉正學者、宜憤激淬厲以益皇張我道也、感仰之餘、就師門譜牒及所見、記其概略、並圖其規制、置諸家塾、使後世知在上恩澤固可欣戴、而三先生之功德之美、不可不俎豆也、

【皇國名醫傳】

下 多紀永壽院

多紀元德(忠)字仲明、通稱安元、號名醫康賴之裔、高祖元泰自別族爲金保氏、始以口科仕神祖、及父元孝請改今姓、復內科、元德少負氣、以先世名家、欲振興其業、窮閭漏屋無求弗應、好張介賓之方、後溯長沙、其術益精、初元孝欲設學舍、以廣講習之道、上請得城北天文臺故地、新剏壽館、生徒日聚、元德繼遺志、更開拓之、規模大具、既遇災而再造、土木經營身任其責、家產爲之一空、不以爲意、安永中擢侍醫、敍法眼、天明末進法印、賜號永壽院、白河侯執政、百度維新、元德有所獻替、官醫宿弊頓改、又請設製藥所、以備進用藥劑、尋有旨、卽其學舍、

更加修飾、命醫官子弟、悉就學、仍以元德爲教諭、於是轉家塾爲國學、爲大府立一盛典、皆元德功也、以勞賜別俸三十口歲支百兩、子孫世總學務、元德(家傳)歷事浚恭二廟、每進見、便面陳攝養之方、或錄其說以進、嘗言、我之爲職豈止候病處劑、平時調護預防病源、此爲要務、其無事在家、必晨起正服、人間其故曰、身承乏執匕、奉召稽滯、何以供職、後以疾致仕、

【日本教育史資料】

十九 醫學 時還讀我書續錄拔抄

醫ノ學校ハ、中古兵燹ヨリ其設廢替ノ、建業已來モ此事特リ缺典ニ屬セシ故、玉池府君深クコ、ニ慨シ、志ヲ發シテコレヲ草創シ、藍溪府君ヨク其業ヲ紹構ノ、遂ニハ官庠トナシ玉ヒテ、洋々乎トノ其盛ナルヲ極ルニ至ル、雪霜稍移リ、香宿凋落ノ、今ハ兩府君經營ノ矩矱ト其功勞トヲ知ルモノ少シ、仍テ之ヲ家牒ニ按シ、マタ之ヲ叔父山崎青園君ニ質ノ、茲ニ其概ヲ舉テ、子弟ヲシテ欽仰セシム、抑々其綿繚ハ明和二年乙酉ノ歲ニテ、官ヨリ神田佐久間町二丁目司天臺ノ舊地ヲ借セラレ、始テ醫學館ヲ造リ、文化三年丙寅ノ大火後ヨリ、地ヲ今ノ新橋ニ移サレテ、此地ハ秋田侯邸ノ替地トナレリ、今ハ轉シテ旗下ノ士ノ邸トナレリ、踏壽館ト名ヲ命ス、其結構ハ表門アリ、外來ノ者此ヨリ出入ス、和泉橋東ノ河岸、裏門アリ、館中常住スル者是ヨリナリ、津候ノ表門ト町家ヲ隔テ相對セリ、中門アリ、生徒往來コレ擬泮水并橋アリ、講堂アリ、内ニ神位アリ、朝夕講說、客廳アリ、ヲ掲告シ、又ハ官醫等貴客迎接所ナリ、食堂アリ、諸生コ、書庫アリ、醫書ニ限ラズ、藥園アリ、時節ヲ以テ草學舍アリ、ヲ居ラシム、游息軒アリ、外ノ生徒此所ニ於テ講書ノ間覆審ス、上ノ間ハ官醫中ノ間ハ列國醫員、下ノ間ハ市井醫ト定ム、都講學舍アリ、都講教授ノ意フトコロナリ、此外總理等ノ居宅アリ、館主ハ裏門ノ内ニ住ス、教導ノ方ハ本紳經、素問、靈樞、難經、傷寒論、金匱ノ六部ヲ、毎日輪講ナサシメ、都講コレヲ折衷シ、其他ノ書ヲモ輪講シ、更ニ經絡、鍼灸、診法、藥物、醫案、疑問六條ノ會ヲ設ケ、各々ノ都講コ

レテ教導ス、醫案、疑問ハ文辭ニ預リ、其餘ハ皆事ニ就テ之ヲ傳フ、診法ハ、鄙賤ノ治ヲ請フ者ヲ都講先診シテ、其後諸生ニ診セシメ、習熟セシム、其講例ハ諸書皆原文ヲ用ユ、解説ハ一家ノ注ヲ定メテコレヲ取り、講師己ノ所見ヲ説トキハ、據トコロノ解説了テ後、之ニ及ホスナリ、其人ニハ總理アリ、學政一切ヲ掌ル、儒士井上蘭臺ナ、都講アリ、講會ノコトヲ、日々司ル、教授、ヲ授ク、藥園監アリ、書記アリ、學舍諸生ハ三等ニ分テリ、治學兼備ヲ上等トシ、治足リテ學不ト、辨事アリ、館中一切藥物書籍、童子アリ、驅役ニ、各其任ヲ守ル、其規條ハ講堂、都講學舍、諸生學舍、食堂、文庫各其壁ニ揭示セリ、其藏書ハ古今醫書ヨリ、經史子集ニ至ル迄コレヲ藏蓄シ、總理コレヲ司リ、生徒ノ借覽ニ備フ、其祭祀ハ春秋二仲ヲ用ユ、此皆曾祖考ノ定メラレシ所ナリ、金峨井先生ト商量アリ、蓋其歲ノ四月十日、醫學取立ノ願ヒヲ上ラレ、五月九日ニ允玉ヒテヨリ、丞ニ土木ノ功ヲ起サレ、十一月九日ニ開了リケルトソ、翌年曾祖考世ヲ去リ玉ヒ、七十、二歲、祖考家ヲ嗣テ更ニ勉勵シ玉ヒシ故、明和五年六月學館相續テ、爲ニ助成町屋舖ヲ賜ヌ、其後壬辰ノ大火ニ、醫學館モ回祿セシカハ、再造築ナシ、講堂モ前ヨリ廣ラレタリ、講堂ハ舊制ヲ擴ケテ七十疊シキニテ後ニ神位アスレハ凡ソ、斯ク張皇ヲ加ヘラレケレバ、學舍ニ至テハ其教猶未タ備ラサル故、天明四年甲辰ヨリ百日教育ノ舉始レリ、其法格ハ二月十五日ヨリ後百日ノ間、有志ノ生徒ヲノ學塾ニ入テ勤學セシメ、マタ外來ノ生徒モ日々講授ヲ聽_レテ得セシメ、學舍ハ三楹ニテ、楹四席ニ分チ、每席十六人凡テ一百人ヲ限トシ、一舍ニ舍長二人アリ、外ニ監察四人アリテ、總理共ニ學政ヲ督理ス、館主ヲ始總理監察日時ニ合中ヲ巡檢ス、百日内ハ生徒ノ外出ヲ禁シ、飲酒ヲ慎シム、其勤惰ニ從テ、講席班列等ノ黜陟アリテ、入學ノ時ハ、親族ヨリ券書ヲ出シ、總理ヨリ規約ヲ示諭ス、講例ハ舊式ニ遵ヒ、六部書ヲ定トシ、先教諭ハ素問ヲ講シ玉ヒ、山田圖南、桃井陶庵ハ傷寒論ヲ講シ、圖南

人笠原雲仙、中林俊庵代講ス、陶庵ハ田沼侯ノ醫ナリ、目黒道琢ハ内經難經等、羅恕公是ナリ、其門人曾、服部玄廣ハ靈樞、清水公ノ、醫ナリ、加藤俊丈ハ難經、市醫ナリ、田村元雄、太田長元ハ本草、曾根昌啓、等代講、小坂元祐、岡田道民ハ經絡ヲ講セリ、道民ハ井伊、侯ノ醫ナリ、儒家ニハ金峯先生、吉田篤墩、龜田鵬齋繼テ錦城先生皆講アリ、大抵百日中一部ノ書ヲ卒業セリ、日々三人宛講授セリ、内外ノ諸生總テ二三百人ニ及ヘリ、皆互ニ研究ノ辯難セシトソ、更ニ二百日中施藥アリテ、診治ノ法ヲ習シメ、醫案會アリ、百日中、疑問會、一百日、藥品會、百日中、蓋其約極テ嚴ニテ、教育ノ方具備セストイフナシ、但此舉ハ甲辰ヨリ丁未迄、僅ニ四年ニシテ、凡テ學校ノ費用ハ毎年藩醫市醫ヨリ寄附銀アリ、一人ニ助成地アリト雖、給足スルニ至ラス、況ヤ造築ノ_レ、百日教育等ニ及テハ、其費少カラス、皆私家ノ財ヲ以テ是ヲ補フ、故ニ一時ニ家産モ蕩盡スルニ至レリト、故ニ寛政二年三月再ヒ相續町屋舖三ヶ所ヲ賜レリ、然ルニ其頃霸朝ノ御代改リテ、前白河侯政ヲ執テ、舊弊ヲノ糾サレ、從來公ニ醫學ナク、醫官ノ多ハ游惰ナルヲ以テ、私塾ヲノ官庠ニ革ラル、_レヲ同三年十月ニ命アリテ、四年正月廿五日開講アリシヨリ、遂ニ官醫習業ノ場トナレリ、ナレバ祖考ナテ其政ヲ掌リテ、其規模モ概ネ舊章ニ遵テ、聊増損ヲ加ヘラレシノミナリケル、略下

御目付に相達候書付

醫術家業の者出精致し候様を、近來度々御世話も有之候故、無油斷修行可仕事に候得共、其内には相應の師も無之、又は廣く療治等可致候ても、病家數少く、或は施藥等の入費行届兼候類にて、志有之候ても不得止事、修行成就不致者も可有之哉に候、依て此度村醫學館夫々世話等致し候者被仰付候間、出席の面々醫學治療相談致し可

申候、所々より施薬等の儀も出来候様、御手當可被成下候、寄合小普請の御醫師を始、子弟の類、且當時御奉公相勤候ものも、篤志の輩も一同可有出席候、惣て醫の職分は至て重き事に付、精々厚く鍛練有之度儀に候、乍然流儀見職等一同には無之事に候間、入學の外出席の面々は、只聞見を廣め、治療の相談等致し候譯に付、心得たかひ無之、彼我を存せず、相互に學業術研究致し、其道精熟候様可被心懸候、尤諸科同然たるへき事、典藥頭并奥勤の面々、法印法眼の御醫師の分は罷出候に不及候、已達の上にも聞見を廣め候儀は第一の事に候得は、出席可仕と存候ものは勝手次第の事に候、其餘出席難致面々は、其譯支配中迄可被書出候事、

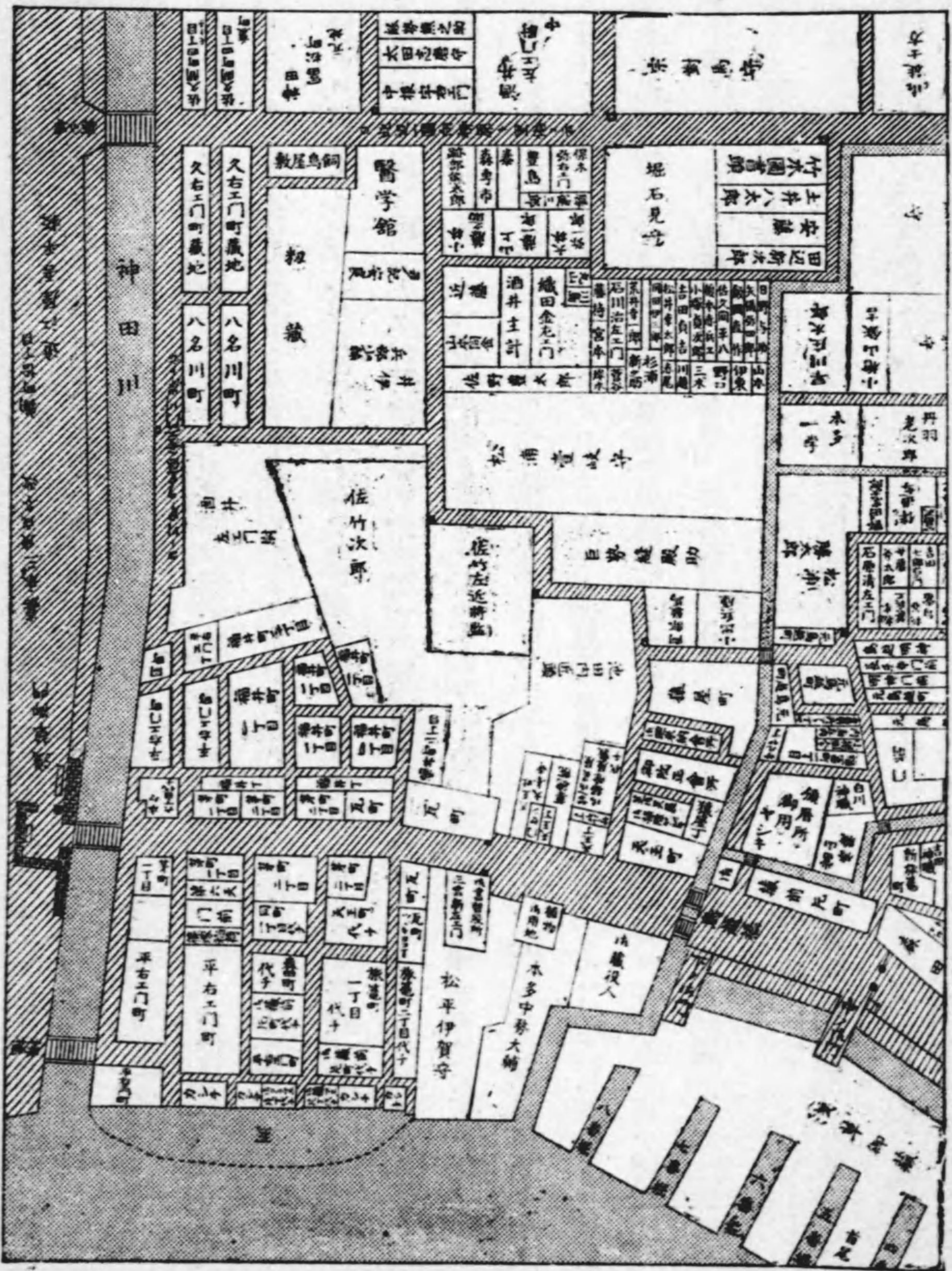
右之通寛政三年相觸候處、年曆を経候に隨ひ、達の趣不心得の者共も可有之哉に候、依之醫學館の儀今般寛政度の御趣意に相復し、精々厚く世話可致旨、醫學館世話役共へ相達候間、惣御醫師中を始、子弟の類迄無懈怠出席致し、醫業格別相勤、醫學治療相談可被致候、年頃に相成候ても勝手向不如意等にて、出席難成輩抔は、綿服相用、召連候家來迄も如何様にて不苦候間、出席可被致候、其餘出席難致者、委細の譯相認、支配に迄可被申聞候事、

右之通惣醫師へ可被相觸候、天保十二年十一月

右之通御目付に相達候事、

藥價ハ總テ收納セス、皆施薬ナリ、且極貧ノ者ヘハ、入館中食料ヲモ與フテ療養セシムルコアリ、然尺朝來リテ夕ニ歸ル事ニテ、今日ノ如ク全癒迄入館スルモノニアラス、○上下略、醫學館ノ設立及ビ形状等ノ概記ニカ、ル

【嘉永三年江戸分圖】



醫學館圖

申候、所々より施藥等の儀も出來候様、御手當可被成下候、寄合小普請の御醫師を始、子弟の類、且當時御奉公相勤候ものも、篤志の輩も一同可有出席候、惣て醫の職分は至て重き事に付、精々厚く鍛練有之度儀に候、乍然流儀見職等一同には無之事に候間、入學の外出席の面々は、只聞見を廣め、治療の相談等致し候譯に付、心得たかひ無之、彼我を存せず、相互に學業術研究致し、其道精熟候様可被心懸候、尤諸科同然たるへき事、典藥頭并奥勤の面々、法印法眼の御醫師の分は罷出候に不及候、己達の上にも聞見を廣め候儀は第一の事に候得は、出席可仕と存候ものは勝手次第の事に候、其餘出席難致面々は、其譯支配中迄可被書出候事、

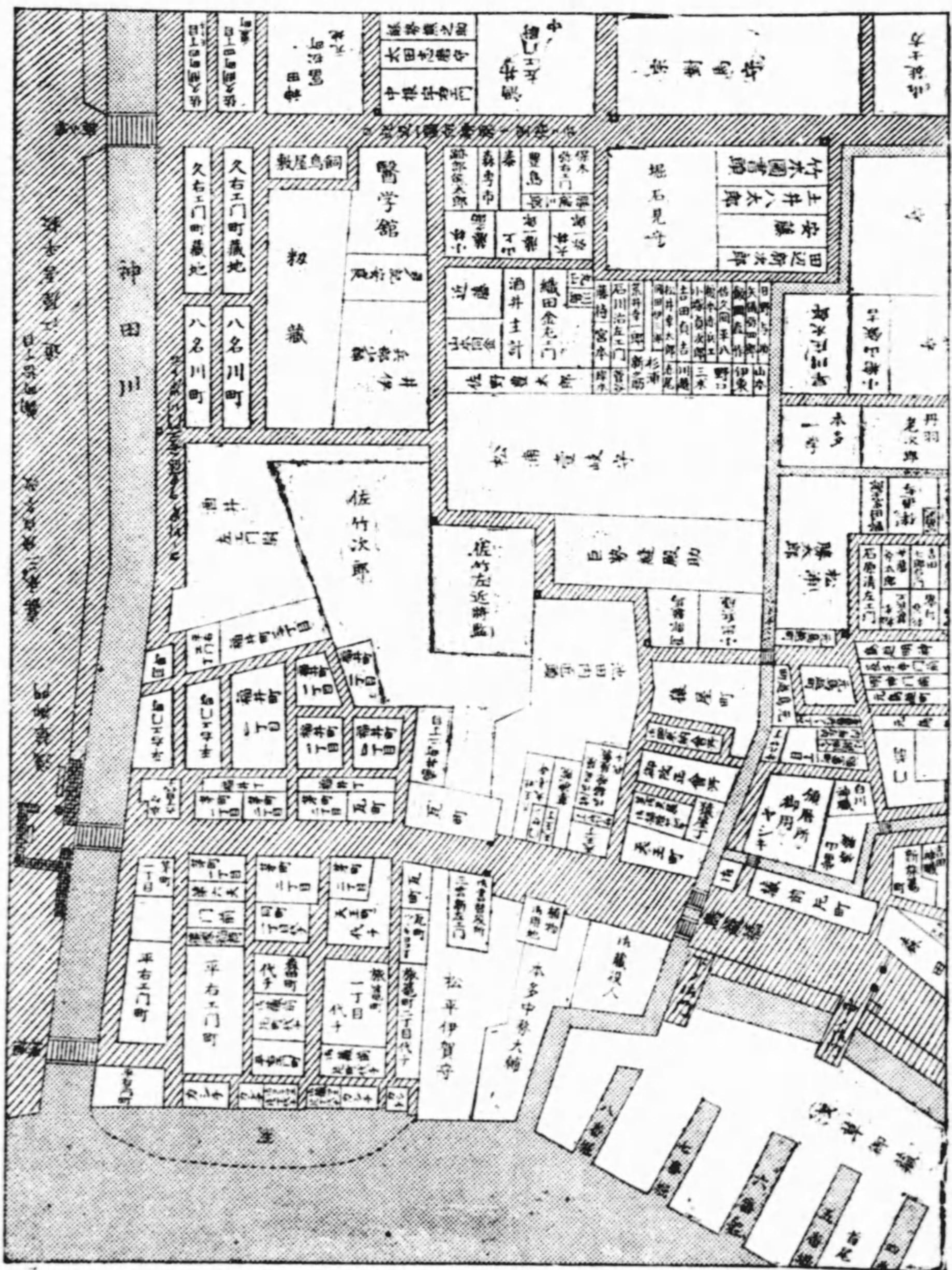
右之通寛政三年相觸候處、年曆を経候に隨ひ、達の趣不心得の者共も可有之哉に候、依之醫學館の儀今般寛政度の御趣意に相復し、精々厚く世話可致旨、醫學館世話役共へ相達候間、惣御醫師中を始、子弟の類迄無懈怠出席致し、醫業格別相勤、醫學治療相談可被致候、年頃に相成候ても勝手向不如意等にて、出席難成輩抔は、綿服相用、召連候家來迄も如何様にて不苦候間、出席可被致候、其餘出席難致者、委細の譯相認、支配に迄可被申聞候事、

天保十二年十一月
右之通惣醫師へ可被相觸候、

右之通御目付に相達候事、

藥價ハ總テ收納セス、皆施藥ナリ、且極貧ノ者ヘハ、入館中食料ヲモ與フテ療養セシムルコアリ、然ル朝來リテ夕ニ歸ル事ニテ、今日ノ如ク全癒迄入館スルモノニアラス、
○上下略、醫學館ノ設立及ビ形狀等ノ概記ニカ、ル

【嘉永三年江戸分圖】



醫學館圖

七年五月、出雲松江城主松平治郷、領内ヲ巡視シ、錢貨ヲ出シテ鰥寡孤獨ヲ救済ス、尋テ、又土木ヲ起シ、細民ヲシテ食ヲ得シム、

【治國譜考證】 恤貧民

明和四亥年冬十二月、當侯御世ヲ嗣玉ヒテ、同六丑年秋九月、西丸御普請御手傳ノ公役畢テ、同年冬十一月、御休息ノ爲メトシテ、以上命御國ヘ入ラセラル、翌年明和七寅ノ夏五月、初メテ御國ヲ巡リ玉フ、是時朝相公御供ニテ、郡々ヲ巡見シテ民ノ疾苦ヲ問ヒ玉フニ、御支配數十年來ノ急迫ニヨリテ、聚斂ノ痛ミ民ノ骨髓ニ染ミ、上農夫モ無告ノ者ヲ恤ニ餘力ナク、新政ニ移リテモ間ナキ故、恩澤未貧民ニ不及、於是君侯ノ思シ召ヲ以テ、府庫ヲ開キテ、銅錢三千貫文出之、鰥寡孤獨ノ窮民ヲ賑救シ玉フ、繼テ又同年秋八月ヨリ、大河普請ヲ起シテ、一周年ニ三十萬人餘ノ夫役ヲ用ヒ、此人夫ヲ御國中ノ惣百姓ニ賦シテ出サシメ、定法ノ賃米ノ半分ヲ上ヨリ賜ハリ、其他ノ百姓ノ石高ニ割リテ、之ヲ償ハシム、傭夫ノ賃錢ハ民間ノ相對ニ約之、一日一人百錢許リノ傭賃ニテ使ハル、安永二巳ノ秋マデ、三年ノ春秋ヲ歷テ、傭夫ノ高百万人ニ及ベリ、是ヲ以テ細民食ヲ得テ經營ヲ快クス、貧民菜色ノ憂ナク、還テ役使ノ人稀ニシテ、奴婢僕隸ノ給米昔年ニ倍ス、都鄙ニ乞食ノ聲ヲ聞ズ、此恩澤下民ニ及ブノ證也、蓋文王ノ治國鰥寡孤獨ヨリ始ルト云フニ本ヅキ玉フ歟、

後桃園天皇、安永二年二月是月、江戸疫病流行シ、人多ク死ス、幕府、罹病者ニ朝鮮人參ヲ與フ、

【武江年表】 六

三月末頃より、疫病行れ、人多く死す、江戸中にて三月より五月まで凡十九萬人疫死といふ、大方中人以下なり、御救として朝鮮人參

を給はる

光格天皇、天明三年八月十六日乙亥、陸奥ノ農宇右衛門、克ク貧者ヲ救ヒ、病者ヲ憐ム、是日、幕府、之ヲ賞ス、是冬、陸奥大ニ飢饉ス、宇右衛門、無足ヲ以テ、金錢ヲ窮民ニ貸與シ、以テ之ヲ救フ、

【一話一言】 四十四

熊坂氏恤民書付

天明三年八月十六日、奥州熊坂宇右衛門御褒美被下候時御勘定所書付之寫

松平陸奥守御預り所

奥州伊達郡高子村

百姓 宇右衛門

右宇右衛門義（下略）貞實成者に付、年來村方へ奇特成取計仕候旨、村方一同訴出候に付、相糺候處、親宇右衛門代より常々小前百姓共をいたはり、御年貢年々無滞致皆済、寶曆五亥年凶作之節、其身并家内之者ども粥を給村内困窮之百姓共へ粃貳拾石、麥三拾俵差遣し、當宇右衛門代に罷成、明和三戌年困窮之百姓共へ麥三拾俵合力仕、相續成兼候者へは、金七八兩、米麥五六石ヅ、年毎に差遣し、不作之年自分夫食不足之節は、代金にて差遣し、御年貢等差滞候節は、村役人陣屋元へ、往來も繁ク雜用も相掛り小前之ものども痛に相成候義を歎き、其砌は金子差出上納爲致、都て親宇右衛門代より差遣候分、合力仕候心得に罷在候へども、返濟仕候者も有之候へば受取置、尙又困窮之者ども之手當に仕、其外長病にて罷在候者へは、米等を差遣、醫師を頼み療治等之

義迄世話いたし、又は困窮にて他村へ奉公等に罷出候者へは、夫々に手當いたし、引戻候様取計候へば、是等之義は年季之義に付、員數不相知小前百姓どもをいたはり候に付、難取續體之者も相續仕候、右高子村之義は山間之惡地にて、近年水旱損相續、村方難儀仕候得共、右之通宇右衛門年來深切に手當仕候に付、百姓共取續年々御年貢無滯上納仕、諸事宇右衛門を見習、百姓共農業出精仕、一村之交りも睦敷罷成候段、宇右衛門奇特之義ども村方一同申之、郡中へも相響、自然と人氣も宜敷相成候義に付、可相成候はゞ相應之御褒美被下置候様仕度旨、陸奥守御預り所役人申聞候、○中

見出し 天明三年八月十六日出羽守殿

御勘定奉行に

松平陸奥守御預所

奥州伊達郡高子村

百姓 宇右衛門

右之者生得實體成者にて、數年村方へ奇特之取計致候に付、其身一代刀差免、并子孫迄名字名乗可申候、爲御褒美書面之通被下之、

右は御勘定所之書留を寫置候也、

其後又々困窮之者を救候書付、熊坂氏よりかり得て、寫左に記す、

一天明三年癸卯奥州飢饉之節、伊達郡高子村百姓熊坂宇右衛門、困窮之村々へ、農夫食代として借遣し候書付、

村々より届書出し候書付によりて抄出す、

一箱崎村 家數五拾六軒へ金貳拾壹兩三步

卯十二月 來辰六月改無利足にて返済之積、

一同 拾六軒へ金五兩

辰二月十二日 當辰六月廿五日限無利足、

一上保原村 七拾貳軒へ金三拾兩程

卯九月之内借す、但是ハ他領ゆゑ書面には無之、

一信夫郡鎌田村之内阿武隈川東向鎌田村高子ノ隣村也、家數三拾九軒へ金拾六兩

卯十二月カス、來辰の六月切に無利足返済之積、

一信夫郡瀬上村之内阿武隈川東向瀬上高子ノ隣村也、貳拾七軒へ金八兩貳分

卯十二月カス、來辰六月無利足返済之積、

右各届書アリ、略之、高子村ノ計記之、

乍恐以書付御届奉申上候事

一當村百姓熊坂宇右衛門儀、村内困窮百姓手當之義は、平年にさへ彼是深切に世話いたし吳候者に付、當大凶年に相當り、手當いたし吳候義は、不珍候得共、當年之義は別て厚き深切之取計奉存候に付、乍恐品々左に奉申上候、

覺

一錢拾三貫三百五十文

是は當二月九日に、例年之通農夫食代六月十五日限に返済之積、無利足にて用達吳申候、尤日限に返済仕候、

一金貳兩壹分ト錢五百文

是は當六月四日に、夏成御上納金に、此月末迄無利足にて用達吳申候、尤日限に返済仕候、

一錢拾貳貫五百文

是は當八月廿三日に、私共之内困窮百姓十二軒へ、夫食代ミして合力仕くれ申候、但男壹人へ錢三百七拾文づゝ、女壹人へ錢貳百五十文づゝ、子共壹人へ錢百貳拾五文づゝ、但此節米壹升に付錢七拾貳三文位仕候、

一糶貳石四斗貳升五合

是は當八月晦日に、私共之内困窮百姓十二軒へ、合力仕くれ候、但此節新米は出來不申、古米は疾にたべ盡し、且つ調物にも一切無之時節に付、誠に及飢渴に申體の處、右之通合力仕吳候を以、困窮百姓助命仕候義に御座候、

一金拾貳兩

是は當九月七日に、私共十六軒へ、來辰農夫喰調代金に用達くれ申候、但返済之義は、兩三年之内世柄

立直り次第、元金無利足にて返済之積りに用達くれ、尤銘々割渡し候金子を以、糶相調、當時名主宅へ預ケ爲置、來春農夫食に爲貯置申候、

一金七兩貳分

是は例年之通、御年貢金上納仕候に付、私共之内極難澁之もの十三軒へ、來辰六月十五日限に無利足にて返済之積に、昨廿三日に用達吳申候、

一金貳兩貳分

是は當時より正月中迄之夫食代に、私共之内極難澁之者拾三軒へ、來辰の六月十五日限無利足にて返済候つもりに、昨廿三日用達吳申候、

右之通手當仕取計ひ吳申候、尤内々右宇右衛門存寄之趣は、當年は米穀高直に候得共、せめて金錢だに相出し候はゞ手に入可申候得共、來春夏之間は、七八月之間に至り候はゞ、米穀調物にも有之間敷と相考候趣に付、少々貯糧有之分も、當年は不相出來年に至り、必至之時節に至、助成可仕存寄を以、當年は金錢を以見繼吳候由、是等之處至て深切成志と奉存候、ことに其身は勿論家内中共に、雜穀干糶粥等にて、朝夕簡略仕、此節金壹分に付米八升六合より九升迄仕候得共、一粒も賣拂不申、來年に至り村内隣村之救に可仕下之心之由、誠に深切成志に奉存候、其上悴同苗軍次郎義、一ヶ月に三四度づ、村内相見舞、家内有無をも見届、困窮之私共へ彼是力を付吳候に付、はたらき候にも自然ミすゝみ有之、麥作も無恙仕付仕候、來夏之取續にも罷成候義、偏に右宇右衛門廣大之深切故と奉存候、右品々別て奇特之取計ひ共と奉存候に付、乍恐村内總百姓連印書付を以御届奉申上候、以上

仙臺伊達御預り所

奥州伊達郡高子村百姓

善八印以下十五人
連署人名略ス。

天明三年卯十二月廿四日

仙臺御預り

桑折御役所

前書御届申上候通、相違無御座候に付、奥印仕奉差上候、以上、

右村組頭 庄四郎 印

同 名主 惣右衛門 印

十一月五日^辰、奥羽大ニ飢饉ス、米澤城主上杉治憲、領内窮民ヲ救ハントシ、米穀ヲ他領ニ求メ、以テ賑給ス、是日之ヲ始ム、

【鷹山公世紀】^六 天明三年十一月五日、^中是日より御領内數十ヶ所に於て、男子は三合、女子は二合五夕の

割合を以て、日々窮民に御救米を賜ひ、又味噌蔵を開て人毎に味噌十匁を與へ、貧困甚しき者には衣類をも施與せらる、十四日、富裕の農商へ、米金御借上被仰出、郡奉行代官への命に曰く、

當年作毛至て不熟に付て、當十一月より來八月迄の内餓死人罷出候ては大切の儀と、代官中評判の上、救米中勘五千俵と見詰、此内二千五百俵在々物持共より借受を以取凌可申候間、殘二千五百俵は御渡被下度由存寄申出候處、右殘の分は在々備糧を以、餓に及ひ候者無之様に郡奉行中代官中取量可有之旨、猶又存寄の趣則及御沙

汰候處、在々も近年至て相衰候段、被聞召上、御氣之毒には被思召候得共、御自力に不被爲叶候間、何分申立に被相任候、依之二千五百俵は富家の者へ割合、各評判の上早々可被申出候、且又在々備糧を以繰合の儀は、郡奉行差圖可有之候、此上猶又各誠精相盡し、餓死に及候者一人も無之様に、何分宜く取量任入候事、
但御返濟の儀は、各評判存寄可被申出候、且本文の五千俵は小國中津川の備は相除き申候、
町奉行郡割所への命に曰く、

當年作毛不熟に付て、御國の患難は各申盡し候通に候、然に當作の出来と諸民の數相調候處、來新穀迄の飯料不行届、御敷敷被思召、越後酒田に於て御買米被仰付候得共、中以行届候見切無之候、依之猶又御買米被仰付候得共、最早御金の配りも成兼候、されは逆重き人命に相懸り候飯米の儀、夫迄に可被成置様も無之候、尤町家も近年至て相衰候段は被聞召上、御氣之毒に被思召候得共、御自力に不被爲叶、町家の物持共へ千兩御用金被仰付候、割合の儀は各評判の上早々可申出候、

但右御借上御返濟の儀は、此度の御買米を以可被相渡候、乍去他領より買米の儀に候へは、價も貴く可有之候に付、面々の損毛も痛入たる事に候得共、人命の重きを相考、無據儀と可相心得候、尤御買米來春に至り着次第可相渡候事、

江戸三郎も亦飯米缺乏を告るに至りしかは、江戸御家老千阪清高挺身尾州家に使し、懇切請願の上、米三千俵を借受、在番者の急を濟救せり、

是歲未曾有の凶作にて、初の程は寶曆五年に比すれば二分増ミ唱ひしも、秋收に至りて殆と皆無も云ふへき程

に至りしかは、公日夜御心力を盡させられ、三時の御食も下民同様に粥糲を用ひ、米澤江戸の諸御奥及世子諸公子皆是に準し、只管至誠を以て有司庶民を鼓舞振作せられ、上下貴賤一國一家の思ひを爲し、諸有司は窮民を救ふの多きを競ひ、富商家農は貧者に施すの豊かなるを誇り、御經濟窮迫の御時節なるも、仁澤遍く行渡り、遠山窮谷の民に至る迄、一人も餓死離散する者はなかりしなり、是時隣邦諸國米價大に沸騰し、大抵一俵拾貫文以上に昇り、盜賊一揆蜂起せしも、我米澤は五貫文を超える事なく、上下恬安毫も物騒はしき事なし、他國の流民入來りて食を乞ふ者多く、其中道路に斃死する者あれば、假埋葬を爲し、其側に札を建て、縁者の尋來るを待たしめらる、此凶荒に付年貢の濟下り及救恤に用ひたる米穀の數は左の如し、

一、二萬七千三百八十三石三斗七升五合六夕天明三四年米金濟下總石高

内譯

三萬千三十俵八斗五升二合二夕八才

五千貳百六拾九兩參分永八拾九文五分

右凶作に付、一作引米一萬八千五十三俵餘、金千四百貳拾九兩貳分餘、郷中濟下米一萬千二百二俵餘、銀方

下錢壹萬六千六百貫文御貸付を以て、濟下補填分を濟下と見做し、金參千六百兩參分餘、外に小國分濟下

米千三百七十三俵餘、金貳百參拾九兩壹分餘、取合如斯、

五千四百六十五俵一斗五升五夕

四拾七兩參分永拾六文

右當年より翌年春迄飢難者御救米御貸付分米四千三百三十俵餘、金拾壹兩貳分餘、鹽味噌着服代參拾六兩餘、小國分御救米御貸付千三百三十五俵餘、取合如斯、

三月廿日、莅戸善政陳情書を公に上る、

九千五百九十三俵五升五合二夕二才

千八百貳拾五兩壹分永拾貳文九分

右翌年分一作引米九十九俵餘、金七兩貳分餘、濟下米九千四百十五俵餘、金千六百六拾五兩參分餘、小國

分濟下米七十八俵餘、金百五拾壹兩貳分餘、取合如斯、

計米四萬六千八十八俵三斗五升八合

金七千四百拾貳兩參分永百拾八文

此金錢にして四萬四千貳百八拾五貫七百八拾四文、兩替六貫四百文、米にして一萬四千七百六十一俵四斗一升七合六夕、一俵直三貫文、

右總石にして二萬七千三百八十三石三斗七升五合六夕、救恤に使用したる米穀は御藏糶一萬四千俵、諸士備糶八百三十九俵、在郷園糶一萬俵、義倉備糶千俵、合米にして一萬二千九百二十俵、外に酒田買入米九千五百七十五俵、越後買入米二千三十俵、合壹萬千六百五俵、外に翌年麥の出高大凡二萬四千俵、彼是取合總計四萬八千五百二十五俵なり、

【翹楚篇】 一天明四年の事なり、去年の飢饉に人民安からざる折ふし、連日の雨氣にて、或は曇り、或は雨降、